

令和8年度(2026年度)

学 生 便 覧



関西医科大学リハビリテーション学部

目次 第1部 教育課程編

1. 関西医科大学 教育の方針

- 1 建学の精神 p. 2
- 2 大学の使命 p. 2
- 3 人材育成の目的 p. 2

2. リハビリテーション学部の概要

- 1 学部・学科・学位の名称 p. 3
- 2 取得可能な受験資格 p. 3
- 3 教育指導体制 p. 3

3. 教育課程の特色

- 1 教育の理念 p. 5
- 2 アドミッション・ポリシー
(入学者受け入れの方針・求める学生像) ... p. 5
- 3 ディプロマ・ポリシー
(卒業時に身につけておくべき能力) ... p. 5
- 4 カリキュラム・ポリシー
(教育課程編成・実施の方針) p. 6
- 5 科目の編成 p. 8
- 6 学びの進み方(教育課程・カリキュラムマップ) ... p. 9

4. 学修支援システムと連絡方法

- 1 学修支援システム KMULAS p.18
- 2 大学から学生への連絡について p.18

5. 学事歴・授業計画

- 1 年間計画 p.19
- 2 開講日・休業日 p.19
- 3 授業時間 p.19
- 4 授業形態・オンライン授業 p.20
- 5 オフィスアワー p.20
- 6 単位の計算 p.20
- 7 修業年限・在学年限 p.20
- 8 教室 p.21

6. 履修制度

- 1 履修登録 p.22
- 2 授業科目の選択 p.22
- 3 履修登録の際の留意事項 p.22
- 4 履修登録の流れ p.23
- 5 再履修 p.23
- 6 演習科目・臨床実習科目の履修要件 ... p.24

7. 授業進行

- 1 授業資料・教科書 p.26
- 2 授業の出席・欠席・遅刻・早退等の取扱い ... p.26
- 3 授業の欠席の届出 p.27
- 4 休講・補講 p.27
- 5 課題の作成・提出 p.28
- 6 終講後の授業評価アンケート p.28
- 7 不正行為について p.28

8. 試験制度

- 1 本試験 p.29
- 2 追試験(本試験を欠席した場合) ... p.29
- 3 再試験(本試験に不合格となった場合) ... p.30

9. 成績評価制度

- 1 授業科目の成績評価 p.31
- 2 成績の通知 p.31
- 3 採点誤り疑いに対する異議申立て ... p.31
- 4 GPAによる成績評価 p.32

10. 学籍異動(進級・卒業・休退学等)

- 1 進級・留年 p.34
- 2 卒業要件 p.35
- 3 休学・退学・復学 p.37
- 4 除籍 p.37

11. アンプロフェッショナル行動に対する指導

- 1 アンプロフェッショナル学生への指導 ... p.38
- 2 アンプロフェッショナル行動の例 ... p.38

目次 第2部 学生生活編

12. 学生生活の基本

- 1 学生証 p.42
- 2 通学定期券 p.42
- 3 通学時のルール p.43

13. 牧野学舎施設の利用

- 1 牧野学舎施設マップ p.45
- 2 敷地内への入退構 p.45
- 3 リハビリテーション学部棟 p.45
- 4 学生食堂 p.46
- 5 図書館（牧野分室） p.46
- 6 体育館・牧野講堂（武道館）・弓道場・
クラブハウス・学生会館（有朋会館） ... p.46
- 7 旧看護専門学校校舎 p.46

14. 学内ルール・マナー

- 1 設備・備品の利用ルール p.47
- 2 ごみの分別ルール p.47
- 3 遺失物・拾得物の取扱い p.47
- 4 敷地内飲酒・喫煙・火気使用の禁止 ... p.47
- 5 通学時や公共の場におけるマナー ... p.48
- 6 SNS の取扱い p.48

15. 学費・奨学金

- 1 学費 p.49
- 2 日本学生支援機構の奨学金制度 p.49
- 3 高等教育の修学支援新制度
（多子世帯の大学無償化を含む） p.49
- 4 リハビリテーション学部独自の奨学金制度 ... p.49
- 5 その他の学外奨学金制度 p.50
- 6 奨学金制度を利用する際の注意 p.50

16. 健康管理

- 1 リハビリテーション学部における健康管理 ... p.51
- 2 附属医療機関の受診・医療費補助 ... p.53
- 3 学生総合補償制度（学生保険） p.53
- 4 障がい・疾病等のある学生への支援・配慮 ... p.53
- 5 学生相談室 p.54

17. 防災・安全対策

- 1 牧野学舎における防災対策 p.55
- 2 気象警報発令時等における
試験・授業・実習の取扱い p.55

18. 課外活動

- 1 学生団体 p.57
- 2 ボランティア活動 p.57
- 3 アルバイト p.57

19. 就職支援・国家試験対策等の取組

- 1 就職支援の取組 p.58
- 2 国家試験対策の取組 p.58
- 3 大学への意見 p.58

20. ハラスメント対策

- 1 大学におけるハラスメント p.59
- 2 相談体制 p.59
- 3 プライバシー等の保護と不利益な取扱いの禁止 ... p.59

21. 学生の懲戒

- 1 懲戒処分について p.60
- 2 懲戒処分の種類 p.60
- 3 懲戒対象となる行為 p.60

22. 事務室窓口・各種手続

- 1 窓口受付 p.62
- 2 各種発行手続 p.62
- 3 各種手続の一覧 p.63
- 4 その他トラブル p.64

目次 第3部 学則等諸規程集

23. 学則及び諸規程

- 1 関西医科大学学則 …………… p.66
- 2 関西医科大学学位規程 …………… p.73
- 3 リハビリテーション学部
履修修了認定に関する細則 …………… p.76
- 4 リハビリテーション学部履修修了認定に関する細則
の改正に伴う令和7年度教育課程移行に関する細則
(令和6年度以前入学者への移行措置) …… p.84
- 5 生成系 AI の取り扱いに関して …… p.89
- 6 関西医科大学リハビリテーション学部
における成績評価に関する情報の明示
及び異議申立てに関する規程 …… p.89
- 7 関西医科大学 GPA (Grade Point Average :
グレード・ポイント・アベレージ) 取扱要領 …… p.90
- 8 関西医科大学牧野キャンパス施設使用規程 …… p.91
- 9 関西医科大学牧野キャンパス学生施設使用規程 …… p.95
- 10 関西医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン …… p.96
- 11 関西医科大学リハビリテーション学部学生給付奨学金規程 …… p.97
- 12 関西医科大学リハビリテーション学部学生貸与奨学金規程 …… p.98
- 13 関西医科大学学生自治会会則 …………… p.100
- 14 関西医科大学学生の報奨及び表彰制度に関する規程 …… p.103
- 15 関西医科大学ハラスメント防止に関する規程 …… p.104
- 16 関西医科大学ハラスメント防止に関する細則 …… p.107
- 17 関西医科大学学生の懲戒等に関する規程 …… p.109

第 1 部

教育課程編

1. 関西医科大学 教育の方針

1 建学の精神

本学は、「慈仁心鏡」、すなわち慈しみ・めぐみ・愛を心の規範として生きる医人を育成することを建学の精神とする。

2 大学の使命

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を発揮しつつ、独創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献し得る医療人を育成するとともに、深く医学、看護学及びリハビリテーション学を研究し、広く文化の発展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とする。

3 人材育成の目的

本学は、建学の精神である慈しみ、めぐみ、愛を心の規範とした人材の養成に関する目的を、学部ごとに定める。リハビリテーション学部は、理学療法学及び作業療法学を中心に幅広い教養を基礎として、理学療法士、作業療法士として必要な知識と技術を教授し、将来にわたって活躍できる高度な実践力を持ち、専門職として多職種と連携し医療・社会に貢献できる人材を育成する。

2. リハビリテーション学部の概要

1 学部・学科・学位の名称

学部	リハビリテーション学部 (Faculty of Rehabilitation)	
学科	理学療法学科 (Department of Physical Therapy)	作業療法学科 (Department of Occupational Therapy)
学位	学士 (理学療法学) (Bachelor of Physical Therapy)	学士 (作業療法学) (Bachelor of Occupational Therapy)

2 取得可能な受験資格

リハビリテーション学部では、卒業要件を満たすことにより以下の受験資格を得ることができる。

- ・理学療法学科：理学療法士国家試験受験資格
- ・作業療法学科：作業療法士国家試験受験資格

3 教育指導体制

リハビリテーション学部では、修学期間中に、履修に関する修学上のこと、在学中や卒業後のキャリアに関することなど、学生生活全般にわたり教員が相談を受け助言・指導できる学生サポート体制を以下のとおり整備している。学生は必要に応じて、これらを積極的に活用すること。

学生の教育指導は、クラス担任とメンター教員が中心となって行いが、その他にも教務担当教員、学生担当教員、臨床実習担当教員、キャリア支援担当教員、学生相談室等の支援を受けることができる。

1) クラス担任

クラス担任は、メンター教員と連携して、入学から卒業まで4年間の学生生活全般（学修状況・生活態度・キャリアプラン）を支援する。各年次（学年）にクラス担任（教授・准教授から1名）とクラス副担任（准教授・講師・助教から1名以上）を配置する。クラス担任は、メンター教員を統括し、年次の代表として入学時ガイダンスや保護者会に参加し、必要に応じて保護者や学内の各種委員会との連絡や相談も行う。

2) メンター教員

メンター教員は、クラス担任と連携しながら学生生活全般について支援を行う。メンター教員は、学生と教員（クラス担任、各種委員会教員）とをつなぐ窓口となる。学生生活全般について疑問や困ったことがあれば、まずはメンター教員に相談すること。

3) 委員会

リハビリテーション学部では、学部運営を目的として複数の委員会を組織している。委員会は、選出された学部教員により構成しており、クラス担任・メンター教員と連携しながら必要に応じて学生生活全般について支援を行う。主な委員会及びその役割は、下表のとおり。

名称	役割
教務委員会	教育課程の編成や試験、単位認定などの教務に関する事項を担う。
学生委員会	課外活動や行事、心身の健康、奨学金などの学生生活に関する事項を担う。
臨床実習委員会	臨床実習の計画や運営に関する事項を担う。
キャリア支援委員会	国家試験対策や卒後キャリア形成、就職に関する事項を担う。

4) 教員組織

学部長	学科	教授	准教授	講師	助教
飯田 寛和	理学療法学科	市橋 則明 池添 冬芽 佐藤 春彦 中野 治郎 野村 卓生	浅井 剛 福元 喜啓 前澤 仁志	森 公彦 脇田 正徳 田頭 悟志 西中川 剛 八木 優英	福島 卓矢 山縣 桃子 梅原 潤 中尾 彩佳 中條 雄太
	作業療法学科	種村 留美 吉村 匡史 福井 信佳 加藤 寿宏	松島 佳苗 中山 淳	砂川 耕作 橋本 晋吾	宮原 智子 蓬萊谷 耕士 山下 円香 林 良太

3. 教育課程の特色

1 教育の理念

リハビリテーション学部では、建学の精神である「慈仁心鏡」に基づき、何らかの障がいを持つことで生活が制限された人々が社会で自分らしく生活できることを支援する専門的知識・技術を習得し、社会に貢献できる柔軟な創造力・行動力をもつ人材を育成することを教育理念とし、学生の「自由・自律・自学」を基盤とした学びを保障する。

2 アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針・求める学生像）

1) 本学の教育理念に共鳴し、強い意欲をもって学び、自ら考え積極的にチャレンジする人

- ①明確な答えのない問題に対しても、積極的に取り組み、建設的な思考ができる人
- ②論理的な思考に基づき、自分の考えを表現できる人

2) 生命と自然に対する敬愛をもち、相手の立場に立って考え、行動するための倫理観をもつ人

- ①理学療法士／作業療法士を目指すうえで人との交流を大切にし、積極的に関わりをもつことができる人

3) 多様な人との協力を惜しまず、常に目的意識をもって努力し、継続的に自らを高めようとする人

- ①多様な人と協働して、ものごとを成し遂げるために必要なコミュニケーション能力がある人
- ②高い向上心をもち、前向きにものごとに取り組める人

4) リハビリテーション医療における国際レベルでの研究・発展に貢献したいという熱意をもった人

- ①理学療法士／作業療法士になることへの高い意欲がある人
- ②理学療法分野／作業療法分野における先端テクノロジーや国際活動に興味をもち、主体的に学ぶことができる人

5) 入学後の修学に必要な基礎学力を有している人

- ①理学療法学科／作業療法学科入学後の修学に必要な基礎学力を有している人

3 ディプロマ・ポリシー（卒業時に身につけておくべき能力）

リハビリテーション学部での学修を通して、人を尊重しつつ、多職種との協働による広い視野をもち、将来にわたり様々な場で活躍できるリハビリテーション専門職となるよう、ディプロマ・ポリシーを以下に定める。

1) 医療専門職としての職業倫理と社会的役割を自覚し、国内外で幅広く社会に貢献できる教養と科学的思考を身につけている

理学療法学科	作業療法学科
①理学療法学を基盤とした上で、その専門領域にとどまることなく、学問領域を超えた幅広い思考能力を有している	①作業療法学を基盤とした上で、その専門領域にとどまることなく、学問領域を超えた幅広い思考能力を有している
②医療専門職に求められる基礎的知識に加え、人の健康全般に関する応用的思考を有している	②医療専門職に求められる基礎的知識に加え、人の健康全般に関する応用的思考を有している

2) 心豊かで高いコミュニケーション能力と協調性を有し、対象者や他職種など多様な人と協働し、先端医療から地域支援まで幅広い領域で専門家としての役割を担うことができる

理学療法学科	作業療法学科
①医療・社会における理学療法の専門的な役割を理解し、多職種間で連携して主体的に医療・社会に貢献することができる	①医療・保健・福祉における作業療法の専門的な役割を理解し、チーム医療・社会的な取り組みに貢献することができる
②対象者がもつ多様な病態やニーズを把握する技術や知識を備え、個々に対応した質の高い理学療法を提供することができる	②子どもから高齢者に至るまで、個々のニーズに対応した質の高い作業療法を提供することができる

3) 医学・医療の進歩に対応できる臨床能力を備え、将来いかなる分野に進んでも最新の知識・技能を習得しようとする態度を身につけている

理学療法学科	作業療法学科
① AI や医療ロボットなどの高度なテクノロジーを駆使した先端的な理学療法技術を備え、急速な医学・医療の進展や将来の社会的ニーズの変化に対応するための継続的な知識・技術の研鑽ができる	①急速な医学・医療の進展や現在及び将来の社会的ニーズの変化に対応するため、AI や医療ロボットを含めた最新の知識・技術を更新・研鑽し続けることができる
②医療技術や医療機器の進歩など今後変化する社会情勢を踏まえ、医療・保健の分野に関わる課題に取り組み、理学療法の専門家として担うべき役割を社会の中で開拓していくことができる	②医療技術や医療機器の進歩など今後変化する社会情勢を踏まえ、医療・保健・福祉の分野において作業療法が担うべき役割を社会の中で開拓していくことができる

4) 国際活動や研究活動を行うための基礎的能力を有している

理学療法学科	作業療法学科
①国際的視野をもって研究に関心をもち、将来、自らも理学療法の発展に貢献する研究を実践するための素地を身につけている	①国際的視野をもって研究に関心をもち、将来、自らも作業療法の発展に貢献する研究を実践するための素地を身につけている
②医療・保健の分野における国際的な基礎知識を備え、将来、自らも理学療法士として国際活動に参加するための素地を身につけている	②医療・保健・福祉の分野における国際的な基礎知識を備え、将来、自らも作業療法士として国際活動に参加するための素地を身につけている

4 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

リハビリテーション学部では、リハビリテーションの概念を理解し、技術を備えたうえで、人が尊厳を持って、その人らしい生活を送れるよう支援ができるリハビリテーション専門職を育成するよう、カリキュラム・ポリシーを以下に定める。

1) 人の尊厳や価値観を大切にするとともに心豊かな人格を育み、幅広い教養と豊かな専門知識や優れた技能を授け、社会とともに医療を担う専門職を育成する

理学療法学科	作業療法学科
①幅広い教養を身につけ、様々な専門職種と協働できるコミュニケーション力を高める	①幅広い教養を身につけ、様々な専門職種と協働できるコミュニケーション力を高める
②生命に対する尊厳と医療人としての倫理観を身につけ、人の健康に対して理学療法が果たす役割を理解する	②生命に対する尊厳と医療人としての倫理観を身につけ、人の健康に対して作業療法が果たす役割を理解する
③人体の構造・機能ならびに神経生理学的メカニズムを学び、その疾患と障がいに関する基礎的な医学知識を習得する	③人体の構造・機能ならびに神経生理学的メカニズムを学び、その疾患と障がいに関する基礎的な医学知識を習得する
④ライフサイクルを通じた人の心身の変化を理解し、各年齢層に応じた健康について考え支援するための素養を身につける	④ライフサイクルを通じた人の心身の変化を理解し、各年齢層に応じた健康について考え支援するための素養を身につける

2) 医療機関での専門的治療から地域で生活を支援する地域医療までの一連の流れを理解し、多様化する医療現場においてチームの一員として必要な専門性、協調性、積極性を備え、リーダーシップを発揮できる人材を育成する

理学療法学科	作業療法学科
①理学療法の歴史的・理論的背景を理解し、社会・医療制度の中で理学療法が担う役割を学ぶ	①作業療法の歴史的・理論的背景を理解し、人・作業・環境の関連を学ぶ
②理学療法評価の目的と方法を理解し、疾患・障がいに応じて適切な評価を選択し用いるための素養を身につける	②作業療法評価の目的と方法を理解し、疾患・障がいに応じて適切な評価を選択し用いるための素養を身につける
③理学療法の治療について学び、多様化する社会のニーズに対応できる専門性を身につける	③作業療法の治療について学び、疾患・障がいに応じた適切な支援を行うための専門性を身につける
④高度先進医療から地域生活まで、幅広い理学療法の役割を理解し、人の健康増進に貢献するための知識・技術を習得する	④高度先進医療から地域生活まで、幅広い作業療法の役割を理解し、人の健康増進に貢献するための知識・技術を習得する

3) 高度な医療設備を介した学修により、先端テクノロジーを利用した次世代の医療科学を担う国際的な人材を育成する

理学療法学科	作業療法学科
①先端テクノロジーを利用したリハビリテーションの知識・技術を習得する	①先端テクノロジーを利用したリハビリテーションの知識・技術を習得する
②健康・医療に関わる課題を論理的に把握し、科学的な思考をもって解決する能力を習得する	②現代の医療・保健・福祉の制度を理解し、社会制度の中で作業療法士が担う役割を学ぶ
③理学療法士として国際的視野をもって臨床や研究を行うための基礎的能力を身につける	③作業療法士として国際的視野をもって臨床や研究を行うための基礎的能力を身につける

5 科目の編成

1) 基礎教養科目

基礎教養科目は、主体的に学ぶ姿勢を身につけ、科学的・論理的思考能力を養うとともに、医療人として不可欠な倫理観やコミュニケーション能力、国際的視野を養い幅広い教養を身につけることを目的とする。

医療専門職として必要な倫理観、科学的・論理的思考力と、幅広い教養を身につけるため、基礎教養科目を「科学的思考の基盤」、「人間と生活」、「社会の理解」に分類し、それぞれに科目を配置した。

2) 専門基礎科目

専門基礎科目では、人体の構造と機能、心身の発達について体系的に学び理解するとともに、対象者の健康状態の把握を含め、障がい・疾病の発生、治療や回復について理解を深める。また医療機器の進歩や細分化・高度化する医療現場に対応できるように画像診断学等の基礎について学び、専門科目を履修するために必要な知識を習得する。また保健・医療・福祉分野における多職種連携についての理解を深め、その中で理学療法士・作業療法士がなすべき役割を理解する。

専門基礎科目では全ての科目をリハビリテーション学部共通科目とし、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に基づき「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」に分類し、理学療法士及び作業療法士として必要となる臨床的知識及び理学療法・作業療法の基礎的知識を理解することを目的とする。

3) 専門科目

専門科目は、理学療法士又は作業療法士として必要とされる知識・技術を習得できるよう科目を配置した。なお一部科目においては理学療法学科・作業療法学科共通とし、両学科において必要とされる医療人としての素養等を養う。

理学療法学科	作業療法学科
専門科目には、理学療法に必要な「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「臨床実習」の科目群を置き、基礎教養科目・専門基礎科目で習得した知識と技術を更に深化させる。また臨床実習科目ではそれまでに得た専門的知識と技術について実習施設の対象者を通じて学ぶとともに、自身のキャリアデザインを考える機会とし、生涯にわたり医療専門職として自己研鑽する姿勢を養う。	専門科目には、作業療法に必要な「基礎作業療法学」、「作業療法管理学」、「作業療法評価学」、「作業療法治療学」、「地域作業療法学」、「臨床実習」の科目群を置く。専門科目では、それまでに習得した知識と技術を更に深化させ、臨床実習での実践を通じて習得することを目指す。そして、臨床実習での豊かな経験と各専門領域への興味・関心に基づき、自身のキャリアデザインを考える機会を提供することで、生涯にわたり医療専門職として自己研鑽を続ける姿勢を養う。

6 学びの進み方（教育課程・カリキュラムマップ）

1年次は、多くの科目を両学科共通とし、リハビリテーションの対象者と良好な関係を築くことができるコミュニケーション能力や医療人としての態度を身につける。また幅広い教養と高い倫理観を身につけ、人の尊厳を重視できるよう基礎教養科目を配置し、リハビリテーションの歴史や社会における役割を学ぶための概論を専門基礎科目・専門科目に配置している。

2年次から3年次は、人体の構造や機能、人々の健康、疾病、障がいに関する知識・技術に加え、リハビリテーションに関わる医療・保健・福祉についての知識を習得する。専門基礎科目と専門科目は関連づけて学べるように配置し、各学科のカリキュラム編成によって専門的な学びを深めていく。

4年次は、これまで培ってきた知識や技術を統合し、評価、統合・解釈、治療計画を含む実践力を養うための演習科目や、理学療法・作業療法における課題を探求し社会に貢献できる柔軟な創造力・行動力を養うための専門科目を配置し、将来リハビリテーションの現場で必要とされる技術や知識を身につけることを目指す。

次頁以降に掲載するカリキュラムマップでは、各年次に履修すべき授業科目を必修科目・選択科目・自由科目の別に示している。選択科目・自由科目は、学生の興味・関心や希望する卒業後の進路により選択することができる。カリキュラム・ポリシーに沿って科目配置をしているので、最短修業年限で修了するためには、カリキュラムマップに記載された科目を指定された年次に修得することが望ましい。

理学療法学科 教育課程（令和6年度以前の入学者）

教育課程										必修 単位数 合計	
科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			1単位 当たりの 時間数	授業形態				履修方法 及び 卒業要件
			必修	選択	自由		講 義	演 習	実 習		
基礎 教養科目	科学的 思考の 基盤	基礎ゼミ	1前	1		30		○		必修5単位 + 選択1単位 以上	
		物理	1前	1		30	○				
		統計学	1後	1		30		○			
		情報処理技術	1前	1		15		○			
		研究方法論	2後	1		15	○				
		生物	1前		1	30	○				
	化学	1前		1	30	○					
	認知科学	1後		1	15	○			必修4単位 + 選択1単位 以上 ※一部演習		
	心理学	1前	1		30	○					
	倫理学	1前	1		30	○					
	健康科学	1後	1		30	○	※				
	教育学	1後	1		30	○	※				
	医療経済学	1後		1	30	○					
	哲学	1後		1	30	○			必修4単位 + 選択1単位 以上		
社会学	1後		1	30	○						
基礎英語	1前	1		30	○						
コミュニケーション論	1前	1		15	○						
医学英語	1後	1		30	○						
グローバルコミュニケーション	2前	1		30	○						
中国語	1前		1	30	○			必修4単位 + 選択1単位 以上			
韓国語	1前		1	30	○						
フランス語	1前		1	30	○						
小計(22科目)			13	8	1						
専 門 基 礎 科 目	人体の 構造と 機能 及び心 身の発 達	解剖学Ⅰ	1前	2		15	○				必修18単位
		解剖学Ⅱ	1後	2		15	○				
		生理学Ⅰ	1前	2		15	○				
		生理学Ⅱ	1後	2		15	○				
		生理学実習	2前	2		30		○			
		運動学Ⅰ	1後	2		15	○				
		運動学Ⅱ	2前	2		15	○				
	運動学実習	2後	1		30		○		必修16単位		
	人間発達学	1前	2		15	○					
	臨床心理学	1後	1		15	○					
	病理学	1後	1		15	○					
	画像診断解析学	1後	1		15	○					
	内科学Ⅰ	1後	1		30	○					
	内科学Ⅱ	2前	1		30	○					
整形外科Ⅰ	1後	1		30	○			必修21単位			
整形外科Ⅱ	2前	1		30	○						
整形外科学Ⅰ	1後	1		30	○						
整形外科学Ⅱ	2前	1		30	○						
臨床神経学Ⅰ	2前	1		30	○						
臨床神経学Ⅱ	2後	1		30	○						
小児科学	2前	1		30	○						
精神医学	2前	1		30	○						
公衆衛生学	2前	1		30	○						
老年医学	2後	1		30	○						
臨床薬学	2後	1		15	○						
救急医学	3前	1		15	○						
臨床栄養学	3前	1		15	○						
先端リハビリテーション医学	4後	1		15	○			必修8単位			
リハビリテーション概論	1前	1		15	○						
医療専門職総論	1前	1		30		○					
リハビリテーション医学	2後	1		15	○						
国際保健	3前	1		15	○						
医療福祉連携論	3前	1		15	○						
がんリハビリテーション学	3前	1		15	○						
チーム医療演習	4前	1		15	○						
国際リハビリテーション学	4後	1		15	○						
小計(34科目)			42	0	0						

教育課程										必修 単位数 合計	
科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			1単位 当たりの 時間数	授業形態				履修方法 及び 卒業要件
			必修	選択	自由		講 義	演 習	実 習		
専 門 科 目	基礎 理学療法 学	理学療法概論	1前	1		15	○			必修7単位 ※一部演習	
		理学療法研究論	3前	1		15	○				
		先端研究演習Ⅰ	3後	1		30		○			
		先端研究演習Ⅱ	4前	1		30		○			
		理学療法総合演習	4後	2		30		○			
		卒業研究	4後	1		30		○			
		作業療法概論	1前		1	30	○				
		スポーツと作業療法	4後		1	15	○	※			
		緩和ケアにおけるリハビリテーション	4後		1	15	○	※			
		理学療法管理学	3後	2		15	○				必修2単位
	理 学 療 法 評 価 学	理学療法評価学	2前	2		15	○			必修7単位	
		理学療法評価学演習Ⅰ	2後	2		30		○			
		理学療法評価学演習Ⅱ	3前	1		30		○			
		画像評価学演習	3前	1		30		○			
		身体機能解析学演習	3前	1		30		○			
		運動療法学	2前	2		15	○				
		物理療法学	2前	1		15	○				
		物理療法学演習	2後	1		30		○			
		日常生活活動学	2前	2		15	○				
		日常生活活動学演習	2後	1		30		○			必修25単位 ※一部演習
	運動器理学療法学	2後	2		15	○					
	運動器理学療法学演習	3前	1		30		○				
	神経理学療法学	2後	3		15	○					
	神経理学療法学演習	3前	1		30		○				
	呼吸循環代謝理学療法学	2後	2		15	○					
	呼吸循環代謝理学療法学演習	3前	1		30		○				
	義肢装具学	2後	1		15	○					
	義肢装具学演習	3前	1		30		○				
	小児理学療法学	2後	2		15	○					
	リハビリテーション工学	2後	1		15	○					
	リハビリテーション工学演習	3前	1		30		○				
	スポーツリハビリテーション学	3前	1		15	○					
	理学療法特論	4後	1		15	○					
	アシティブテクノロジー学	3前		1	15	○					
	認知症に対する作業療法	4後		1	15	○	※				
	神経発達症と作業療法	4後		1	15	○	※				
	地 域 理 学 療 法 学	地域理学療法学	3前	1		15	○			必修4単位	
		高齢者理学療法学	3前	2		15	○				
		地域理学療法学演習	4前	1		30		○			
		臨床見学実習	1前・後	1		45		○			
	臨 床 実 習	臨床評価実習	3後	4		45		○		必修21単位	
		臨床地域リハビリテーション実習	3後	1		45		○			
		総合臨床実習Ⅰ	3後	7		45		○			
		総合臨床実習Ⅱ	4前	8		45		○			
小計(44科目)			66	0	6						
卒業要件単位数										124	

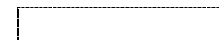
理学療法学科 カリキュラムマップ（令和6年度以前の入学者）

		1年次		2年次		3年次		4年次	
		生命倫理、人の尊厳及び健康、リハビリテーションの理念を理解し、チームワークを構築するための基礎を身につけ、理学療法士として求められる基本的な資質・能力を培う。		理学療法の対象疾患・障害の病態や発生メカニズムを理解する上で不可欠な基礎医学的知識とともに、患者及び障害児者、高齢者の生活を支援するために必要な理学療法の基礎知識を学ぶ。		理学療法士としての専門的知識・技術を習得し、系統的な理学療法を構築できる能力を培う。演習・実習を通して課題解決能力を高め、科学的思考の基盤を養う。		多様な対象者に対して質の高い系統的理学療法を実践できる能力を身につける。多職種と協働して課題解決できる能力及び国際的な視野を持って社会的ニーズの多様化に対応していく能力を培う。	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 教養 科目	科学的思考の基盤	基礎ゼミ 物理 情報処理技術 生物、化学	統計学 認知科学		研究方法論				
	人間と生活	心理学 倫理学	健康科学 教育学 医療経済学、哲学、社会学						
	社会の理解	基礎英語 コミュニケーション論 中国語、韓国語、フランス語	医学英語	グローバルコミュニケーション					
専門 基礎 科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ 生理学Ⅰ 人間発達学	解剖学Ⅱ 生理学Ⅱ 運動学Ⅰ 臨床心理学	生理学実習 運動学Ⅱ	運動学実習				
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進		病理学 画像診断解析学 内科学Ⅰ 整形外科Ⅰ	内科学Ⅱ 整形外科Ⅱ 臨床神経学Ⅰ 小児科学 精神医学 公衆衛生学	臨床神経学Ⅱ 老年医学 臨床薬学	救急医学 臨床栄養学			先端リハビリテーション医学
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論 医療専門職総論			リハビリテーション医学	国際保健 医療福祉連携論 がんリハビリテーション学		チーム医療演習	国際リハビリテーション学
専門 科目	基礎理学療法学	理学療法概論 作業療法概論				理学療法研究論	先端研究演習Ⅰ	先端研究演習Ⅱ	理学療法総合演習 卒業研究 スポーツと作業療法 緩和ケアにおけるリハビリテーション
	理学療法管理学						理学療法管理学		
	理学療法評価学			理学療法評価学	理学療法評価学演習Ⅰ	理学療法評価学演習Ⅱ 画像評価学演習 身体機能解析学演習			
	理学療法治療学			運動療法学 物理療法学 日常生活活動学	物理療法学演習 日常生活活動学演習 運動器理学療法学 神経理学療法学 呼吸循環代謝理学療法学 義肢装具学 小児理学療法学 リハビリテーション工学	運動器理学療法学演習 神経理学療法学演習 呼吸循環代謝理学療法学演習 義肢装具学演習 リハビリテーション工学演習 スポーツリハビリテーション学 アシスティブテクノロジー学			理学療法特論 認知症に対する作業療法 神経発達症と作業療法
	地域理学療法学					地域理学療法学 高齢者理学療法学		地域理学療法学演習	
	臨床実習	臨床見学実習（通期）						臨床評価実習 臨床地域リハビリテーション実習 総合臨床実習Ⅰ	総合臨床実習Ⅱ

※ 枠なし：必修科目



太線枠：選択科目



破線枠：自由科目

理学療法学科 教育課程（令和7年度以後の入学者）

		教育課程							必修 単位数 合計	
科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			1単位 当たりの 時間数	授業形態			
			必修	選択	自由		講義	演習		実習
基礎 教養科目	科学的 思考の 基礎	基礎ゼミ	1前	1		15		○		必修5単位 + 選択1単位 以上
		物理	1前	1		30	○			
		統計学	1後	1		30		○		
		情報処理技術	1前	1		15		○		
		研究方法論	2後	1		15	○			
		生物	1前	1		30	○			
		化学	1前		1	30	○			
	認知科学	1後		1	15	○				
	人間と 生活	心理学	1前	1		30	○			必修4単位 + 選択1単位 以上
		倫理学	1前	1		30	○			
		健康科学	1後	1		30	○	※		
		教育学	1後	1		30	○	※		
		医療経済学	1後		1	30	○			
	社会の 理解	哲学	1後		1	30	○			※一部演習
		社会学	1後		1	30	○			
基礎英語		1前	1		30	○			必修4単位 + 選択1単位 以上	
コミュニケーション論		1前	1		15	○				
医学英語		1後	1		30	○				
グローバルコミュニケーション		2前	1		30		○			
中国語		1前		1	30	○				
韓国語	1前		1	30	○					
フランス語	1前		1	30	○					
小計(22科目)				13	8	1				
専門 基礎科目	人体の 構造と 機能 及び 心身の 発達	解剖学Ⅰ	1前	2		15	○			必修18単位
		解剖学Ⅱ	1前	2		15	○			
		生理学Ⅰ	1前	2		15	○			
		生理学Ⅱ	1後	2		15	○			
		生理学実習	2前	2		30		○		
		運動学Ⅰ	1後	2		15	○			
		運動学Ⅱ	2前	2		15	○			
		運動学実習	2前・後	1		30		○		
		人間発達学	1前	2		15	○			
	疾病と 障害の 成り立ち 及び 回復過程 の促進	臨床心理学	1後	1		15	○			必修16単位
		病理学	1後	1		15	○			
		画像診断解析学	2後	1		15	○			
		内科学Ⅰ	1後	1		30	○			
		内科学Ⅱ	2前	1		30	○			
		整形外科Ⅰ	1後	1		30	○			
		整形外科Ⅱ	2前	1		30	○			
		臨床神経学Ⅰ	2前	1		30	○			
		臨床神経学Ⅱ	2後	1		30	○			
保健 医療 福祉と リハビリ テーション の 連携	小児科学	2前	1		30	○			必修6単位	
	精神医学	2前	1		30	○				
	公衆衛生学	2前	1		30	○				
	老年医学	2後	1		15	○				
	臨床薬学	2後	1		15	○				
	救急医学	3前	1		15	○				
	臨床栄養学	3前	1		15	○				
	先端リハビリテーション医学	4後	1		15	○				
	リハビリテーション概論	1前	1		15	○				
	医療専門職総論	1前	1		30		○			
	リハビリテーション医学	2後	1		15	○				
がんリハビリテーション学	3前	1		30	○					
チーム医療演習	4前	1		15		○				
国際リハビリテーション学	4後	1		15	○					
小計(32科目)				40	0	0				

		教育課程							必修 単位数 合計	
科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			1単位 当たりの 時間数	授業形態			
			必修	選択	自由		講義	演習		実習
専門 科目	基礎 理学療法 学	理学療法概論	1前	1		15	○			必修10単位
		理学療法研究論	3前	1		15	○			
		先端研究特論	3前	1		15	○			
		先端研究演習	3後	1		30		○		
		キャリアリテラシー特論	4前	1		15	○			
		理学療法総合演習	4後	2		30		○		
		卒業研究	4前・後	3		30		○		
		作業療法概論	1前			1	30	○		
	管理 学	理学療法管理学	4前	2		15	○			必修2単位
		理学療法 評価学	理学療法評価学	2前	2		15	○		
	理学療法評価学演習Ⅰ		2前	1		30		○		
	理学療法評価学演習Ⅱ		2後	1		30		○		
	理学療法評価学演習Ⅲ		3前	1		30		○		
	画像評価学演習		3前	1		15	○			
	理学療法 治療学	身体機能解析学演習	3前	1		15	○			必修26単位
		運動療法学	2前	2		15	○			
		物理療法学	2後	1		15	○			
		物理療法学演習	2後	1		30		○		
		日常生活活動学	2前	2		15	○			
		日常生活活動学演習	2後	1		30		○		
		運動器理学療法学	2後	2		15	○			
		運動器理学療法学演習	3前	1		30		○		
		神経理学療法学	2後	3		15	○			
		神経理学療法学演習	3前	1		30		○		
		呼吸循環代謝理学療法学	2後	2		15	○			
		呼吸循環代謝理学療法学演習	3前	1		30		○		
		義肢装具学	2後	1		15	○			
義肢装具学演習		3前	1		30		○			
地域 理学療法 学	小児理学療法学	2後	2		15	○			必修4単位	
	リハビリテーション工学	2後	1		15	○				
	リハビリテーション工学演習	3後	1		30		○			
	スポーツリハビリテーション学	3前	1		15	○				
	疼痛リハビリテーション学	3前	1		15	○				
	理学療法特論	4後	1		15	○				
	小児理学療法学演習	3後			1	15		○		
臨床 実習	地域理学療法学	3前	1		15	○			必修21単位	
	高齢者理学療法学	3前	2		15	○				
	地域リハビリテーション特論	4前	1		15	○				
	先端住環境支援論	3前			2	15	○			
	臨床見学実習	1前・後	1		45		○			
	臨床評価実習	3後	4		45		○			
臨床地域リハビリテーション実習	3後	1		45		○				
総合臨床実習Ⅰ	3後	7		45		○				
総合臨床実習Ⅱ	4前	8		45		○				
小計(44科目)				70	0	4				
卒業要件単位数									126	

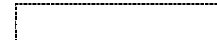
理学療法学科 カリキュラムマップ（令和7年度以後の入学者）

		1年次		2年次		3年次		4年次	
		生命倫理、人の尊厳及び健康、リハビリテーションの理念を理解し、チームワークを構築するための基礎を身につけ、理学療法士として求められる基本的な資質・能力を培う。		理学療法の対象疾患・障害の病態や発生メカニズムを理解する上で不可欠な基礎医学的知識とともに、患者及び障害児者、高齢者の生活を支援するために必要な理学療法の基礎知識を学ぶ。		理学療法士としての専門的知識・技術を習得し、系統的な理学療法を構築できる能力を培う。演習・実習を通して課題解決能力を高め、科学的思考の基盤を養う。		多様な対象者に対して質の高い系統的理学療法を実践できる能力を身につける。多職種と協働して課題解決できる能力及び国際的な視野を持って社会的ニーズの多様化に対応していく能力を培う。	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 教養 科目	科学的思考の基盤	基礎ゼミ 物理 情報処理技術 生物、化学	統計学 認知科学		研究方法論				
	人間と生活	心理学 倫理学	健康科学 教育学 医療経済学、哲学、社会学						
	社会の理解	基礎英語 コミュニケーション論 中国語、韓国語、フランス語	医学英語	グローバルコミュニケーション					
専門 基礎 科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ 解剖学Ⅱ 生理学Ⅰ 人間発達学	生理学Ⅱ 運動学Ⅰ 臨床心理学	生理学実習 運動学Ⅱ 運動学実習（通期）					
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進		病理学 内科学Ⅰ 整形外科Ⅰ	内科学Ⅱ 整形外科Ⅱ 臨床神経学Ⅰ 小児科学 精神医学 公衆衛生学	画像診断解析学 臨床神経学Ⅱ 老年医学 臨床薬学	救急医学 臨床栄養学		先端リハビリテーション医学	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論 医療専門職総論			リハビリテーション医学	がんリハビリテーション学		チーム医療演習 国際リハビリテーション学	
専門 科目	基礎理学療法学	理学療法概論 作業療法概論				理学療法研究論 先端研究特論	先端研究演習	キャリアアタラシー特論 卒業研究（通期）	理学療法総合演習
	理学療法管理学							理学療法管理学	
	理学療法評価学			理学療法評価学 理学療法評価学演習Ⅰ	理学療法評価学演習Ⅱ	理学療法評価学演習Ⅲ 画像評価学演習 身体機能解析学演習			
	理学療法治療学			運動療法学 日常生活活動学	物理療法学 物理療法学演習 日常生活活動学演習 運動器理学療法学 神経理学療法学 呼吸循環代謝理学療法学 義肢装具学 小児理学療法学 リハビリテーション工学	運動器理学療法学演習 神経理学療法学演習 呼吸循環代謝理学療法学演習 義肢装具学演習 スポーツリハビリテーション学 疼痛リハビリテーション学	リハビリテーション工学演習 小児理学療法学演習	理学療法特論	
	地域理学療法学					地域理学療法学 高齢者理学療法学 先端住環境支援論		地域リハビリテーション特論	
	臨床実習		臨床見学実習（通期）				臨床評価実習 臨床地域リハビリテーション実習 総合臨床実習Ⅰ	総合臨床実習Ⅱ	

※ 枠なし：必修科目



太線枠：選択科目



破線枠：自由科目

作業療法学科 教育課程（令和6年度以前の入学者）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			1単位当たりの時間数	授業形態			履修方法及び卒業要件	必修単位数合計
				必修	選択	自由		講義	演習	実習		
基礎教養科目	科学的思考の基盤	基礎ゼミ	1前	1			30		○		必修6単位 + 選択1単位 以上	17
		統計学	1後	1			30		○			
		情報処理技術	1前	1			15		○			
		研究方法論	2後	1			15	○				
		生物	1前	1			30	○				
		認知科学	1後	1			15	○				
	人間と生活	物理	1前		1		30	○			必修4単位 + 選択1単位 以上	
		化学	1前		1		30	○				
		心理学	1前	1			30	○				
		倫理学	1前	1			30	○				
		健康科学	1後	1			30	○	※			
		教育学	1後	1			30	○	※			
	社会の理解	医療経済学	1後		1		30	○			※一部演習	
		哲学	1後		1		30	○				
社会学		1後		1		30	○					
基礎英語		1前	1			30	○					
コミュニケーション論		1前	1			15	○					
医学英語		1後	1			30	○					
小計(22科目)				14	8	0						
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	1前	2			15	○			必修18単位	42
		解剖学Ⅱ	1後	2			15	○				
		生理学Ⅰ	1前	2			15	○				
		生理学Ⅱ	1後	2			15	○				
		生理学実習	2前	2			30		○			
		運動学Ⅰ	1後	2			15	○				
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	運動学Ⅱ	2前	2			15	○			必修16単位	
		運動学実習	2後	1			30		○			
		人間発達学	1前	2			15	○				
		臨床心理学	1後	1			15	○				
		病理学	1後	1			15	○				
		画像診断解析学	1後	1			15	○				
		内科学Ⅰ	1後	1			15	○				
		内科学Ⅱ	2前	1			30	○				
保健医療福祉とリハビリテーションの連携	整形外科Ⅰ	1後	1			30	○			必修8単位		
	整形外科Ⅱ	2前	1			30	○					
	整形外科学Ⅰ	1後	1			30	○					
	整形外科学Ⅱ	2前	1			30	○					
	臨床神経学Ⅰ	2前	1			30	○					
	臨床神経学Ⅱ	2後	1			30	○					
	小児科学	2前	1			30	○					
	精神医学	2前	1			30	○					
	公衆衛生学	2前	1			30	○					
	老年医学	2後	1			30	○					
リハビリテーションの連携	臨床薬学	2後	1			15	○			必修3単位 + 選択1単位 以上 ※一部演習		
	救急医学	3前	1			15	○					
	臨床栄養学	3前	1			15	○					
	先端リハビリテーション医学	4後	1			15	○					
	リハビリテーション概論	1前	1			15	○					
	医療専門職総論	1前	1			30		○				
	リハビリテーション医学	2後	1			15	○					
	国際保健	3前	1			15	○					
	医療福祉連携論	3前	1			15	○					
	がんリハビリテーション学	3前	1			15	○					
小計(34科目)				42	0	0						

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			1単位当たりの時間数	授業形態			履修方法及び卒業要件	必修単位数合計
				必修	選択	自由		講義	演習	実習		
専門科目	基礎作業療法学	作業療法概論	1前	1			30	○			必修11単位 ※一部演習	68
		基礎作業学	1後	1			30	○				
		基礎作業学実習Ⅰ	2前	2			30			○		
		基礎作業学実習Ⅱ	2後	2			30			○		
		作業療法研究論	3前	1			15	○				
		作業療法研究演習Ⅰ	3後	1			15		○			
		作業療法研究演習Ⅱ	4前	1			15	○				
		作業療法総合演習	4後	1			30	○				
		卒業研究	4後	1			15		○			
		理学療法概論	1前			1	15	○				
		緩和ケアにおけるリハビリテーション	4後			1	15	○	※			
	スポーツと作業療法	4後			1	15	○	※				
	管理学	作業療法管理運営学Ⅰ	3後	1			15	○			必修2単位	
		作業療法管理運営学Ⅱ	4前	1			15	○				
	評価学	作業療法評価学概論	1後	1			15	○			必修9単位 ※一部講義	
		身体障害系作業療法評価学・演習	2前	2			30	※	○			
		精神障害作業療法評価学・演習	2前	2			23	※	○			
		発達障害作業療法評価学・演習	2前	2			23	※	○			
		高次脳機能障害作業療法評価学・演習	2後	1			30	※	○			
		画像評価学演習	3前	1			30	※	○			
	作業療法治療学	日常生活活動学	2前	2			15	○			必修19単位 ※一部演習 ※一部講義	
		日常生活活動学演習	2後	1			30		○			
		身体障害系作業療法治療学	3前	2			15	○				
		身体障害系作業療法演習	3後	1			30		○			
		精神障害作業療法治療学	3前	2			15	○				
		精神障害作業療法演習	3後	1			30		○			
		発達障害作業療法治療学	3前	2			15	○				
		発達障害作業療法演習	3後	1			30		○			
		高次脳機能障害作業療法演習	3前	1			30		○			
		高齢期・内部障害作業療法学	3前	2			15	○				
		運動器疾患作業療法演習	3前	1			36	※	○			
		義肢装具学	2後	1			15	○				
		リハビリテーション工学	2後	1			15	○				
		アシスティブテクノロジー学	3前	1			15	○				
スポーツリハビリテーション学		3前			1	15	○					
認知症に対する作業療法		4後			1	15	○	※				
神経発達症と作業療法		4後			1	15	○	※				
理学療法特論		4後			1	15	○					
地域作業療法学		住環境学	2後	1			15	○	※			必修3単位 + 選択1単位 以上 ※一部演習
	地域作業療法学	3前	2			15	○	※				
	就学・就労支援論	3後		1		15	○					
	在宅支援論	3後		1		15	○	※				
臨床実習	臨床見学実習	1前・後	1			45			○	必修23単位		
	臨床評価実習	2後	3			45			○			
	臨床地域リハビリテーション実習	3後	1			45			○			
	総合臨床実習Ⅰ	3後	9			45			○			
	総合臨床実習Ⅱ	4前	9			45			○			
小計(47科目)				67	2	7						
卒業要件単位数											127	

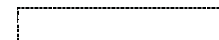
作業療法学科 カリキュラムマップ（令和6年度以前の入学者）

		1年次		2年次		3年次		4年次	
		生命倫理、人の尊厳及び健康、リハビリテーションの理念を理解し、チームワークを構築するための基礎を身につけ、作業療法士として求められる基本的な資質・能力を培う。		作業療法の対象疾患・障害の病態や発生メカニズムを理解する上で不可欠な基礎医学的知識とともに、患者及び障害児者、高齢者の生活を支援するために必要な作業療法の基礎知識を学ぶ。		作業療法士としての専門的知識・技術を習得し、系統的な作業療法を構築できる能力を培う。演習・実習を通して課題解決能力を高め、科学的思考の基盤を養う。		多様な対象者に対して質の高い系統的作業療法を実践できる能力を身につける。多職種と協働して課題解決できる能力及び国際的な視野を持って社会的ニーズの多様化に積極的に対応していく能力を培う。	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 教養 科目	科学的思考の基盤	基礎ゼミ 情報処理技術 生物 物理、化学	統計学 認知科学		研究方法論				
	人間と生活	心理学 倫理学	健康科学 教育学 医療経済学、哲学、社会学						
	社会の理解	基礎英語 コミュニケーション論 中国語、韓国語、フランス語	医学英語	グローバルコミュニケーション					
専門 基礎 科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ 生理学Ⅰ 人間発達学	解剖学Ⅱ 生理学Ⅱ 運動学Ⅰ 臨床心理学	生理学実習 運動学Ⅱ	運動学実習				
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進		病理学 画像診断解析学 内科学Ⅰ 整形外科Ⅰ	内科学Ⅱ 整形外科Ⅱ 臨床神経学Ⅰ 小児科学 精神医学 公衆衛生学	臨床神経学Ⅱ 老年医学 臨床薬学	救急医学 臨床栄養学		先端リハビリテーション医学	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論 医療専門職総論			リハビリテーション医学	国際保健 医療福祉連携論 がんリハビリテーション学		チーム医療演習 国際リハビリテーション学	
専門 科目	基礎作業療法学	作業療法概論 理学療法概論	基礎作業学	基礎作業学実習Ⅰ	基礎作業学実習Ⅱ	作業療法研究論	作業療法研究演習Ⅰ	作業療法研究演習Ⅱ	作業療法総合演習 卒業研究 緩和ケアにおけるリハビリテーション スポーツと作業療法
	作業療法管理学						作業療法管理運営学Ⅰ	作業療法管理運営学Ⅱ	
	作業療法評価学		作業療法評価学概論	身体障害系作業療法評価学・演習 精神障害作業療法評価学・演習 発達障害作業療法評価学・演習	高次脳機能障害作業療法評価学・演習	画像評価学演習			
	作業療法治療学			日常生活活動学	日常生活活動学演習 義肢装具学 リハビリテーション工学	身体障害系作業療法治療学 精神障害作業療法治療学 発達障害作業療法治療学 高次脳機能障害作業療法演習 高齢期・内部障害作業療法学 運動器疾患作業療法演習 アシスティブテクノロジー学 スポーツリハビリテーション学	身体障害系作業療法演習 精神障害作業療法演習 発達障害作業療法演習		認知症に対する作業療法 神経発達症と作業療法 理学療法特論
	地域作業療法学				住環境学	地域作業療法学	就学・就労支援論 在宅支援論		
	臨床実習	臨床見学実習（通期）				臨床評価実習		臨床地域リハビリテーション実習 総合臨床実習Ⅰ	総合臨床実習Ⅱ

※ 枠なし：必修科目



太線枠：選択科目



破線枠：自由科目

作業療法学科 教育課程（令和7年度以後の入学者）

		教育課程							必修 単位数 合計	
科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			1単位 当たりの 時間数	授業形態			
			必修	選択	自由		講義	演習	実習	
基礎 教養科目	科学的 思考の 基礎	基礎ゼミ	1前	1		15		○		必修6単位 + 選択1単位 以上
		統計学	1後	1		30		○		
		情報処理技術	1前	1		15		○		
		研究方法論	2後	1		15	○			
		生物	1前	1		30	○			
		認知科学	1後	1		15	○			
	人間と 生活	物理	1前		1	30	○			必修4単位 + 選択1単位 以上
		化学	1前	1		30	○			
		心理学	1前	1		30	○			
		倫理学	1前	1		30	○			
		健康科学	1後	1		30	○	※		
		教育学	1後	1		30	○	※		
	社会の 理解	医療経済学	1後		1	30	○			※一部演習
		哲学	1後		1	30	○			
		社会学	1後		1	30	○			
基礎英語		1前	1		30	○				
コミュニケーション論		1前	1		15	○				
医学英語		1後	1		30	○				
必修4単位 + 選択1単位 以上	グローバルコミュニケーション	2前	1		30		○			
	中国語	1前		1	30	○				
	韓国語	1前		1	30	○				
	フランス語	1前		1	30	○				
	小計(22科目)			14	8	0				
	専門 基礎科目	人体の 構造と 機能 及び 心身の 発達	解剖学Ⅰ	1前	2		15	○		
解剖学Ⅱ			1前	2		15	○			
生理学Ⅰ			1前	2		15	○			
生理学Ⅱ			1後	2		15	○			
生理学実習			2前	2		30		○		
運動学Ⅰ			1後	2		15	○			
運動学Ⅱ			2前	2		15	○			
運動学実習			2前・後	1		30		○		
人間発達学			1前	2		15	○			
臨床心理学			1後	1		15	○			
疾病と 障害の 成り立ち 及び 回復過程 の促進		病理学	1後	1		15	○			必修16単位
		画像診断解析学	2後	1		15	○			
		内科学Ⅰ	1後	1		15	○			
		内科学Ⅱ	2前	1		30	○			
		整形外科Ⅰ	1後	1		30	○			
	整形外科Ⅱ	2前	1		30	○				
	臨床神経学Ⅰ	2前	1		30	○				
	臨床神経学Ⅱ	2後	1		30	○				
	小児科学	2前	1		30	○				
	精神医学	2前	1		30	○				
リハビリ テーション の 発展	公衆衛生学	2前	1		30	○			必修6単位	
	老年医学	2後	1		15	○				
	臨床薬学	2後	1		15	○				
	救急医学	3前	1		15	○				
	臨床栄養学	3前	1		15	○				
	先端リハビリテーション医学	4後	1		15	○				
	リハビリテーション概論	1前	1		15	○				
	医療専門職総論	1前	1		30		○			
	リハビリテーション医学	2後	1		15	○				
	がんリハビリテーション学	3前	1		30	○				
チーム医療演習	4前	1		15		○				
国際リハビリテーション学	4後	1		15	○					
小計(32科目)			40	0	0					

		教育課程							必修 単位数 合計	
科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			1単位 当たりの 時間数	授業形態			
			必修	選択	自由		講義	演習	実習	
専門 科目	基礎 作業療法 学	作業療法概論	1前	1		30	○			必修9単位
		基礎作業学	2前	1		15	○			
		基礎作業学実習Ⅰ	2後	1		30			○	
		基礎作業学実習Ⅱ	3前	1		30			○	
		作業療法研究論	3前・後	2		15	○			
		作業療法総合演習	4後	1		30		○		
		卒業研究	4前・後	2		30		○		
		理学療法概論	1前			1	15	○		
	管理 学	作業療法管理運営学Ⅰ	3後	1		15	○			必修2単位
		作業療法管理運営学Ⅱ	4前	1		15	○			
	評価 学	作業療法評価の基礎	1前	1		15	○			必修10単位 ※一部講義
		作業療法評価学概論	1後	1		15	○			
		身体障害系作業療法評価学・演習	2前	2		30	※	○		
		精神障害系作業療法評価学・演習	2前	2		23	※	○		
		発達障害系作業療法評価学・演習	2前	2		30	※	○		
		高次脳機能障害系作業療法評価学・演習	2後	1		30	※	○		
	作業療法 治療学	画像評価学演習	3前	1		15	※	○		必修20単位 ※一部講義
		日常生活活動学	2前	2		15	○			
		日常生活活動学演習	2後	1		30		○		
		運動器疾患作業療法学	2後	1		15	○			
		身体障害系作業療法治療学	3前	2		15	○			
		身体障害系作業療法演習	3後	1		20		○		
		精神障害系作業療法治療学	3前	2		15	○			
		精神障害系作業療法演習	3後	1		30		○		
		発達障害系作業療法治療学	3前	2		15	○			
		発達障害系作業療法演習	3後	1		30		○		
		高次脳機能障害系作業療法演習	3前	1		20		○		
		高齢期・内部障害系作業療法学	3前	2		15	○			
		義肢装具学	2後	1		15	○			
		作業療法義肢装具学演習	3前	1		15	※	○		
		リハビリテーション工学	2後	1		15	○			
	グローバルキャリア論	3前	1		15	○				
	療法 学	スポーツリハビリテーション学	3前			1	15	○		必修6単位
		疼痛リハビリテーション学	3前			1	15	○		
		理学療法特論	4後			1	15	○		
		地域作業療法学	3前	2		15	○	※		
	臨床 実習	先端住環境支援論	3前	2		15	○			※一部演習
		就学・就労支援論	3後	2		15	○			
		臨床見学実習	1前・後	1		45		○		
		臨床評価実習	2後	3		45		○		
		臨床地域リハビリテーション実習	3後	1		45		○		
		総合臨床実習Ⅰ	3後	9		45		○		
	総合臨床実習Ⅱ	4前	9		45		○			
小計(43科目)			70	0	4					
		卒業要件単位数							127	

作業療法学科 カリキュラムマップ（令和7年度以後の入学者）

		1年次		2年次		3年次		4年次	
		生命倫理、人の尊厳及び健康、リハビリテーションの理念を理解し、チームワークを構築するための基礎を身につけ、作業療法士として求められる基本的な資質・能力を培う。		作業療法の対象疾患・障害の病態や発生メカニズムを理解する上で不可欠な基礎医学的知識とともに、患者及び障害児者、高齢者の生活を支援するために必要な作業療法の基礎知識を学ぶ。		作業療法士としての専門的知識・技術を習得し、系統的な作業療法を構築できる能力を培う。演習・実習を通して課題解決能力を高め、科学的思考の基盤を養う。		多様な対象者に対して質の高い系統的作業療法を実践できる能力を身につける。多職種と協働して課題解決できる能力及び国際的な視野を持って社会的ニーズの多様化に対応していく能力を培う。	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎 教養 科目	科学的思考の基盤	基礎ゼミ 情報処理技術 生物 物理、化学	統計学 認知科学		研究方法論				
	人間と生活	心理学 倫理学	健康科学 教育学 医療経済学、哲学、社会学						
	社会の理解	基礎英語 コミュニケーション論 中国語、韓国語、フランス語	医学英語	グローバルコミュニケーション					
専門 基礎 科目	人体の構造と機能 及び心身の発達	解剖学Ⅰ 解剖学Ⅱ 生理学Ⅰ 人間発達学	生理学Ⅱ 運動学Ⅰ 臨床心理学	生理学実習 運動学Ⅱ 運動学実習（通期）					
	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進		病理学 内科学Ⅰ 整形外科Ⅰ	内科学Ⅱ 整形外科Ⅱ 臨床神経学Ⅰ 小児科学 精神医学 公衆衛生学	画像診断解析学 臨床神経学Ⅱ 老年医学 臨床薬学	救急医学 臨床栄養学		先端リハビリテーション医学	
	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション概論 医療専門職総論			リハビリテーション医学	がんリハビリテーション学		チーム医療演習 国際リハビリテーション学	
専門 科目	基礎作業療法学	作業療法概論 理学療法概論		基礎作業学	基礎作業学実習Ⅰ	基礎作業学実習Ⅱ 作業療法研究論（通期）		卒業研究（通期）	
	作業療法管理学					作業療法管理運営学Ⅰ	作業療法管理運営学Ⅱ		
	作業療法評価学	作業療法評価の基礎	作業療法評価学概論	身体障害系作業療法評価学・演習 精神障害系作業療法評価学・演習 発達障害系作業療法評価学・演習	高次脳機能障害作業療法評価学・演習	画像評価学演習			
	作業療法治療学			日常生活活動学	日常生活活動学演習 運動器疾患作業療法学 義肢装具学 リハビリテーション工学	身体障害系作業療法治療学 精神障害系作業療法治療学 発達障害系作業療法治療学 高次脳機能障害作業療法演習 高齢期・内部障害作業療法学 作業療法義肢装具学演習 グローバルキャリア論 スポーツリハビリテーション学 疼痛リハビリテーション学	身体障害系作業療法演習 精神障害系作業療法演習 発達障害系作業療法演習	理学療法特論	
	地域作業療法学					地域作業療法学 先端住環境支援論	就学・就労支援論		
	臨床実習	臨床見学実習（通期）			臨床評価実習		臨床地域リハビリテーション実習 総合臨床実習Ⅰ	総合臨床実習Ⅱ	

※ 枠なし：必修科目

太線枠：選択科目

破線枠：自由科目

4. 学修支援システムと連絡方法

1 学修支援システム KMULAS

本学では、学修を支援するシステムとしてKMULAS (Kansai Medical University Learning Assistant System、通称「カムラス」)を使用する。KMULASにより講義資料の閲覧やテストの実施、レポート課題の提出、教員・事務室からの連絡等様々なことが、オンライン上で実施可能となる。

KMULAS へのログイン URL は、以下のとおり。ユーザ ID とパスワードについては、別途通知する。

URL： <https://kmulasweb.kmu.ac.jp>



2 大学から学生への連絡について

大学から学生への連絡は、掲示板・KMULAS を通じて行うほか、メールや電話によっても行う。大学からの連絡は、必ず確認すること。掲示板や KMULAS、メールの確認不足や、連絡先変更手続の未実施等の不備により連絡事項を見逃し不利益が生じて、これは自己責任によるものであり、大学は責任を負わない。

主な連絡方法や注意事項等は以下のとおり。

1) 掲示による連絡

連絡事項は、リハビリテーション学部棟 1・2 階廊下の掲示板及び KMULAS 上の各年次掲示板に掲示する。それぞれの掲示板を毎日必ず確認すること。

2) KMULAS のメッセージ機能による連絡

KMULAS のメッセージ機能を用いて、教員から連絡を行うことがある。毎日必ず KMULAS へログインし、メッセージを確認すること。

3) メールによる連絡

学生が申し出たメールアドレスに対し、リハビリテーション学部のメールアドレスから連絡を行うことがある (アドレス：reha.makino@kmu.ac.jp)。メールを毎日必ず確認すること。

なおメールボックスの容量超過、プロバイダの迷惑メールフィルタリング等によりメールが届かない場合があるため、注意すること。メールが届かずその原因が不明の場合は、事務室に申し出ること。

4) 電話による連絡

緊急の場合や重要な連絡の際は、電話連絡を行うことがある。リハビリテーション学部の電話番号 (072-856-2115) を電話帳に登録しておき、着信があった際は必ず対応すること。

なお大学は、緊急の場合を除き、学外からの電話連絡を学生に取り次ぐことはしない。

5) 学生の呼出し

大学は、必要に応じて学生を呼び出すことがある。呼出しを受けた際には、必ず応じること。

6) 保護者への連絡

大学は、必要に応じて保護者に対して郵送や電話、メールにより連絡を行う場合がある。

7) 連絡先の変更

学生又は保護者の住所、電話番号、メールアドレス等連絡先を変更する際は、必ず事務室に連絡し変更手続を行うこと。手続を行わず連絡不可能となり不利益が生じたとしても、大学は責任を負わない。

5. 学事歴・授業計画

1 年間計画

1) 学事歴

リハビリテーション学部の教育課程は、2学期制（前期：4月1日～9月30日、後期：10月1日～3月31日）により行う。学事歴については、KMULASの各年次掲示板に掲示する「時間割表」を確認すること。

2) 講義計画・時間割

各授業科目の講義計画については、KMULASの各コース内又は大学HP内に掲示する「シラバス」を確認すること。授業の時間割については、KMULASの各年次掲示板に掲示する「時間割表」を確認すること。授業によって授業形態や講義回数、使用教室等が異なるため、内容を十分に確認するほか、時間割に変更があった際は時間割表を随時修正するため、こまめに再確認するよう注意すること。

2 開講日・休業日

開講日は、原則として、月曜日から金曜日までと第1・3・5土曜日とする。

また定期休業日を以下のとおり定める。ただし、休業日においても、講義・演習・実習の内容等により特別講義や臨床実習あるいは試験を行うことがあるため注意すること。また春・夏・冬季の休業日の期間を変更することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 本大学創立記念日（6月30日）
- (4) 毎月の第2・4土曜日
- (5) 春季休業 2月15日から3月31日まで
- (6) 夏季休業 8月15日から9月30日まで
- (7) 冬季休業 12月27日から翌年1月5日まで
- (8) (2)及び(3)に定める休業日が(1)に定める休日に当たるときは、その翌日を休業日とする

3 授業時間

授業は、時限あたり90分として1日に5時限までの範囲で開講する。各時限の授業時間は、以下のとおりとする。ただし、必要に応じ、これを変更して授業を行う場合がある。

- (1) 1時限 9:00～10:30
- (2) 2時限 10:40～12:10
- (3) 3時限 13:20～14:50
- (4) 4時限 15:00～16:30
- (5) 5時限 16:40～18:10

4 授業形態・オンライン授業

授業は、講義・演習・実習のいずれかの形態により、又はこれらの併用により行う。また各形態による授業を行う科目を、それぞれ「講義科目」・「演習科目」・「実習科目」（臨床実習科目）という。

各授業形態の内容は、以下のとおり。

- (1) 講義 知識の習得・理解を中心とする内容のもの。
- (2) 演習 学生同士の議論を通してコミュニケーション能力、チームワーク、リーダーシップを学ぶ内容や、技術の習得を目指す内容のもの。
- (3) 実習 講義及び演習で修得した知識と技術を臨床場面で用いることを想定した実技練習により技術の習得を目指す内容や、様々な実習施設で行われる総合的な実践力の習得を目指す内容のもの。

また3学部合同授業等の際や感染症対策が必要な際、オンライン授業を実施することがある。本学では、オンライン授業の手段として Microsoft Teams を採用している。オンライン授業専用の Teams アカウント及びパスワードについては、必要となった際に別途通知する。

5 オフィスアワー

本学では、授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、オフィスアワーを教員ごとに定めている。各教員のオフィスアワーについては、シラバスを確認すること。

6 単位の計算

リハビリテーション学部の教育課程は、単位制を採用する。

授業科目の単位は、文部科学省の「大学設置基準」に基づき、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とする。すなわち、1単位ごとに、授業時間が45時間に満たない場合は、これと合わせて45時間を充足するよう自主的な学修を行うことが必要となるため、学修時間の確保に努めること。

単位数は、各授業の方法に応じて以下の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、(1)(2)に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

7 修業年限・在学年限

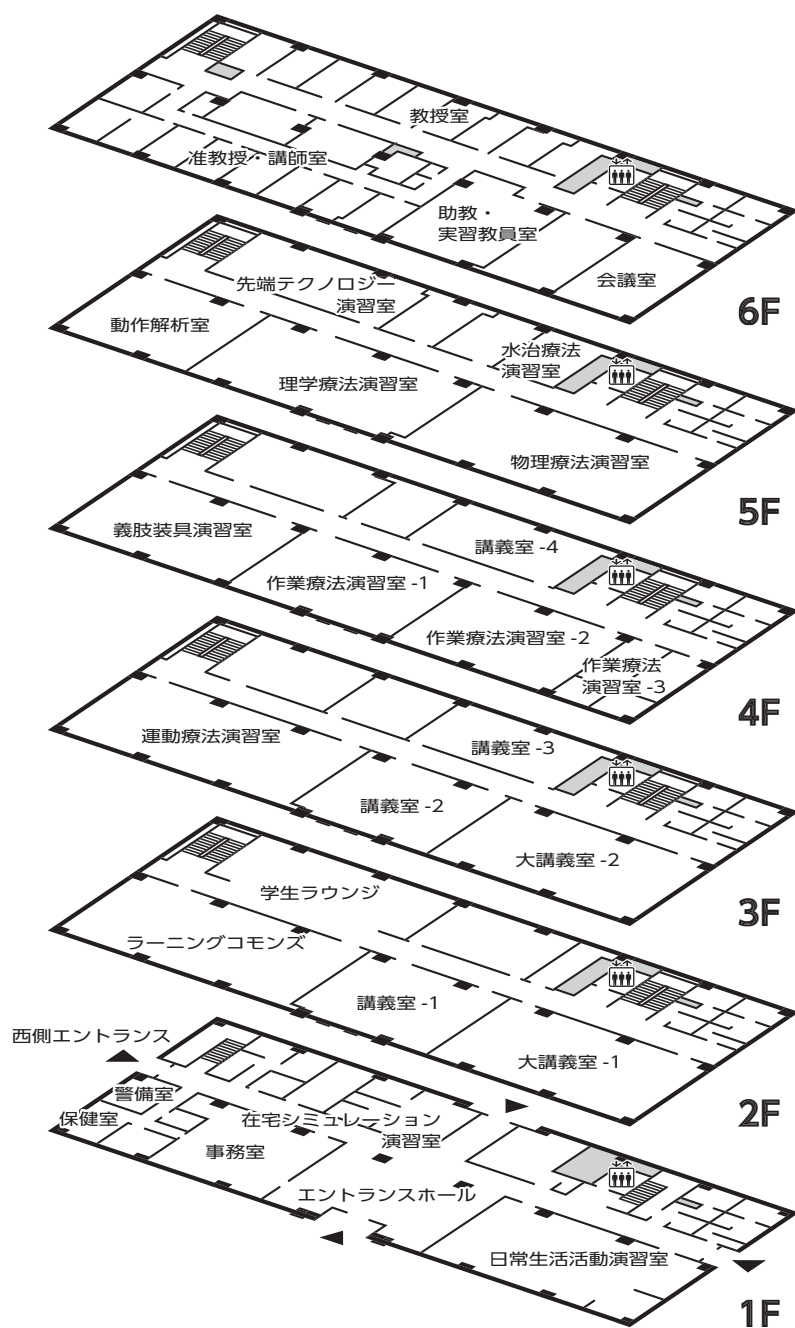
リハビリテーション学部の修業年限は4年とし、在学年限は8年以内とする。

※修業年限とは、教育課程を修了するために必要な期間をいい、在学年限とは、学部に在学できる最大の期間をいう。ただし、いずれも休学期間は算入しない。

8 教室

主な教室は以下のとおり。使用教室を変更する場合があるため、時間割表をその都度確認すること。

リハビリテーション学部棟フロアマップ



5階

先端テクノロジー演習室
動作解析室
理学療法演習室
物理療法演習室
水治療法演習室

4階

講義室 4
義肢装具演習室
作業療法演習室 1
作業療法演習室 2
作業療法演習室 3

3階

大講義室 2
講義室 2
講義室 3
運動療法演習室

2階

大講義室 1
講義室 1
ラーニングcommons

1階

在宅シミュレーション演習室
日常生活活動演習室

また必要に応じて、枚方キャンパス医学部棟において授業を行うことがある。この場合、移動の所要時間等に注意すること。

6. 履修制度

1 履修登録

学生は、各年度初めに履修を希望する授業科目を選択し、履修登録の手続を行うことが必要となる。各自の履修計画に沿って、指定の方法により期限内に手続を行うこと。

2 授業科目の選択

授業科目には、以下のとおり必修科目・選択科目・自由科目がある。

- (1) 必修科目 必ず履修の上、修得しなければならない科目
- (2) 選択科目 任意に選択の上履修し、修得した単位は卒業要件として算入する科目
- (3) 自由科目 リハビリテーション学部が単位認定する科目のうち、卒業要件や GPA 計算に算入しない科目であり、学生が興味・関心や進路に応じて自由に履修できる科目

授業科目の必選別や単位数、配当年次については、「教育課程・カリキュラムマップ」(p.10-17)、「リハビリテーション学部履修修了認定に関する細則」(p.76-83) やシラバスを確認すること。

履修登録する科目の検討の際は、「リハビリテーション学部学生便覧」、シラバス、時間割等の記載内容や、自身の興味・関心等から総合的に判断すること。選択科目は何を履修すればよいか、自由科目は履修すべきか等、履修登録について迷いや不明点がある場合は、クラス担任やメンター教員、科目担当教員等に相談してもよい。

3 履修登録の際の留意事項

履修登録の手続の際は、以下の事項に留意すること。

- (1) 所定の履修登録期間に履修登録を済ませない場合は、授業科目を履修することはできない。ただし、やむを得ない理由により期限内の登録が困難なときは、あらかじめメンター教員と事務室へ申し出ること。
- (2) 原則として、履修登録期間を過ぎてからの履修登録科目の変更・追加・削除については、認めることはできない。
- (3) 履修登録していない授業科目については、受講することはできない。ただし、科目担当教員との協議により聴講を認める場合があるが、聴講の際は、成績評価及び単位認定を受けることはできない。
- (4) 一部の選択科目については、教育上効果的な学修を進めることを目的として履修者数に制限を設ける場合があり、履修希望がかなわないことがあるため注意すること。
- (5) 自主的な学修の時間を十分に確保するため、1年間に履修登録できる科目の上限単位数は、45単位とする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得している場合、45単位を超える履修登録を認めることがある。
- (6) 他大学等において単位修得した授業科目がある場合、当該科目のシラバスや成績等を勘案し、本学における履修単位として認定することがある。ただし、その単位数は、60単位を超えないものとする。
- (7) 一度単位を修得した授業科目については、再度履修登録し成績の再評価及び単位の再認定を受けることはできない。

4 履修登録の流れ

履修登録の際は、以下の手順に沿って手続きを進めること。履修登録について分からないことがあれば、「リハビリテーション学部履修修了認定に関する細則」(p.76-83)を参照の上、クラス担任、メンター教員又は事務室に相談すること。

1) 履修登録期間

履修を希望する授業科目を選択し、別途通知する期間内に登録する。

2) 履修登録通知

履修登録通知により、自身の登録科目を確認する。

3) 履修登録修正期間

登録内容に加除訂正が必要な場合は、別途通知する履修登録修正期間中に申請する。

修正を行った学生には、修正内容を通知する。

履修登録修正期間以降は、登録した授業科目のみに出席することができる。

5 再履修

1) 単位未修得となった際の取扱い

履修登録した科目の単位を修得することができなかった場合、当該単位を改めて修得するためには、次年度以降に当該科目を再度履修登録し、成績評価を受けこれに合格しなければならない。これを「再履修」という。

2) 再履修の履修登録手続

再履修のための履修登録については、別途実施する説明会に参加し、再履修時の注意点や履修計画等について教務部長等から説明を受けた後、別途通知する期間内に手続を行うこと。

なお手続の際は、クラス担任の確認を取った上で、再履修しようとする科目の担当教員がそれぞれ定める方法により再履修の許可を受けなければならない。

3) 再履修の際の出席

再履修の際は、原則として、再履修する科目の全ての授業に出席しなければならない。ただし、科目責任者が特別に認めた場合に限り、授業への出席を要することなく科目の試験に合格することにより当該科目の単位修得を認めることがある（この措置は、原則として講義科目のみに限る）。

なお出席日数不足による受験資格喪失がもとで再履修の必要性が生じている場合は、上記にかかわらず再履修する当該科目の全ての授業に出席しなければならない。

4) 再履修の際の注意事項

再履修の際は、1年間に履修登録できる科目の上限単位数は45単位であることや、授業を行う時間帯が重複する可能性があることから、全ての科目を翌年度に再履修することができない場合や、翌年度に新たに履修すべき科目を履修することができない場合がある。これが原因となって最短卒業年数（4年）で卒業することが不可能になることもあるため、十分に注意すること。

6 演習科目・臨床実習科目の履修要件

一部の演習科目や臨床実習科目については、履修に当たって事前に必要な知識と技術を修得しておく必要があるため、本学の指定する科目（先修科目）の単位をあらかじめ修得しなければならない。

先修科目の単位修得を要する授業科目及び先修科目は、以下のとおり。先修科目の単位を修得していない場合、これらの科目を履修することはできない。これが原因となって最短卒業年数（4年）で卒業することが不可能になることもあるため、十分に注意すること。

1) 理学療法学科（令和4年度以前の入学者）

授業形態	授業科目	先修科目
演習	先端研究演習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	先端研究演習Ⅱ	先端研究演習Ⅰ
	理学療法総合演習	4年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	卒業研究	先端研究演習Ⅱ
実習	臨床評価実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目 臨床評価実習 臨床地域リハビリテーション実習
	総合臨床実習Ⅱ	3年次後期終了までに開講される全ての必修科目

2) 理学療法学科（令和5・6年度の入学者）

授業形態	授業科目	先修科目
演習	先端研究演習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	先端研究演習Ⅱ	先端研究演習Ⅰ
	理学療法総合演習	4年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	卒業研究	先端研究演習Ⅱ
	運動器理学療法学演習	運動器理学療法学
	神経理学療法学演習	神経理学療法学
	呼吸循環代謝理学療法学演習	呼吸循環代謝理学療法学
	義肢装具学演習	義肢装具学
	理学療法評価学演習Ⅱ	理学療法評価学演習Ⅰ
	身体機能解析学演習	運動学実習
実習	臨床評価実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目 臨床評価実習 臨床地域リハビリテーション実習
	総合臨床実習Ⅱ	3年次後期終了までに開講される全ての必修科目

3) 理学療法学科 (令和7年度以後の入学者)

授業形態	授業科目	先修科目
演習	理学療法総合演習	4年次前期終了までに開講される全ての必修科目
実習	臨床評価実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目 臨床評価実習 臨床地域リハビリテーション実習
	総合臨床実習Ⅱ	3年次後期終了までに開講される全ての必修科目

4) 作業療法学科 (令和6年度以前の入学者)

授業形態	授業科目	先修科目
演習	作業療法研究演習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	作業療法研究演習Ⅱ	作業療法研究演習Ⅰ
	作業療法総合演習	4年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	卒業研究	作業療法研究演習Ⅱ
実習	臨床評価実習	2年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅱ	3年次後期終了までに開講される全ての必修科目

5) 作業療法学科 (令和7年度以後の入学者)

授業形態	授業科目	先修科目
演習	作業療法研究論	2年次後期終了までに開講される全ての必修科目
	作業療法総合演習	4年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	卒業研究	3年次後期終了までに開講される全ての必修科目
実習	臨床評価実習	2年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅱ	3年次後期終了までに開講される全ての必修科目

7. 授業進行

1 授業資料・教科書

授業資料は、主に KMULAS へのアップロードにより配布する。授業前日を目途に、あらかじめダウンロードして保存の上、内容を読み込み理解を深めておくこと。

また授業指定の教科書（シラバスに記載）についても、授業の際は必ず携行すること。

2 授業の出席・欠席・遅刻・早退等の取扱い

1) 出席確認の手続（打刻の手続）

授業の出席については、毎回の授業の開始前に、教室に設置しているカードリーダーに学生証をかざすことによって入室時刻を記録し（この一連の手続を「打刻」という）、確認を行う。カードリーダーは、授業開始時刻の10分前から稼働し、授業開始時刻までに打刻を行うことで出席が認定される。また授業に遅れて出席する場合にも、必ず打刻を行うこと。打刻を行わない場合は、欠席したものとみなす。ただし、授業によっては別の出席確認方法を取ることもあるため、担当教員の指示に従うこと。

なお学生証を忘れた場合は、学務課の発行する「仮学生証」を使用して出席認定を受けること。

2) 遅刻

授業開始時刻後15分以内に途中出席した場合は、これを遅刻として取り扱い、授業開始時刻後15分を経過してから途中出席した場合は、これを欠席したものと取り扱う。

また原則として、遅刻3回につき欠席1回として換算する。ただし、担当教員等が別段の取扱いを定めることもあるため、その場合は指示に従うこと。

なお臨床実習科目における遅刻の取扱いについては、上記によらず別途定める。

3) 早退・退席

体調不良や急を要する事態等によりやむを得ず授業を早退・退席する場合は、必ず担当教員に申し出て許可を受けること。この場合の出席の認定可否については、事由や早退・退席時刻等を考慮して判断する。また申し出ることなく早退・退席した場合は、これを欠席したものとみなす。

4) 離席

授業の途中に一時離席した場合、離席時間等から判断し、これを欠席したものとみなすことがある。

5) 公共交通機関の不通・延着による途中出席の際の届出

公共交通機関の不通・延着によって途中出席した場合は、入室時刻と遅延時間を基に出席の認定可否を判断する。この場合は、**打刻を必ず行った上で**、メールに「学籍番号、氏名、日付、時限、途中出席した科目名、公共交通機関の不通・延着の旨」を明記し、公共交通機関の発行する遅延証明書データ（書面形式の場合は、撮影した画像）を添付した上で、学務課へ届け出ること。

（アドレス：reha.makino@kmu.ac.jp）

届出期限は、公共交通機関の不通・延着が発生した当日中とし、翌日以降の届出は受け付けない。

なお大幅な遅延等により授業時間内に打刻を行うことができない場合は、これを欠席したものと取り扱う。この場合は、次頁に記載する授業の欠席の届出を行うこと。

6) 出席に関する不正行為

他人の学生証を使って打刻する、他の学生に成り代わり授業に出席する、あるいは出席を装う等の不正行為は、大学を欺き不正に成績評価を受けようとする悪質な行為であるため、これを厳に慎むこと。

3 授業の欠席の届出

病気等のやむを得ない理由により授業を欠席する場合は事前に、あるいは欠席した場合は欠席後速やかに、学務課（アドレス：reha.makino@kmu.ac.jp）へメール連絡した上で、学務課に備付けの「欠席届」に必要事項を記入・提出し届け出ること。なお欠席届は、原則として欠席した授業の次回までに届け出なければならない。

また欠席届には、以下の表A・Bに定めるとおり、欠席事由の証明書類を必ず添付すること。

欠席事由の証明書類を用意できない場合や、やむを得ない理由として認めることのできない欠席については、無断欠席として取り扱う。

表A（通常の欠席として取り扱うもの）

欠席事由（A）	欠席事由の証明書類
病気・怪我	(1) 診断書 (2) 氏名・通院日を明記した領収書・診療明細等 (病気・怪我を疎明するものに限る。)
出産（産前6週間・産後8週間）	(1) 出生届
配偶者の出産（2日以内）	(2) 出産証明書
父母・配偶者・子の死亡による忌引（5日以内）	(1) 欠席日を確認できる会葬案内等
祖父母・兄弟姉妹の死亡による忌引（2日以内）	(2) 死亡を確認できる公的証明書等
交通事故	交通事故証明書
非常災害による罹災	罹災（被災）証明書
公共交通機関の不通・延着	公共交通機関発行の証明書
親族の看護	被看護者の診断書
上記以外に斟酌すべき事由 (教務委員会において認定の可否を決定)	当該事由を疎明する資料等

表B（公認欠席として取り扱うもの）

欠席事由（B）	欠席事由の証明書類
学校保健安全法施行規則第18条に定める第一種・第二種・第三種感染症の罹患により出席停止となる場合	(1) 診断書 (2) 氏名・通院日を明記した診療明細等（感染症の罹患を疎明するものに限る。)
裁判員制度による裁判員・裁判員候補者又は検察審査会制度による検察審査員に選任され、裁判所等に出頭する必要がある場合	裁判所又は検察庁からの通知書

4 休講・補講

地震・風水害等の天災や、大学又は科目担当教員のやむを得ない事情等により、授業を休講とする場合がある。休講となった授業については、後日補講を開講する。

休講や補講の案内については、メールやKMULASにより告知する。

5 課題の作成・提出

1) 課題の作成

授業では、理解を深めるだけでなく、調査する力や主体的に考える力を養うために、レポート等の課題を課すことがある。課題作成に当たっては、自身の力を伸ばす機会として、誠実に取り組むこと。

なおレポートは、自身の言葉でまとめる研究成果物であり、「研究倫理」というルールを守って作成することが求められる。書籍やインターネットからの盗用・剽窃、生成 AI の無断使用 (p.89 参照)、他人のレポートの共有・模倣その他これらに類する行為は、不正行為に該当するため、これを厳に慎むこと。

またグループ演習等におけるレポートについても、たとえ同一グループ内であったとしても、各自が自身の言葉で作成する必要があり、内容の共有や模倣は不正行為となるため、注意すること。

2) 課題の提出

課題の提出の際は、以下の注意事項を踏まえ、遺漏のないよう十分に注意すること。レポート等の課題の未提出や提出の失敗に対しては、原則として、救済措置を行わない。

- (1) 教員の指定する方法で提出すること。指定方法による提出が困難な場合は、教員に相談すること。
- (2) 提出期限を厳守すること。PC やインターネット回線のトラブルにより提出が困難となる可能性があるため、期限間際の提出は避け、余裕を持った提出を心掛けること。
- (3) 提出後は、KMULAS の機能を使い、提出物の内容を確認すること。誤って作成途中のものを提出した、提出したつもりができていなかった等のトラブルが起き得るため、内容確認を怠らないこと。

6 終講後の授業評価アンケート

各授業科目の最終回の授業終了後、KMULAS 上で授業評価アンケートを実施する。最終回の授業においては、出席と同アンケートへの回答の両方をもって出席認定を行うため、必ず回答すること。

7 不正行為について

授業の出席や提出課題において不正行為があった場合は、試験に関する不正行為と同様、「当該年度において既に受験した科目についてはこの成績評価を無効とし、未受験の科目については受験を許可しない」といった対応を行うため、これを厳に慎むこと。

また不正行為があった場合は、成績評価が無効となるだけでなく、懲戒の対象にも該当する。

【関西医科大学学生の懲戒等に関する規程 別表】 から抜粋

区分	懲戒対象行為	懲戒の種類
授業・試験等における不正行為	① 答案を交換する行為、他の受験者の答案を見る行為又は他の受験者に答案を見せる行為	退学又は停学 (無期又は有期)
	② 他人が書いたレポート又は著作物を自分のものとして提出する行為	退学、停学 (無期又は有期)、 又は訓告
	③ 試験監督者の注意又は指示に従わない場合で、特に悪質と認められる行為	
	④ 授業・試験等に係るその他不正な行為と認められる行為	
	⑤ 他の学生になり代わり授業・試験等に出席する、代返する等の行為及び同行為を依頼する行為	

8. 試験制度

1 本試験

1) 実施時期

各科目の試験は、原則として、当該科目の全ての授業の終了後に実施する（これを「本試験」という）。ただし、レポートや実技テストその他の方法をもって試験に代えることがあるほか、中間試験などの科目独自の試験を行うこともある。詳細については、シラバスを確認すること。

2) 受験資格

試験施行日までの当該科目の授業回数のうち、その3分の1以上を欠席した学生については、当該科目の受験資格を認めない。ただし、欠席の届出手続によりその欠席事由がやむを得ないものであったと認められる場合は、授業態度や他の出席状況等を含めて総合的に判断した上で、受験資格を特別に認めることがある。

3) 試験における遅刻

試験における遅刻時の受験については、試験開始時刻後30分以内の場合にはこれを認め、試験開始時刻後30分を経過した場合にはこれを認めない。ただし、交通機関の不通・延着を要因とする遅刻の取扱いについては、別途定める。またこのような場合は、至急学務課へ連絡すること。

(アドレス: reha.makino@kmu.ac.jp)

4) 試験の問題冊子について

試験の問題冊子は、原則として、試験終了後に回収する。問題冊子を許可なく持ち帰ることや、試験問題を撮影等し記録することは、不正行為に該当するため、これを固く禁止する。

5) 試験に関する不正行為

試験に関する不正行為があったと判断された者に対しては、当該年度において既に受験した科目についてはこの成績評価を無効とし、未受験の科目については受験を許可しない。

6) 試験結果の開示

本試験の合否結果については、採点終了後、KMULASに掲示する。

また一部の科目においては、KMULASを通じて個人別に、本試験の点数を開示する。

2 追試験（本試験を欠席した場合）

1) 実施対象

欠席の届出に関する表A・B（p.27）に掲げる欠席事由に準じるやむを得ない事由により本試験を欠席した学生に対しては、追試験を実施する。

2) 追試験の受験手続

本試験を欠席した学生は、原則として本試験当日に科目責任者にその旨を申し出ること。

その上で追試験を受験しようとする学生は、学務課に備付けの「試験欠席届」に必要事項を記入し欠席事由の証明書類等を添え、本試験の施行日から5日以内に学務課へ提出し、科目責任者による受験の許可を受けなければならない。

なお病気等の理由により窓口での提出が困難である場合に限り、郵送・FAX・メール等による提出を認めるが、その場合は事前に学務課（アドレス: reha.makino@kmu.ac.jp）へ申し出ること。

3) 追試験の点数

追試験の点数は、最高点を 80 点として採点する。ただし、欠席の届出に関する表B (p.27) に掲げる欠席事由による追試験の点数は、最高点を 100 点として採点する。

4) その他

追試験の実施は、原則として 1 試験につき 1 回限りとし、追試験の再試験は、原則として実施しない。また追試験の結果は、開示しない。

3 再試験（本試験に不合格となった場合）

1) 実施対象

本試験に不合格となった学生に対しては、再試験を実施することがある。

2) 再試験の受験手続

再試験を受験しようとする学生は、学務課に備付けの「再試験受験願」に必要事項を記入の上、規定の受験料を添え、再試験の施行日の前日（ただし、土曜・休日を除く。）の 14 時までに学務課へ提出し、受験の許可を受けなければならない。

またこの際、再試験の受験料として、1 科目につき 5,000 円を徴収する。

3) 再試験の点数

再試験の点数は、最高点を 60 点として採点する。

4) その他

再試験の実施は、原則として 1 試験につき 1 回限りとし、再試験の追試験は、原則として実施しない。また再試験の結果は、開示しない。

9. 成績評価制度

1 授業科目の成績評価

授業科目の成績評価については、試験の結果及び日常の学修状況（レポート、発表、プレゼンテーション等）を総合的に判断して次の基準により行う。ただし、臨床実習科目の成績評価については、別途定める。なお各授業科目の個別の成績評価基準については、シラバスを確認すること。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。
- (2) 合格した科目には、所定の単位を与える。
- (3) 成績評価は、秀 (S)・優 (A)・良 (B)・可 (C)・不可 (D) のいずれかにより表記し、下表に定めるとおり区分する。
- (4) 合格した科目については、成績の再評価を受けることはできない。
- (5) 他大学等において単位修得し本学で履修認定を受けた科目の成績評価については、「N」と表記する。

【成績評価基準】

評点	成績評価	評価基準
90点以上	秀 (S)	到達目標を達成し、特に優れた成績を示したもの
80点以上 90点未満	優 (A)	到達目標を達成し、優れた成績を示したもの
70点以上 80点未満	良 (B)	到達目標を達成し、妥当と認められる成績を示したもの
60点以上 70点未満	可 (C)	到達目標を達成し、合格と認められる最低限の成績を示したもの
60点未満	不可 (D)	到達目標を達成していない

2 成績の通知

各学期の成績の通知は、個別に成績通知書を配布することにより行う。成績通知書は、学期終了後、保護者宛に郵送する。

3 採点誤り疑いに対する異議申立て

リハビリテーション学部では、成績評価における集計、転記、入力等の際の誤りを防止し、成績評価の客観性及び厳格性を確保することを目的として、成績評価に関する異議申立てを認めている。

マークシートの読取り誤り疑いや、他人の成績評価が誤って転記されている等の疑いがある、本試験の開示点数と成績評価とに明らかな差があり入力誤りが疑われる等の異議のある場合は、学務課に備付けの「成績評価に関する異議申立書」に必要事項を記入の上、提出することにより申し出ること。異議申立てが可能な期間は、点数開示後3営業日以内又は成績通知書配布後3営業日以内とする。

なお上述のとおり、この異議申立て制度は、採点誤りの防止を目的としたものである。不合格に対しての再評価や救済措置の要求等のほか、具体的根拠のない申立ては、一切受け付けない。また授業中の小テスト、本試験の救済措置である再試験、それらに準じるものについては、異議申立ての対象としない。

また科目担当者に対して直接異議申立てや再評価・救済措置等の要求を訴えることについては、これを固く禁止する。これに従わない場合、懲戒の対象となるおそれがある。

4 GPAによる成績評価

リハビリテーション学部では、GPAによる成績評価を取り入れる。

GPAとは、Grade Point Average（グレード・ポイント・アベレージ）の略で、一定の方式で算出された成績評価であり、学生の総合成績を示すものである。欧米では多くの大学がこれを成績の指標として取り入れており、昨今、日本でも取り入れる大学が増えている。大学によっては、このGPAの数値を卒業要件、進級条件、退学勧告等に用いており、本学もこれに準じる。

リハビリテーション学部におけるGPAの取扱いについては、以下のとおりとする。

1) GPAの算出

- (1) 各授業科目に対して、5段階の成績評価（秀（S）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（D））に応じてそれぞれ4・3・2・1・0のグレード・ポイント（GP）を付与する。

成績評価	評点	判定	グレード・ポイント（GP）	評価基準
秀（S）	100～90点	合格	4点	到達目標を達成し、特に優れた成績を示したもの
優（A）	89～80点	合格	3点	到達目標を達成し、優れた成績を示したもの
良（B）	79～70点	合格	2点	到達目標を達成し、妥当と認められる成績を示したもの
可（C）	69～60点	合格	1点	到達目標を達成し、合格と認められる最低限の成績を示したもの
不可（D）	59点以下	不合格	0点	到達目標を達成していない

- (2) 他大学等において単位修得し本学で履修認定を受けた科目については、成績評価を「N」とし、GPを付与しない。
- (3) GPAは、以下の計算式により算出する。GPAの数値は、小数点第3位以下を切り捨てる。

$$\text{GPA} = \frac{\{(\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数})\} \text{の累計}}{(\text{履修単位数の合計}) \text{の累計}}$$

※不可となった科目についても、履修単位数に算入する。

- (4) GPAは、原則として、履修し成績評価を受けた科目のうち卒業要件となる科目を基に算出する。すなわち、自由科目等卒業要件とならない科目の成績は、GPAに反映しない。ただし、必要に応じて全履修科目GPA（履修し成績評価を受けた必修科目・選択科目・自由科目の全てにより算出）を用いる場合もある。
- (5) リハビリテーション学部では、学期ごとのGPA（単学期GPA）、年度ごとのGPA（単年度GPA）、入学以後の累積のGPA（累積GPA）をそれぞれ必要に応じて用いることにより学修指導等を行う。

2) 成績通知書等へのGPAの記載

- (1) 各学期終了後に配布する成績通知書には、入学以後履修登録した全ての科目及びその成績評価並びに累積GPAを記載する。
- (2) 成績証明書には、入学以後合格した全ての科目及びその成績評価並びに累積GPAを記載する。

3) GPAに基づく学修指導

GPAが著しく低いと認められる学生に対しては、学修指導を行う。学修指導後も成績が改善されない場合は、更に嚴重注意（退学勧告を含む）を行い、学修指導を強化するとともに改善努力を促す。

GPAに基づく学修指導基準は、以下のとおりとする。

- (1) 単学期 GPA が 2.0 未満の学生、又は 1 年次学生であって成績評価が不可となった科目のある者に対しては、メンター教員から個別に指導を行う。
- (2) 単学期 GPA が連続して 1.5 未満となった学生に対しては、教務部長から嚴重注意を行う。
- (3) 単学期の GPA が連続して 1.0 未満となった学生に対しては、教務部長から保護者、メンター教員等を交えた面談を行い、面談において成績の低迷にやむを得ない客観的な事情があると認められない場合は、学部長から退学勧告を行う。
- (4) 退学勧告を受けた学生のうち、本学での学修の継続を希望する者については、別に定める「学修継続願」を提出の上、成績改善の見込みがあると教授会において認められた場合、学修の継続を許可する。ただし、当該学生の学修能力及び授業計画に鑑み、履修登録科目の制限を行う。
- (5) 履修登録科目の制限を受けた学生のうち、成績が相当程度改善したと認められる者については、履修登録科目の制限及び退学勧告を解除することがある。

10. 学籍異動（進級・卒業・休退学等）

1 進級・留年

1) 進級要件（令和7年度以後入学の理学療法学科学生のみ）

リハビリテーション学部の学生は、修得単位数にかかわらず、年度ごとに次の年次へ進級する。

ただし、理学療法学科（令和7年度以後の入学者に限る。）においては下表のとおり2年次・3年次への進級時に進級要件を設けており、進級要件を満たす者に限り進級することができる。

・理学療法学科の進級要件（令和7年度以後の入学者に限る。）

2年次への進級要件	1年次後期終了までに開講される全ての必修科目のうち、不合格となったものの数が3科目以下であること。
3年次への進級要件	2年次後期終了までに開講される全ての必修科目に合格していること。

2) 留年・仮進級（令和7年度以後入学の理学療法学科学生のみ）

進級要件を満たさない者は、同一年次に留め置く。これを「留年」（原級留置）という。留年となった者は、進級要件を満たすまでは進級することができず、上位年次における開講科目を履修することはできない。

ただし、留年となった者のうち下表に掲げる仮進級要件の全てを満たす者に限っては、仮進級し上位年次における開講科目を履修することを認める。

・理学療法学科の仮進級要件（令和7年度以後の入学者に限る。）

3年次への仮進級要件	(1) 不合格となった必修科目の数が、1科目以内であること。 (2) 不合格となった必修科目が、講義科目であること。 (3) 不合格となった必修科目への出席日数が、規定の数を満たすこと。
------------	---

3) その他の注意事項

進級要件のほかに、「6. 履修制度」(p.22-25)で説明したように、再履修の際に履修できる科目が制限される可能性があることや、先修科目の単位未修得により一部科目を履修できないことが原因となって最短修業年数（4年）で卒業することが不可能となることもあるため、十分に注意すること。

2 卒業要件

リハビリテーション学部を卒業するためには、修業年限（4年）を満たし、卒業要件単位を全て修得する必要がある。卒業要件単位は、下表のとおり。基礎教養科目・専門基礎科目・専門科目から、卒業に必要な単位を修得すること。

・理学療法学科の卒業要件単位（令和6年度以前の入学者）

科目区分		卒業要件
基礎教養科目 (16単位)	科学的思考の基礎	6単位（必修5単位＋選択1単位）
	人間と生活	5単位（必修4単位＋選択1単位）
	社会の理解	5単位（必修4単位＋選択1単位）
専門基礎科目 (42単位)	人体の構造と機能及び心身の発達	18単位（全て必修）
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16単位（全て必修）
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	8単位（全て必修）
専門科目 (66単位)	基礎理学療法学	7単位（全て必修）
	理学療法管理学	2単位（全て必修）
	理学療法評価学	7単位（全て必修）
	理学療法治療学	25単位（全て必修）
	地域理学療法学	4単位（全て必修）
	臨床実習	21単位（全て必修）
合計	124単位	

・理学療法学科の卒業要件単位（令和7年度以後の入学者）

科目区分		卒業要件
基礎教養科目 (16単位)	科学的思考の基盤	6単位（必修5単位＋選択1単位）
	人間と生活	5単位（必修4単位＋選択1単位）
	社会の理解	5単位（必修4単位＋選択1単位）
専門基礎科目 (40単位)	人体の構造と機能及び心身の発達	18単位（全て必修）
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16単位（全て必修）
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	6単位（全て必修）
専門科目 (70単位)	基礎理学療法学	10単位（全て必修）
	理学療法管理学	2単位（全て必修）
	理学療法評価学	7単位（全て必修）
	理学療法治療学	26単位（全て必修）
	地域理学療法学	4単位（全て必修）
	臨床実習	21単位（全て必修）
合計	126単位	

・作業療法学科の卒業要件単位（令和6年度以前の入学者）

科目区分		卒業要件
基礎教養科目 (17単位)	科学的思考の基礎	7単位（必修6単位＋選択1単位）
	人間と生活	5単位（必修4単位＋選択1単位）
	社会の理解	5単位（必修4単位＋選択1単位）
専門基礎科目 (42単位)	人体の構造と機能及び心身の発達	18単位（全て必修）
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16単位（全て必修）
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	8単位（全て必修）
専門科目 (68単位)	基礎作業療法学	11単位（全て必修）
	作業療法管理学	2単位（全て必修）
	作業療法評価学	9単位（全て必修）
	作業療法治療学	19単位（全て必修）
	地域作業療法学	4単位（必修3単位＋選択1単位）
	臨床実習	23単位（全て必修）
合計		127単位

・作業療法学科の卒業要件単位（令和7年度以後の入学者）

科目区分		卒業要件
基礎教養科目 (17単位)	科学的思考の基盤	7単位（必修6単位＋選択1単位）
	人間と生活	5単位（必修4単位＋選択1単位）
	社会の理解	5単位（必修4単位＋選択1単位）
専門基礎科目 (40単位)	人体の構造と機能及び心身の発達	18単位（全て必修）
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16単位（全て必修）
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	6単位（全て必修）
専門科目 (70単位)	基礎作業療法学	9単位（全て必修）
	作業療法管理学	2単位（全て必修）
	作業療法評価学	10単位（全て必修）
	作業療法治療学	20単位（全て必修）
	地域作業療法学	6単位（全て必修）
	臨床実習	23単位（全て必修）
合計		127単位

3 休学・退学・復学

1) 休学・退学・復学の手続

休学・退学しようとする場合は、あらかじめメンター教員との面談を行い休退学の意向を伝えた後、所定の書類に保護者連署で必要事項を記入の上、学務課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

休学期間内に復学を希望する場合や、疾病・傷害等により休学していた者が復学しようとする場合においても、同様の方法により復学を願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2) 休学中の学費について

前期又は後期の学期の全期間を休学した場合、当該学期中の①授業料の半額、②実験実習費及び③教育充実費の納入を免除する。このほか、リハビリテーション学部保護者会・関西医科大学学生自治会の会費についても、それぞれの会則に定める条件を満たす場合に、納入が免除される。

なお特待生である者が休学した場合の学費の取扱いについては、別に定めるところによる。

3) 休学期間・休学年限

- (1) 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、学長が特別の理由があると認めた場合に限り、1年を限度としてその期間を延長することがある。
- (2) 休学期間は、通算2年を超えることはできない。これを「休学年限」という。ただし、学長が特別の理由があると認めた場合に限り、1年を限度としてその期間を延長することがある。
- (3) 休学期間は、在学年限に算入しない。

4 除籍

以下のいずれかに該当する者は、除籍となる。

- (1) 正当な理由なく授業料等規定の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 在学年限を超過した者
- (3) 休学年限を超過した者
- (4) 死亡した者
- (5) 長期にわたり行方不明の者

11. アンプロフェッショナル行動に対する指導

1 アンプロフェッショナル学生への指導

本学では、医療従事者を目指す学生として相応しくない態度・言動・行動をする等の学生（これを「アンプロフェッショナル学生」という。）に対して指導を行う。

アンプロフェッショナル学生の定義は、以下のとおり。

- ・医療系学生として相応しくない態度・言動・行動をする学生
- ・明らかに常識が欠如していて、社会性や倫理性に問題があり、将来医療従事者として、医療機関等に従事することが相応しくないと考えられる学生
- ・病院内の実習において、医療安全及び倫理の面から、このままでは将来、患者に関わるべきではないと考えられる学生

2 アンプロフェッショナル行動の例

医療従事者を目指す学生として相応しくない態度・言動・行動（これを「アンプロフェッショナル行動」という。）の例を以下に示す。これらの行動は、価値観や性格で凶るものではない。

なおこれらの行動が疾病や障がいに起因するものであると考えられる場合は、速やかに事務室に相談すること。（「関西医科大学障がいのある学生の支援に関する方針」参照）

1) 時間・規律の遵守 <ul style="list-style-type: none">★授業・実習の遅刻、無断欠席、出席不正（出席代行、授業・実習の中抜け等）★課題の未提出、締切を守らない・集合時間を守らない	5) 学修意欲・責任感の欠如 <ul style="list-style-type: none">★講義・実習中、他の学生へ迷惑が掛かるレベルの私語・学修意欲がない、積極性がない、居眠りをする・必要な予習・復習をしない
2) 患者への敬意・配慮の欠如 <ul style="list-style-type: none">★患者のプライバシー・個人情報等をエレベーター、学外等で話す★患者の前での私語、居眠り等不適切な態度	6) 態度・振舞いの問題 <ul style="list-style-type: none">・同僚・医療スタッフ・教職員等に挨拶をしない、敬語が使えない・高圧的・横柄な態度、礼儀がない・教員や指導者の話を聞かない・他人への配慮不足（大声での会話、ふざけた行動）
3) 倫理観・社会規範の欠如 <ul style="list-style-type: none">★解剖実習での不適切な行動（ご遺体への敬意不足）★試験におけるカンニング、レポートの捏造や剽窃★守秘義務違反（SNS等での情報漏洩）★法令に反する行為（盗難、暴力、禁煙場所での喫煙、未成年飲酒等）	7) コミュニケーション・協調性の欠如 <ul style="list-style-type: none">・チームワークを乱す、協力しない・感謝・謝罪をしない・他人を見下す、見た目や態度を否定する発言・周囲のモチベーションを下げる行動
4) 身だしなみ・清潔感の問題 <ul style="list-style-type: none">★服装が乱れている（実習着が汚れている等）★髪色が派手、不潔な格好★病院内での定められた感染対策、行動規制を遵守しない	8) その他アンプロフェッショナルな行動分類に関する行為

上記行動が教職員等によって事務室に報告された場合は、以下に示す「アンプロフェッショナルな学生の指導運用指針」に基づき、教務委員会等において対応を検討の上、行動に対して指導・注意勧告を行う。

なお★で示すアンプロフェッショナル行動が複数回認められる場合には、**懲戒の対象** (p.60 参照) となることがある。

アンプロフェッショナルな学生の指導運用指針

アンプロフェッショナルな学生の指導内容の判断基準は、原則として以下の方針で運用するが、特に必要と判断した場合は、事例ごとに柔軟に運用する。

なおこの運用指針は在学中において全て継続するものであり、別事案であっても当該学生の報告回数に加算されていくものとする。過去に別事案で懲戒処分を受けたことがある学生については、都度対応を検討する。

1 回目の事例報告

報告内容により、教務委員会等しかるべき委員会（以下「委員会」という。）のいずれかにおいて情報を共有する。

共有の後、教務部長及び学生部長（以下「両部長」という。）のいずれかが、当該学生と面談し、指導及び注意勧告を行う。

2 回目の事例報告

委員会において情報を共有する。

両部長のいずれかが、当該学生と面談し、指導及び注意勧告を行う。

必要に応じて、当該事例に関わった教職員の同席も認める。

3 回目の事例報告が出された場合は、保護者同席による面談を行い、懲戒処分の対象となる可能性があることを通告する。

3 回目の事例報告

委員会において情報を共有する。

保護者同席による面談を行い、懲戒処分の対象となることを通告する。

※報告回数に関わらず、その内容が「極めて重大な事例で、看過できない」場合、1 回目の報告であっても、懲戒処分の対象となる場合がある。

第 2 部

学生生活編

2) 連絡定期券

最大3社線までを乗り継ぐ場合（例：阪急→JR→京阪）には、連絡定期券を購入することができる。ただし、一部の定期券発行所では取扱いのない場合や、通学距離によっては購入できない場合もあるため、詳細については購入予定の定期券発行所で確認すること。

また地下鉄とJRが接続する場合（例：JR→地下鉄→私鉄）には、1枚の連絡定期券を購入できない。この場合、①JRの定期券、②地下鉄→私鉄の定期券のように、分けて購入する必要がある。

3) 通学証明書

通学定期券を購入するために、各事業者所定の通学証明書が必要となる場合がある。この場合、所定の通学証明書を持参の上、事務室に提出し証明を受けること。

4) 実習用定期券

臨床実習等の際、一定の要件を満たす場合には、自宅の最寄駅から実習先施設の最寄駅までの実習用定期券を利用することができる。実習用定期券の購入については、大学から各事業者へ事前に申請し承認を得る必要があり、申請から購入までに2か月程度を要する。購入を希望する場合は、早期に事務室に申し出ること。

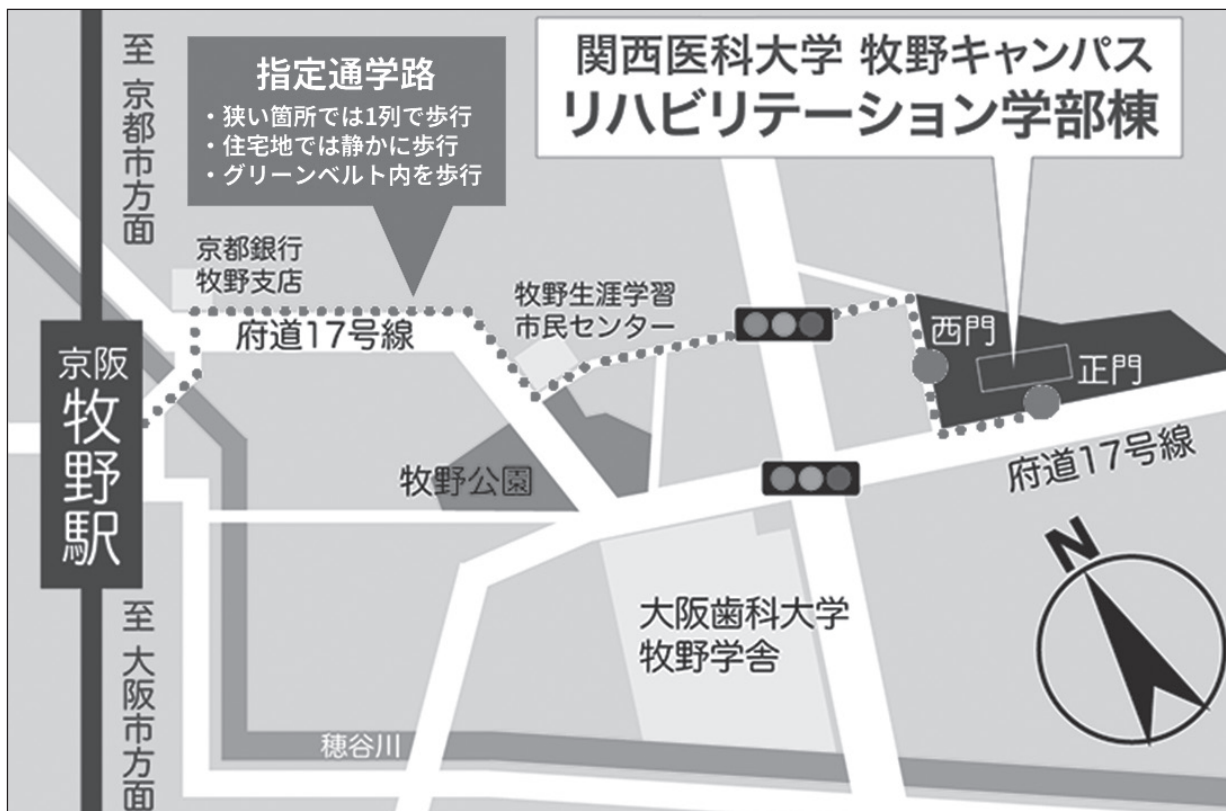
3 通学時のルール

1) 指定通学路について

牧野学舎では、下図に点線で示すとおり、最寄駅である京阪本線「牧野」駅から牧野学舎までの通学路を指定している。これは近隣住宅街に迷惑にならないよう近隣住民との申合せにより決定したことであるため、指定通学路から逸脱することのないよう注意すること。

また通学の際は、安全を確保するとともに、交通の妨害や近隣住宅街への迷惑のないよう注意すること。グリーンベルト設置道路を歩行する際は、グリーンベルト内を通行すること。

なお指定通学路を逸脱した際に生じた怪我等は、学生保険の給付対象外となるおそれがある。



2) 自転車通学のルール

牧野学舎では、自転車（原動機付自転車を除く。）による通学を認めている。

自転車通学を希望する場合は、事務室に備付けの申請書類により登録手続を実施の上、利用者ステッカーの発行を受け、自転車の見えやすい部分に利用者ステッカーを貼付すること。

自転車は、リハビリテーション学部棟西側駐輪場に整理して駐輪すること。なお雨天時には、旧看護専門学校3号館の渡り廊下に駐輪することができる。

自転車通学・駐輪場利用の際は、以下の事項に注意すること。

- ・自転車は、指定の駐輪場以外には駐輪禁止である。違法駐輪や無断駐輪については、大学の規則に基づき厳重なる処分を行う。
- ・自転車は、長期にわたり駐輪場に放置しないこと。放置自転車は、廃棄処分する。
- ・駐輪自転車の盗難・損傷等については、大学は一切の責任を負わない。
- ・自転車は、道路交通法の定める軽車両に当たるため、走行時には交通ルールを必ず遵守すること。次に掲げる行為は、道路交通法上の禁止行為に当たり、違反の際は反則金が科されることがある。
例：2人乗り、無灯火運転、一時停止・信号の無視、飲酒運転、片手運転、携帯電話の使用等
- ・雨天時の自転車走行は大変危険であるため、無理をせずに公共交通機関や徒歩での通学を心掛けること。なお傘差し運転は、道路交通法上の禁止行為に当たるため、行ってはならない。

なお枚方学舎における自転車通学・駐輪場利用に関することは、事務室に問い合わせること。

3) 自動車通学の禁止

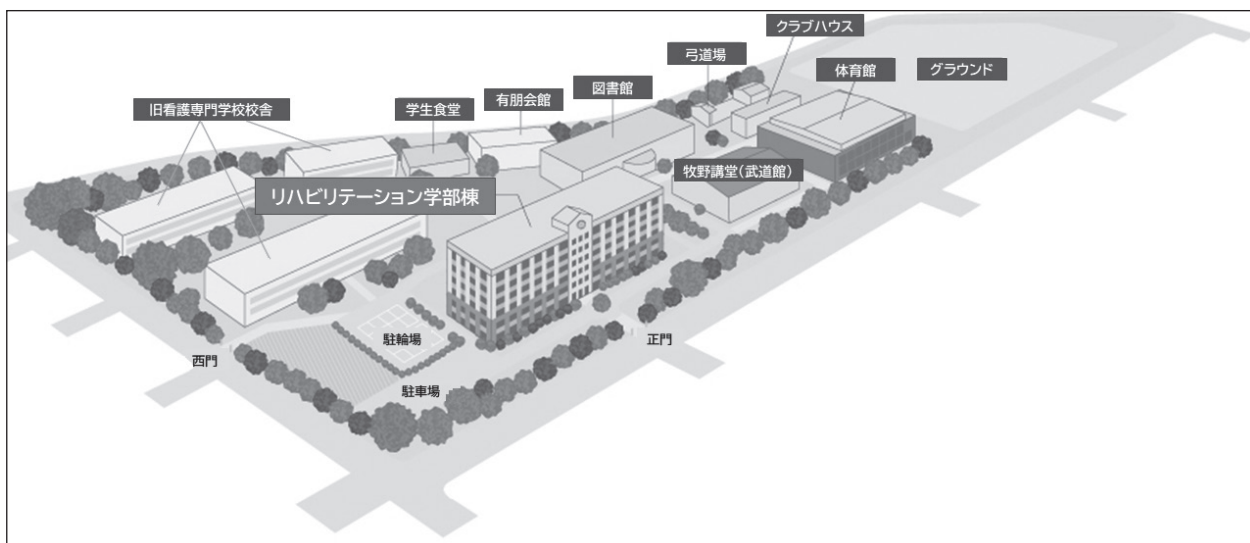
本学では、入学時に保護者連名のもと誓約したように、自動車（自動二輪及び原動機付自転車を含む）による通学を固く禁止している。

通学中に自動車運転を行った場合、たとえ大学構内に駐車・駐輪していなくとも自動車通学を行ったものとみなすため、これを厳に慎むこと。

万が一、自動車通学が発覚した場合には、大学の規則に基づき厳重なる処分を行う。

13. 牧野学舎施設の利用

1 牧野学舎施設マップ



2 敷地内への入退構

牧野学舎敷地内への入構は、正門・正門横小門・西門のいずれかの門から、7時30分から21時までの間に行うことができる。大学の許可を受けた場合を除き、21時までには敷地内から完全退構すること。

なお防犯上の観点から、門を通過する際に学生証による認証を必要とする場合や、時間帯によって一部の門を閉鎖する場合がある。また行事の実施等により入構可能時間の変更や入構制限を行うことがある。これら取扱いの詳細については、KMULASの掲示板等を確認すること。

3 リハビリテーション学部棟

1) 滞在可能時間

リハビリテーション学部棟には、平日・土曜休日を問わず7時30分から20時30分までの間、滞在することができる。

また自習利用する場合に限り、滞在可能時間の延長を申請することができる。申請の際は、事務室に備付けの書類に必要事項を記入し、メンター教員の確認印を捺印の上、提出すること。

なお防犯上の観点から、エントランス通過の際に学生証による認証を必要とする場合や、時間帯によって一部のエントランスを閉鎖する場合がある。また行事の実施等により滞在可能時間の変更や滞在制限を行うことがある。これら取扱いの詳細については、KMULASの掲示板等を確認すること。

2) 自習の利用

リハビリテーション学部棟では、2階の学生ラウンジや授業・行事等で使用していない講義室を自由に自習利用することができる。ただし、演習室等の教育機器・設備を自習利用する際は、教職員の許可を受けること（休日に利用する際は、警備員室で手続を行うこと）。

また3階・5階のセミナー室も、自習室として利用することができる。セミナー室は、事務室に備付けのタブレット端末から予約した上で利用すること。

これら以外の自習場所としては、図書館や学生会館（有朋会館）を利用することができる。

3) ロッカールーム (更衣室)

リハビリテーション学部棟には、1・2階に女子用、3階に男子用のロッカールームを設置しており、学生証を用いて出入りすることができる。ロッカールーム内には、学生全員分のダイヤル施錠式更衣ロッカーを設置しており、これを在學生にそれぞれ貸与する。

ロッカールーム利用の際は、以下の事項に注意すること。

- ・ロッカールームは、共有スペースであるため、清掃等美化に努め、私物を放置しないこと。
- ・更衣ロッカーは、大学からの貸与設備であるため、丁寧に取り扱うこと。破損・汚損の激しい場合は、修繕費用を請求する。
- ・盗難の予防に十分に努めること。更衣ロッカーは、常に施錠し、貴重品を収納せず、自己責任において管理すること。
- ・場所移動や卒業・退学等により大学から更衣ロッカーの明渡しを求められた場合は、直ちに更衣ロッカー内を空の状態にし、清掃した上で明け渡すこと。

4 学生食堂

牧野学舎では、昼食の際に学生食堂を利用することができる。

学生食堂の営業時間は、平日の11時30分から14時までとなる。

なお枚方学舎医学部棟3階の学生食堂については、平日11時から14時30分までが営業時間となる。

いずれの学生食堂においても、行事の実施等により営業時間の変更又は営業の休止を行う場合がある。

5 図書館 (牧野分室)

学生は、本学附属の図書館(本館(医学部棟)、看護学部分室、牧野分室等)を利用することができる。

牧野分室においては、平日の9時から20時30分まで、第1・3・5土曜日の9時から13時までが開館時間となる。ただし、開館時間の変更や臨時休館を行う場合がある。

利用方法や実施サービス、開館スケジュール等の詳細については、図書館のHPを確認すること。

図書館HP：<https://www.kmu.ac.jp/library/>

図書館利用案内：https://www.kmu.ac.jp/library/info/riyouannai_hirakata.html

6 体育館・牧野講堂 (武道館)・弓道場・クラブハウス・学生会館 (有朋会館)

1) クラブ・授業での利用施設

学生は、体育館、牧野講堂(武道館)、弓道場及びクラブハウスをそれぞれ利用することができる。

利用方法等の詳細については、事務室に問い合わせること。

2) 自習利用できる施設

学生は、学生会館(有朋会館)を自習に利用することができる。利用方法等の詳細については、事務室に問い合わせること。

7 旧看護専門学校校舎

旧看護専門学校校舎については、建築当時と異なり現行の耐震基準を満たしておらず、安全確保のため、大学の許可を受けず立ち入ってはならない。

14. 学内ルール・マナー

1 設備・備品の利用ルール

1) 学内 Wi-Fi

牧野学舎では、授業資料閲覧等の学修のために学内 Wi-Fi を設置している。ネットワーク輻輳の原因となり学修の妨げとなるため、学修に関係のない用途（動画の視聴、SNS の閲覧等）で学内 Wi-Fi を使用することを禁ずる。また学内 Wi-Fi への接続機器の数は、1 人あたり 1 台以内とすること。

2) コピー機

牧野学舎では、学生ラウンジと図書館にプリペイドカード式コピー機を設置している。詳細は以下のとおり。利用を希望する場合は、コピーカード（1 枚あたり 500 円）を事務室で購入すること。

利用時間	①学生ラウンジ：学舎の利用時間内 ②図書館：閉館時刻 10 分前まで
コピー料金（片面）	①モノクロ・2 色刷り：1 枚あたり 10 円 ②カラー：1 枚あたり 40 円

※購入可能時間は平日の 9 時から 17 時まで、又は第 1・3・5 土曜日の 9 時から 12 時 50 分まで。

残金の返金については、卒業前に返金手続期間を設ける。

3) 延長ケーブル

リハビリテーション学部棟の一部教室には、充電等に利用できる延長ケーブルを設置している。利用の際は、教室外に持ち出さないこと。また利用後は、必ずケーブル収納箱の中に戻すこと。

4) 電子レンジ・給茶給湯器

牧野学舎では、電子レンジを学生ラウンジ・学生食堂に、給茶給湯器を学生ラウンジに設置している。利用の際は、清潔に取り扱うこと。

5) 備品の取扱い

備品は、丁寧に扱うこと。備品を破損・汚損・紛失した場合は、直ちに事務室に申し出ること。場合によっては、学生保険の補償の対象となる。

2 ごみの分別ルール

学内で発生したごみを廃棄する際は、ごみの区分（生ごみ、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ（缶・びん・ペットボトル））に従って分別し、所定のごみ箱に投入すること。

なおガラス片や刃物、注射針等怪我のおそれがある物や、薬品、電池・バッテリー、大型のごみ、動物の死骸、感染性廃棄物（医療ごみ）等は、ごみ箱に投入してはならない。これらを廃棄しようとする場合は、事務室に相談すること。また家庭ごみ等の学外からのごみの持込については、これを固く禁止する。

3 遺失物・拾得物の取扱い

遺失物を拾得した場合は、事務室に届け出ること。拾得物は、掲示板に一覧を掲示の上、事務室で一定期間保管の後、処分する。拾得物に心当たりのある学生は、速やかに申し出ること。

4 敷地内飲酒・喫煙・火気使用の禁止

本学では、学舎の地区・建物の種類を問わず、敷地内の飲酒・喫煙・火気使用を全面禁止している。万が一、敷地内の飲酒・喫煙・火気使用が発覚した場合、大学の規則に基づき厳重なる処分を行う。なお 20 歳未満の飲酒・喫煙は、法律により禁止されているため、これを厳に慎むこと。

5 通学時や公共の場におけるマナー

1) 通学時のマナー

牧野学舎は住宅街の中にあるため、近隣住民に迷惑を掛けることのないよう通学時には以下の事項を遵守すること。

- ・道幅が狭いため横並びの歩行はせず、グリーンベルト設置道路を歩行する際はグリーンベルト内の通行を遵守し、他者や車輛の通行を妨げないこと。
- ・騒音となるため、大きな話し声は控えること。
- ・枚方市は条例により枚方市全域の道路、公園、広場、河川等の公共の場所での歩きタバコを禁止しているため、これを行ってはならない。

2) 公共の場におけるマナー

公共の場においては、建学の精神「慈仁心鏡」にあるように、慈しみ・めぐみ・愛を心の規範とする関西医科大学の学生としての自覚と誇りを持ち、マナーを心掛けルールを守るよう振る舞い、品位ある行動を実践すること。

人は集団になると、しばしばその行動に節度を失いがちになる。駅前や飲食店の内外等で大勢寄り集まって騒ぎ立てたり、道路を横並びに広がって歩いたりするなど、周囲の人々への迷惑を顧みなくなる傾向がある。しかし、いかなるときも周囲の人々に配慮することを忘れず、公共の場における自身の立ち居振舞いに責任を持つことが、社会の一員としての成年の努めである。

6 SNS の取扱い

ソーシャルメディアは、マスコミを通じては得られないリアルタイムの生きた情報を自由にやりとりすることができ、学生生活を送るに当たって大きな恩恵を得られる一方で、手軽さや匿名性、拡散性等の特性から、様々なリスクが潜んでいる。ソーシャルメディアを巡る問題が生じた場合、その影響は発信者の周囲のみならず、本学、さらには社会全体にも及ぶことがある。

学生（医療系学生）がソーシャルメディアを利用するに当たり、特に注意しなければならないことを以下に例示する。

- ・個人情報や機密情報の漏洩（病院内の画像の投稿、患者カルテ情報の流出等）
- ・モラルや品位を損なう投稿に対する批判の目（未成年の飲酒や喫煙）
- ・教科書等の書籍が映る画像・授業の資料（授業スライドも含む）の無許可複製等や動画を投稿することによる著作権の侵害
- ・他人を撮影した画像や動画を同意なく投稿することによる人権侵害（他人を撮影すること自体にも同意が必要）

例示したものはほんの一部であり、全てのケースを挙げることはできない。学生自身で、法令に違反していないか、個人情報の漏洩につながらないか等を意識しながら、ソーシャルメディアと上手に付き合っていくこと。

なお法令違反や個人情報漏洩が発覚した場合、懲戒の対象となるため注意すること。

(参考)

関西医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン (p.96)

URL : <https://www.kmu.ac.jp/snsguideline/index.html>

15. 学費・奨学金

1 学費

1) 学費の納付

学費の納付については、保護者又は学資支弁者に対し、本学の財務部経理課から納付書を送付するため、指定の期限内に必ず納付すること。各期の発送日・納付期限の目安は、以下のとおり。

- ・前期分（4月～9月）：発送日は4月初旬頃、納付期限は4月末日頃まで
- ・後期分（10月～3月）：発送日は9月初旬頃、納付期限は10月末日頃まで

2) 学費の延納

本学では、天災や生計維持者の不慮の事故、家計収入の事情等やむを得ない事情により学費を直ちに納付することが困難な場合や、高等教育の修学支援新制度への申込により納付金額に変更があることが見込まれる場合に限り、一定期間、学費の延納を特別に認めている。

学費の延納を希望する場合は、速やかに事務室に申し出て手続を行うこと。なお延納期限を超過してなお学費を納付しない場合は、学則により除籍となるため、注意すること。

2 日本学生支援機構の奨学金制度

本学では、日本学生支援機構の奨学金制度を利用することができる。この制度は、憲法及び教育基本法に定める「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与及び給付を行う制度である。制度の詳細については、日本学生支援機構のHPを確認すること。

申込は、大学を通じて行う必要があり、例年4月頃（春採用）と9月頃（秋採用）にそれぞれ募集を開始する。リハビリテーション学部における申込の詳細については、例年4月に新入生向けの説明会を行い、その内容をKMULASに掲示するため、必要に応じて参加・確認すること。

3 高等教育の修学支援新制度（多子世帯の大学無償化を含む）

本学では、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく高等教育の修学支援新制度を利用することができる。この制度は、一定の条件を満たす者に対し、入学金及び学費を減額する制度である。制度の詳細については、文部科学省及び日本学生支援機構のHPを確認すること。

申込を希望する場合は、前述した日本学生支援機構の給付奨学金制度の申込を行うこと。これにより、高等教育の修学支援新制度への申込も自動的に行われる。

4 リハビリテーション学部独自の奨学金制度

1) リハビリテーション学部給付奨学金

リハビリテーション学部では、2年次以上の学生であって、前年度の成績が各年次の上位5位までの者に対して、月額5万円（年額60万円）の奨学金を給付する。給付対象者については、例年5月頃に決定し、対象者にそれぞれ通知する。（詳細：p.97）

2) リハビリテーション学部貸与奨学金

リハビリテーション学部では、2年次以上の学生であって、天災や生計維持者の不慮の事故、家計収入の事情等やむを得ない事情により学費の支弁が困難な者に対して、年間の学費の範囲内で奨学金（有利子）を貸与することができる。詳細については、事務室に問い合わせること。（詳細：p.98）

5 その他の学外奨学金制度

学生は、前述した以外の外部機関の奨学金制度を利用することができる。

なお利用に当たって大学の証明や推薦等が必要となる場合や、大学を通じて申込を行う必要がある場合は、速やかに事務室に申し出ること。証明書や推薦書の作成には時間を要するため、期限間際に申出のあった場合には、作成が間に合わない可能性がある。

1) 地方公共団体・民間育英団体の奨学金制度

地方公共団体や民間育英団体等の奨学金制度のうち、大学に募集要項の送付があったものについては、掲示等により通知する。それ以外のものについては、独自に検索し、あるいは外部機関に直接問い合わせて詳細を確認すること。

なお日本学生支援機構のHPでは、様々な条件を指定して外部機関の奨学金制度を検索することができる。募集要件を満たす場合は応募することができるため、必要に応じて活用すること。

大学・地方公共団体等が行う奨学金制度の検索HPのURL：

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html>



2) 日本政策金融公庫教育ローン（国の教育ローン）

学生は要件を満たす場合、日本政策金融公庫の教育ローン（有利子）を利用することができる。詳細については、最寄りの日本政策金融公庫各支店又は各相談センターに問い合わせること。

「国の教育ローン」コールセンター：0570-008656（ナビダイヤル）又は 03-5321-8656

6 奨学金制度を利用する際の注意

奨学金制度の目的は、経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与及び給付を行うことにあり、これを利用する際は、学修に励む責任が生じることになる。学修を怠り成績が振るわない場合や、授業を繰り返し欠席するなど学修意欲が低いと認められる場合は、奨学金の打切りや返金を求められることもあるため、注意すること。

また貸与型の奨学金制度については、卒業後に返済する必要があるため、無計画かつ安易な気持ちで利用せず、学修計画と返済計画を綿密に立て、慎重に検討した上で利用すること。

16. 健康管理

1 リハビリテーション学部における健康管理

1) 保健室

リハビリテーション学部棟1階には、保健室があり、学生はこれを利用することができる。保健室には、看護師がおり、体調不良や怪我の応急処置等の対応を行うほか、日常の健康相談も行う。

ただし、保健室は医療機関ではないため、内服薬の授与や継続的処置を行うことはできない。

保健室の連絡先は、以下のとおり。

電話：072-856-2191、メールアドレス：reha-ho@kmu.ac.jp

2) AED の設置

リハビリテーション学部棟では、学生ラウンジ（2階）及び理学療法演習室（5階）に、AED（自動体外式除細動器）を設置している。

3) 学生定期健康診断

本学では、「学校保健安全法」に基づき、例年4月又は5月頃に学生定期健康診断を実施する。全学生が対象となるため、必ず6月末までに受診すること。本学の求めに応じず受診しなかった場合は、各自で費用負担の上、医療機関で健康診断を受診し、その結果を本学に提出しなければならない。

4) B型肝炎・結核及び4種ウイルス疾患の感染防止措置

本学では、入学後の学生に対し、B型肝炎の抗体検査及び結核のスクリーニング検査を実施する。検査結果に基づいて、B型肝炎の抗体を獲得していない学生に対しては、ワクチンの接種及び接種後の抗体検査を指示し、また結核の罹患が疑われる学生に対しては、受診・加療を指示するため、学生はこれに必ず応じること。

また同様に、臨床実習における感染防止のため、4種ウイルス感染症（麻疹・風疹・水痘・ムンプス（流行性耳下腺炎））についても抗体検査を行う。検査の結果、抗体価が基準を満たさない場合は、ワクチンの接種を指示するため、学生はこれに必ず応じること。

ワクチン接種の指示に応じない場合、臨床実習に参加できない場合があるため、注意すること。なおワクチン接種について配慮を要する場合は、実習担当教員に相談し、指示を仰ぐこと。

5) 季節性感染症のワクチン接種

本学では、季節性感染症の予防として、インフルエンザワクチン等の任意予防接種を案内することがある。感染症予防効果と副反応等のリスクを比較衡量の上、自身の意思で接種を判断すること。

なお臨床実習において、一部の実習施設ではインフルエンザワクチン等の予防接種を義務付けているところもあるため、留意すること。接種日時については、決定次第通知する。

6) 発熱時や新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の感染が疑われる場合の対応

発熱や咽頭痛、咳、鼻汁、鼻閉塞、倦怠感等の感染症特有の症状がある場合は、本学HPに掲載の対応フローチャートに沿って行動すること。

医療系学生としての自覚を持ち、感染症の拡大を助長するようなことのないよう、重々注意すること。

対応フローチャート掲載HPのURL：

<https://www.kmu.ac.jp/news/20200415covid19.html>



7) 大学に連絡が必要な感染症について

「学校保健安全法」に定める感染症に罹患したと診断された場合は、同法に基き出席停止を命じるため、速やかに保健室に連絡すること。また医師の許可が下りるまで又は出席停止期間が経過するまでは、自宅療養し、外出を控えること。

対象となる感染症及び法定の出席停止期間は、下表のとおり。ただし、出席停止期間については自己判断せず、医師及び保健室の指示に従うこと。

	対象となる感染症	法定の出席停止期間
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎（ポリオ） ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（SARS） ・中東呼吸器症候群（MERS） ・特定鳥インフルエンザ 	治癒するまで
第2種	・インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
	・流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	・水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・新型コロナウイルス感染症 （COVID-19）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	・結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157） ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

2 附属医療機関の受診・医療費補助

1) 附属医療機関の受診

本学の学生は、保健室を通じて、本学の附属医療機関（附属病院、総合医療センター、香里病院、くずは病院、天満橋総合クリニック、くずは駅中健康・健診センター）を受診することができる。

受診を希望する際は、あらかじめ保健室に連絡の上、その指示に従って受診すること。

2) 医療費補助

本学では、本学の附属医療機関を受診した場合に要した医療費に対し、一定の額を補助している。補助を希望する場合は、下表に掲げるとおり申請を行うこと。なお申請期限は、受診日から3月を経過した日の属する月の5日となる。申請期限を超過したものについては、補助を行わない。

補助内容	補助額の上限	補助の内容・申請方法
外来診療費の補助	1診療科につき 1月あたり4,000円	外来を受診した際に要した保険診療費を補助する。 申請の際は、事務室で申請用紙を受け取り、必要事項を記入し捺印の上、領収証のコピーを添付して事務室に提出すること。
薬剤費の補助	診療科の数にかかわらず1月あたり 4,000円 ※1	院外処方の際に要した保険薬剤費を補助する。 申請の際は、事務室で申請用紙を受け取り、必要事項を記入し捺印の上、領収証のコピーを添付して事務室に提出すること。
入院診療費の補助	1月あたり 保険診療費・ 室料差額含め 10万円 ※2	入院した際に要した保険診療費及び室料差額を補助する。 申請に当たっては、まず各医療機関の入院センターで、入院前の手続の際、学生である旨を申し出て、申請用紙を受け取り、必要事項を記入し捺印の上、入院センターに提出すること。 続いて退院後、事務室で申請用紙を受け取り、必要事項を記入し捺印の上、領収証のコピーを添付して事務室に提出すること。

※1 院内処方の場合は、別途計算が必要となるため、事務室に相談すること。

※2 室料差額に対する補助額については、別途定める方法により計算する。また高額療養費等の還付を受ける場合は、その額を差し引いて計算する。詳細については、事務室に問い合わせること。

3 学生総合補償制度（学生保険）

リハビリテーション学部では、学生に対し、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will 2」への全員加入を義務付けている。Will2は、医療・福祉系養成施設で学ぶ学生のための総合補償制度（学生保険）であり、通学時を含む学校管理下での傷害事故、臨床実習中の感染事故、感染症の罹患や、賠償責任への補償等に対応している。

Will 2への加入が確認できない場合、臨床実習に参加することはできないため、注意すること。

4 障がい・疾病等のある学生への支援・配慮

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいや、慢性的な内部疾患などの理由により、修学上や学生生活を送る上で支障を感じる場合や、困っていること・相談したいことがある場合は、まずメンター教員に申し出ること。

また障がいや疾病等により支援・配慮が必要である場合も、まずメンター教員に申し出ること。

5 学生相談室

枚方学舎医学部棟1階には、学生相談室があり、学生はこれを利用することができる。学生相談室には、専門のカウンセラー（公認心理師又は臨床心理士）がおり、学生の心理面のサポートを行う。

相談内容の秘密は厳守され、外部に知らされることはない。悩みや困りごと等のある場合は、一人で悩まず相談することができる。また対面のみならず、電話やメール、オンラインによる相談も可能である。

（相談内容の例）

- (1) 学業、進路（勉強に集中できない、休退学するか迷っている等）
- (2) 人間関係（友達、恋人、クラブの先輩・後輩等と上手くいかない等）
- (3) 性格（自分の性格を知りたい、性格検査をしたい等）
- (4) 心身の健康（夜に眠れない、朝に起きられない、食欲がない、受診するかどうか迷っている等）
- (5) 生活（経済的問題、家族に関する相談、消費者トラブル等）
- (6) 心理学やカウンセリングについて知りたい
- (7) その他（話をしたい、愚痴を聞いてほしい等）

学生相談室の開室時間や利用方法等の詳細については、本学 HP の掲載内容を確認すること。

学生相談室に関する HP の URL :

https://www.kmu.ac.jp/admission/campuslife/support/student_support/gakuso.html



17. 防災・安全対策

1 牧野学舎における防災対策

1) 緊急時の対応の基本

牧野学舎において緊急を要する事態が発生した場合は、周囲の教職員・警備員に知らせるとともに、1階の事務室又は警備員室に連絡すること（電話：072-856-2115）。

牧野学舎滞在中に災害が発生した際（地震、火災等）や、災害の発生が予想される場合（台風、風水害等）は、教職員からの緊急避難等の指示に従うこと。また大学の基準に従い、牧野学舎内における施設設備の維持管理、警備等の秩序維持に協力すること。

2) 避難場所

牧野学舎において火災・地震等の災害が発生した場合の一次避難場所は、牧野学舎グラウンドとする。なお大規模災害や激甚災害の発生時には、枚方市の指定する広域避難場所への避難が推奨される（牧野学舎最寄りの広域避難場所は、大阪府枚方市牧野本町1丁目4-4大阪歯科大学牧野学舎）。

3) 備蓄

牧野学舎では、地震・風水害等により帰宅困難者が発生した際に備え、在学生約400人分の3日分の非常食及び飲料水を備蓄している。

4) 被災事例

参考として、牧野学舎周辺では、2018年の西日本豪雨による道路の冠水や、同年の台風21号による樹木の倒伏等の被災事例がある。

2 気象警報発令時等における試験・授業・実習の取扱い

この項目において、リハビリテーション学部棟等の学内で行う実習については、「学内実習」といい、本学の附属医療機関（附属病院、総合医療センター、香里病院、くずは病院、関医訪問看護ステーション等）で行う実習については、「病院実習」という。

気象警報発令時や、交通機関運休時の試験・授業・実習については、以下のとおり取り扱う。

いずれの場合においても、本学への電話等の問合せについては、一切受け付けない。休講の判断については、以下の記載内容をもとに自主的に判断すること。

また学外の実習施設における実習については、以下の記載内容にかかわらず実習の担当教員と学外の実習施設の担当者との間で協議の上指示をするため、学生はこれに従うこと。

1) 気象警報等による休講の判断について

① 試験・授業・学内実習の場合

下表（※1）のいずれかの地域において、午前7時の時点で特別警報（※2）又は台風による暴風警報が発令されている場合、午前中（1・2時限）は休講とする。

午前11時の時点で、特別警報又は台風による暴風警報の発令が継続している場合は、全日休講とし、いずれも解除された場合は、午後（3時限）から開講する。

② 病院実習の場合

下表（※1）のいずれかの地域において、午前7時の時点で特別警報又は台風による暴風警報が発令されている場合、午前中は自宅待機とする。

午前11時の時点で、特別警報又は台風による暴風警報の発令が継続している場合は、全日休講とし、いずれも解除された場合は、午後から病院実習を開始する（集合時刻は午後1時）。

※1 特別警報又は台風による暴風警報の発令対象地域の表

府	地区	市町村
大阪府	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
	東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
	大阪市	大阪市
京都府	山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町

※2 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える規模で起きるような甚大な災害・被害が発生するおそれがあり、最大級の警戒をする必要がある場合に適用される警報のことをいう。

(例) 大雨特別警報、暴風特別警報

2) 災害等の緊急事態における休講の判断について

災害等（地震、風水害、雪害、広域停電、落雷等）の緊急事態が発生した場合又は予想される場合であって、試験・授業・実習に支障があり別途指示が必要であると大学が判断したときは、その都度休講等を指示するため、学生はこれに従うこと。

3) 京阪電気鉄道本線の運休（※3）による休講の判断について

① 試験・授業・学内実習の場合

午前7時の時点で京阪電気鉄道本線が運休している場合、午前中（1・2時限）は休講とする。

午前11時の時点で、運休が継続している場合は、全日休講とし、運休が解除された場合は、午後（3時限）から開講する。

② 病院実習の場合

午前7時の時点で京阪電気鉄道本線が運休している場合、午前中は自宅待機とする。

午前11時の時点で、運休が継続している場合は、全日休講とし、運休が解除された場合は、午後から病院実習を開始する（集合時刻は午後1時）。

※3 ここでいう「運休」とは、交通ストライキ、悪天候、災害等の理由による運転の休止をいい、一時的な運行停止や運行見合せは、その範囲に含まない。

18. 課外活動

1 学生団体

1) 学生自治会

本学の学生は、全学部の学生全員をもって構成する「関西医科大学学生自治会」(学生自治会)を組織している。学生自治会は、学生の自主性を尊重するとともに学生相互の密接な協力をもって学問の発展及び充実した学生生活をより向上させることを目的とし、クラブの運営や学園祭の開催等様々な活動を実施している。詳細については、学生自治会に問い合わせること。(詳細：p.100)

2) クラス会・クラス委員 (クラス代表)

学生自治会では、年次ごとにクラス全員をもって構成するクラス会を組織し、クラス会ごとにクラス代表等のクラス委員を置くことを定めている。学生は、これに従って年次ごとに学生間でクラス委員(クラス代表)を選出し、学生自治会へ報告すること。

3) クラブ・同好会・サークル

学生自治会では、クラブ・同好会・サークル等の団体を運営し、様々な活動を実施している。

各団体の詳細については、例年4月に学生自治会が主催する団体活動紹介で確認すること。

団体への加入を検討する際は、各団体の活動内容・目的等を十分に把握し、自分の趣味・適性・健康状態や、時間的余裕等を考慮して総合的に判断すること。

4) クラブ等による施設利用

クラブ等で大学の施設を利用する際は、事前申請が必要となる。利用の際は、所定の書類に必要事項を記入し顧問の確認印を捺印の上、利用日の前日までに医学部事務部学生課に提出すること。

利用可能施設については、下表のとおり。整理整頓を心掛けて利用すること。

学舎	利用可能施設
牧野学舎	体育館、牧野講堂(武道館)、弓道場、クラブハウス、グラウンド
枚方学舎	クラブハウス、テニスコート、多目的コート

なお牧野学舎においては、合宿を行うこともできる。希望の際は、同様に医学部事務部学生課に事前申請を行うこと。

2 ボランティア活動

本学では、近隣の医療機関や自治体、団体等からのボランティア情報を提供することがある。ただし、ボランティアへの参加の責任は学生個人が負うほか、ボランティア活動はリスクも大きく社会的責任も伴うため、参加の際は、保護者や関係諸団体とも相談の上、充分考慮した上で検討すること。

なおボランティアに参加する際は、事務室に備付けの書類により届出手続を行うこと。

3 アルバイト

本学では、学内におけるアルバイト(例：附属医療機関や図書館のアルバイト)に限り、必要に応じて紹介することがある。それ以外のアルバイトの紹介は、原則として行わない。

アルバイトを行う際は、授業時間との重複を避け、学業や生活を犠牲にしないよう注意するとともに、危険を伴う行為や法令に違反する行為、反社会的な行為は絶対に避けるよう注意すること。

19. 就職支援・国家試験対策等の取組

1 就職支援の取組

1) 就職情報の提供

リハビリテーション学部では、学生ラウンジ前の掲示板に、学外から提供のあった求人情報を掲示する。事務室には求人情報のファイルを保管しており、学生はこれを自由に閲覧することができる。また求人検索システムに、学外から提供のあった求人情報や卒業生の就職活動・大学院受験体験記を掲載している。

2) 就職活動の支援

リハビリテーション学部では、就職活動の支援として、年度ごとに各年次で就職オリエンテーションを行うほか、学外キャリアカウンセラーによる個別面談・面接練習や、履歴書添削、面接・履歴書・就職対策支援講座、本学の附属医療機関の就職説明会等の取組を実施している。詳細については、就職活動の時期が到来した際、対象となる学生に通知する。

また就職活動で困った際は、キャリア支援委員やメンター教員等に相談することもできる。

2 国家試験対策の取組

リハビリテーション学部では、国家試験対策として、出願に向けたオリエンテーションを行うほか、模擬試験、学外講師による特別講義、参考図書の開架等の様々な取組を実施している。

また国家試験の勉強で困った際は、キャリア支援委員やメンター教員等に相談することもできる。

3 大学への意見

リハビリテーション学部では、学生生活における意見・要望を聴く取組を、以下のとおり実施している。大学は、学生が充実した学生生活を送ることができるよう、学生の意見等を知る必要があり、これらの取組がそのような意見等を集約する機能を担っている。学生が日常的に感じている要改善点やアイデア等、真摯な内容の意見等が集まることを期待する。

1) 意見箱

学生委員会は、リハビリテーション学部棟6階セミナー室3の横に意見箱を設置しており、学生は、自由に意見等を投函することができる。寄せられた意見等については、学生委員会において十分に検討し、学生生活及び学部運営の改善に役立てる。

2) 学生と大学との意見交換会

学生委員会は、年に2回、「学生と大学との意見交換会」を開催する。学生と大学との意見交換会は、各年次の代表者数名と教職員が直接意見等を交わし、双方の視点から学生生活及び学部運営の改善を図る貴重な機会となる。

20. ハラスメント対策

1 大学におけるハラスメント

大学におけるハラスメントには、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等がある。本学では、学生がこれらのハラスメント被害を受けた場合、被害学生のプライバシーを守秘しながら精神的・物理的に被害学生を救済するための対策を講じている。(詳細：p.104-109)

本学におけるハラスメントの定義は、以下のとおり。

1) セクシャルハラスメント

性的な言動により不快感を与え、修学環境・研究環境を害することをいう。この場合、被害を受けた相手の性的指向や性自認の状況は関係なく、また異性に対する言動だけでなく同性に対する言動も該当する。

2) アカデミックハラスメント

教育・研究の場において、優位な力関係の下で、あるいは地位や権限を不当に利用するなどして、教育・指導・意見の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与え、相手の修学・研究の環境又は意欲を阻害するものをいう。

3) その他のハラスメント

前述したハラスメントのほか、不適切な言動を行うことにより、相手の修学・研究の環境又は意欲を阻害し、あるいは不快感、精神的苦痛、身体的苦痛等を与えるものをいう。

2 相談体制

1) ハラスメント相談担当者

リハビリテーション学部では、以下のハラスメント相談担当者を置いている。

ハラスメント相談担当者：①メンター教員 ②クラス担任 ③事務室担当者 ④学生相談室担当者

大学内外でリハビリテーション学部の学生を被害者とする各種ハラスメント事案が発生した場合は、いずれかのハラスメント相談担当者に相談すること。

相談があった場合、相談者の同意の下、事務室経由で相談内容が学生部長に報告された上で、関係者への指導・助言及び関係改善のあっせんが行われる。

2) ハラスメント調査委員会

ハラスメント相談担当者へ相談してなお事案が解決しないときは、ハラスメント調査委員会を開催し、ハラスメントの事実関係について調査を実施する。

3 プライバシー等の保護と不利益な取扱いの禁止

ハラスメント相談担当者、ハラスメント調査委員会委員その他ハラスメントの相談等の処理に関わる者は、相談者及び関係者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮するとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。また相談者が相談をしたこと、相談者が苦情の申立てをしたこと、当事者以外の第三者が証言をしたこと等を理由として、相談者及び関係者に不利益な取扱いをしてはならない。

21. 学生の懲戒

1 懲戒処分について

本学に在学する学生は、「関西医科大学学則」「関西医科大学牧野キャンパス施設使用規程」等の規則を遵守する義務を負う。これらの規則に違反する行為が認められた場合には、本学の秩序維持のため及び学生としての本分を全うさせるための教育的指導の一環として、懲戒処分を行うことがある。

懲戒処分を受けた場合、入学時に立てた学生生活の計画を著しく損ない、学業や将来に重大な影響を及ぼす可能性がある。こうした事態は、決してあってはならない。

学生に求められる規範は、いずれも常識の範囲内にある。学生であることを理由に特別に許される行為はなく、軽率な行動が重大な結果を招くことがある。常に守るべき規則を自覚し、責任ある態度で有意義な学生生活を送ることが求められる。(詳細：p.109)

2 懲戒処分の種類

1) 懲戒処分

本学の懲戒処分には、処分の重い順に「退学」・「停学」・「訓告」の3種類があり、懲戒対象となる行為の重大さによって科される処分が決定する。

各懲戒処分の内容は、以下のとおり。

- (1) 訓告 学生の行った行為の責任を確認し、その将来について戒める。
- (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止する。
- (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。退学処分後の再入学は認めない。

2) 厳重注意

懲戒対象となるおそれのある行為を行った学生について懲戒処分に至らないと判断が下った場合、学生の本分に関する反省を促す教育的措置として、学部長から当該学生に対し、口頭又は文書による厳重注意を行う。また厳重注意の内容は、保護者又は保証人に対しても文書で通知する。

3 懲戒対象となる行為

懲戒対象となる行為は、以下の5項目に分類される。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) 交通事故・違反
- (3) 授業・試験等における不正行為
- (4) 学内の秩序を乱す行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

これらの詳細については、次に掲げる表のとおり。

懲戒対象となる行為の一覧表

1) 犯罪行為

- ① 殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為
- ② 薬物犯罪行為（麻薬、大麻等の薬物使用、不法所持、売買、仲介等）
- ③ 傷害、窃盗、万引き、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為
- ④ 痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）
- ⑤ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為
- ⑥ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為
- ⑦ コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為

2) 交通事故・違反

- ① 死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合
- ② 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合
- ③ 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合
- ④ 無免許運転、飲酒運転（ほう助含む）、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為
- ⑤ 後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合

3) 授業・試験等における不正行為

- ① 答案を交換する行為、他の受験者の答案を見る行為又は他の受験者に答案を見せる行為
- ② 他人が書いたレポート又は著作物を自分のものとして提出する行為
- ③ 試験監督者の注意又は指示に従わない場合で、特に悪質と認められる行為
- ④ 授業・試験等に係るその他不正な行為と認められる行為
- ⑤ 他の学生になり代わり授業・試験等に出席する、代返する等の行為及び同行為を依頼する行為
- ⑥ アンプロフェSSIONALな行為（態度、言動、行動等）と認められる行為

4) 学内の秩序を乱す行為

- ① 「関西医科大学ハラスメント防止に関する規程」に抵触する行為
- ② ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合や本学の名誉を著しく損ねていると大学が判断した場合
- ③ 飲酒を強要し、アルコール飲料の一気に飲み等が原因となり死に至らしめた行為
- ④ 飲酒を強要し、アルコール飲料の一気に飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為
- ⑤ 未成年者と知りながら飲酒を強要した行為
- ⑥ 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為
- ⑦ 本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、拘束行為等
- ⑧ 本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠した行為
- ⑨ 本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為、不法改築行為等
- ⑩ 研究活動上の不正行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用、著作権の侵害等）
- ⑪ 違法薬物（麻薬、大麻、危険ドラッグ等）と類似の効果を持つ薬物を正当な理由（治療目的等）なく使用、所持、譲渡、仲介又は入手しようとする行為

5) その他

その他上記各項目に準ずる行為

6) 再犯等

過去に懲戒を受けた学生が、再び懲戒対象行為又はアンプロフェSSIONALな行為を行った場合は、より「悪質性」が高いとみなし、各標準を超える重い懲戒を行うことがある。なお過去に厳重注意を受けた学生についても、同様に重い懲戒等を行うことがある。

22. 事務室窓口・各種手続

1 窓口受付

1) 開室時間

事務室の開室時間は、平日は9時から17時まで、第1・3・5土曜日は9時から13時までとなる。開室時間外の窓口対応は、原則として行わない。

また開室時間内であっても、学内行事等により事務室内に職員が不在となることがある。この場合、窓口対応はできないため、留意すること。

2) 閉室日（休業日）

事務室の閉室日は、第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）となる。

2 各種発行手続

1) 証明書の発行

事務室では、在学証明書・成績証明書・卒業見込証明書を発行している。

証明書の発行を希望する場合は、事務室に備付けの「証明書交付願」に必要事項を記入し提出の上、1枚あたり500円の発行手数料を支払うこと。証明書は、申込のあった日の翌開室日の正午以降に受け取ることができる。

2) 学割証の発行

事務室では、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）を発行している。学割証制度は、JRの営業キロで片道100kmを越える区間を乗車する際に利用でき、運賃が2割引される制度である。

学割証の発行を希望する場合は、事務室に備付けの「学生旅客運賃割引証発行願」に必要事項を記入し提出すること。学割証は、申込のあった日の翌開室日の正午以降に受け取ることができる。なお受取りの際は、在籍確認票が必要となる。

学割証の利用に当たっては、以下の事項に注意すること。

- ・学割証制度は、学生の修学上の経済的負担軽減を目的としているため、学割証の利用目的によっては発行が認められない場合がある。
- ・学割証の年間発行可能枚数は、1人あたり10枚を上限とする。
- ・学割証の有効期間は、発行日から3か月間となる。ただし、卒業する学生にあっては、3月31日を過ぎて利用することはできない。
- ・学割証の発行可能枚数は、1回あたり2枚を上限とし、発行を受けた日から1週間を過ぎるまでは、次の発行を受けることができない。
- ・学割証の利用に当たっては、学割証裏面の記載事項を遵守すること。
- ・万が一、学割証を不正利用した場合には、本人だけでなく本学に対しても厳罰が科せられ、学割証の利用を制限されるなど他の学生にも迷惑を及ぼすことになる。絶対に不正利用をしないこと。

3 各種手続の一覧

1) 連絡先・個人情報変更の手続 (詳細：p18・42)

届出事項	所定の書類	手続方法
住所の変更	住所変更届	所定の書類に必要事項を記入し提出すること。
通学区間の変更	通学区間変更届	所定の書類に必要事項を記入し提出すること。
氏名の変更	改姓(名)届	所定の書類に必要事項を記入し、戸籍抄本を添付して提出すること。
本籍地の変更	本籍地変更届	所定の書類に必要事項を記入し、戸籍抄本を添付して提出すること。
保証人の変更	保証人変更届	所定の書類に必要事項を記入し提出すること。
保証人の住所変更	住所変更届	所定の書類に必要事項を記入し提出すること。
メールアドレスの変更	—	学籍番号・氏名・メールアドレス変更の旨を明記し、指定のアドレスへ送信すること。

2) 履修・授業・試験に関する手続 (詳細：p22-30)

届出事項	所定の書類	手続方法
履修科目の変更	履修登録変更届	所定の書類に必要事項を記入し、指定の期限内に提出すること。
学生証を忘れた	仮学生証	仮学生証の発行を受け、授業担当教員の捺印又は署名の上、指定の期限内に提出すること。
欠席の届出	欠席届	所定の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付して指定の期限内に提出すること。
試験欠席の届出 (追試験受験の申請)	試験欠席届 兼 追試験受験願	所定の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付して指定の期限内に提出すること。
再試験受験の申請	再試験受験願	所定の書類に必要事項を記入し、再試験料5,000円を添えて指定の期限内に提出すること。

3) 学籍異動に関する手続 (詳細：p37)

届出事項	所定の書類	手続方法
休学の願出	休学願	メンター教員との面談後、事務室で所定の書類を受け取り、必要事項を記入し提出すること。 疾病を理由とする場合は、診断書の添付が必要。
復学の願出	復学願	
退学の願出	退学願	

4) 医療費補助・学生保険に関する手続 (詳細：p53)

届出事項	所定の書類	手続方法
医療費補助の申請	療養費補助申請書	所定の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付して指定の期限内に提出すること。
学生保険に関する申請	各種申請書※	所定の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付して指定の期限内に提出すること。

※学生保険に関する各種申請書は、学生保険のHPからダウンロードすること。

5) 自習室等施設利用の手続 (詳細：p45-46)

届出事項	所定の書類	手続方法
自習のための 学部棟滞在時間の延長	学部棟滞在延長願	所定の書類に必要事項を記入し、メンター教員の確認印を捺印の上、提出すること。
演習室の利用	—	職員又は警備員から、鍵の解錠を受けること。
セミナー室の利用	—	事務室のタブレット端末から予約すること。

6) その他の手続

届出事項	所定の書類	手続方法
学生証の紛失・破損の届出	学生証・在籍確認票再交付願	所定の書類に必要事項を記入し、再発行料3,000円を添えて提出すること。
在籍確認票紛失の届出	学生証・在籍確認票再交付願	所定の書類に必要事項を記入し提出すること。
ネックストラップ付カードホルダーの紛失の届出	—	事務室に申し出ること。
自転車通学の申請	自転車通学駐輪許可申請書	所定の書類に必要事項を記入の上提出し、利用者ステッカーの発行を受け、利用自転車に貼付すること。
コピーカードの購入	—	指定の時間内に、事務室に申し出ること。
ごみの廃棄方法	—	事務室に問い合わせること。
遺失物の拾得	—	拾得物を事務室に届け出ること。
拾得物の確認	—	事務室に申し出ること。
掲示の依頼	—	事務室に申し出ること。
学費・奨学金の相談	—	事務室に申し出ること。(詳細：p49-50)
ボランティア活動への参加の届出	ボランティア活動参加届出書	所定の書類に必要事項を記入し提出すること。(詳細：p57)

4 その他トラブル

学生生活では、様々なトラブルが発生しがちである。更衣ロッカーが解錠できない、給湯器等の備品が動作しない、PCの接続ができない等のトラブル等が発生した場合は、事務室に申し出ること。

第 3 部

学則等諸規程集

23. 学則及び諸規程

1 関西医科大学学則

第1章 使命及び目的

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を発揮しつつ、独創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献し得る医療人を育成するとともに、深く医学、看護学及びリハビリテーション学を研究し、広く文化の発展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とする。

2 本学は、建学の精神である慈しみ、めぐみ、愛を心の規範とした人材の養成に関する目的を、学部ごとに次のとおり定める。

(1) 医学部は、医学及び医療の進歩と質の向上に努め、豊かな人間性と知識を備え、生涯にわたり国際社会や地域社会に貢献できる医人を育成する。

(2) 看護学部は、幅広い教養と高い倫理観・人間愛を基盤とした思考力と判断力を持ち、グローバルな視野のもと社会に貢献できる柔軟な創造力と行動力を備え、人々の生命・健康・生活を統合し時代や地域を超えて通用する高度な看護実践力をもつ人材を育成する。

(3) リハビリテーション学部は、理学療法学及び作業療法学を中心に幅広い教養を基礎として、理学療法士、作業療法士として必要な知識と技術を教授し、将来にわたって活躍できる高度な実践力を持ち、専門職として多職種と連携し医療・社会に貢献できる人材を育成する。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究及びこれに関連する活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行う評価体制及び評価項目は、別に定める。

第2章 組織、修業年限及び在学年限

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

医学部	医学科
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科

作業療法学科

第4条 医学部の修業年限は6年とする。

2 看護学部の修業年限は4年とする。

3 リハビリテーション学部の修業年限は4年とする。

第5条 医学部の在学年限は、通算10年を超えることはできず、かつ同一学年の在学年限は2年とする。ただし、同一学年の在学年限は、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 看護学部の在学年限は8年以内とする。

3 リハビリテーション学部の在学年限は8年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の学期に分ける。

医学部第1・2・3・4・5・6学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から12月31日に至る。

3学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学部及びリハビリテーション学部第1・2・3・4学年においては

前期 4月1日から9月30日に至る。

後期 10月1日から翌年3月31日に至る。

第8条 定期休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 本大学創立記念日（6月30日）

(4) 毎月の第2・4土曜日

(5) 春季休業日

(6) 夏季休業日

(7) 冬季休業日

2 教育上必要な場合は、前項に定める休業日においても、授業あるいは試験を行うことがある。また、春、夏、冬季の休業日は別に定める。

3 第1項第2号または第3号に定める休業日が、同項第1号に定める休日と当たるときは、そ

の翌日を休業日とする。

第4章 教育課程、授業科目及び履修方法等

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第10条 本学において教授する科目及び単位数は別表第1、別表第2、及び別表第3のとおりとする。

第11条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。

3 授業科目の単位は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習または実習のうち二以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

第12条 本学における教室、講座及び領域は、別表第4のとおりとする。

第5章 学科課程の修了認定

第13条 授業科目履修修了の認定は試験その他によって行う。

第14条 履修修了認定に関する細則は別に定める。

第15条 進級の認定については、学年末または大学が定めた時期に、当該学部長が第58条に定める当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

第6章 卒業及び学位

第16条 医学部においては6年以上在学し、第14条及び別表第1に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授

会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、学士（医学）の学位を授与する。

2 看護学部においては4年以上在学し、第14条及び別表第2に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、学士（看護学）の学位を授与する。

3 リハビリテーション学部においては4年以上在学し、第14条及び別表第3に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、理学療法学科 学士（理学療法学）、作業療法学科 学士（作業療法学）の学位を授与する。

第7章 入学

第17条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学はこの限りではない。

第18条 本学の入学資格は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - ④ 文部科学大臣が指定した者
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - ⑥ 個別の入学資格審査により、高等学校を

卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で18歳に達した者

第19条 入学は前条の資格のある者について、厳正な銓衡を行った上、学長がこれを許可する。

第20条 入学志願者は入学志願票に、所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

第21条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

第22条 保証人は、独立の生計を営む成年者1名とし、父母又はこれに代わる保護者とする。

2 保証人は、学生在学中に係る一切の事項についてその責任を負うものとする。

第23条 保証人を変更する必要がある時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

第24条 学生及び保証人が氏名、本籍（本人のみ）、住所等を変更した時は、直ちに届け出なければならない。

第8章 欠席、休学、退学及び転学

第25条 疾病または事故などのため欠席する場合は、必ずその事由を届け出なければならない。疾病のために欠席7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第26条 疾病または事故などやむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保護者連署で、休学を願い出なければならない。

第27条 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算2年を超えることができない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、原則1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

第28条 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼす虞れがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第29条 休学期間内にその事由が終わったときは、復学を願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は医師の証明書の添付を必要とする。

第30条 疾病その他の事由で退学しようとする学生は、保護者連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第31条 退学した者が再入学を願い出た時は、その理由、在学中の成績及び勤惰を銓衡して、原学年以下に再入学を許可することがある。

第32条 他の大学から本学に、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第33条 本学から他の大学へ、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第9章 賞罰及び除籍

第34条 成績優秀、操行善良で、他の模範であると認めた者は、これを褒賞することがある。

第35条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した行為を行った時は、当該学部長が当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前々項の規定により停学となった者の当該停学期間は、第5条に定める在学年限に算入する。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学部長が当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が除籍する。

(1) 正当な理由がなく授業料等規定の納付を怠

- り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限をこえた者
- (3) 第27条に定める休学期間をこえた者
- (4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

第10章 授業料その他の納入金

第37条 授業料・実験実習費及び施設設備費の金額並びに納入期は別表第5のとおりとする。

第38条 入学金及びその他の納入金の金額並びに納入期は別表第6のとおりとする。

第39条 授業料その他の納入金は、経済状況の変化により、その金額を変更することがある。また一旦納入した納入金は別に定めのある場合のほかは還付しない。

第11章 収容定員

第40条 本学学部における入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

医学部医学科 入学定員

収容定員

*別表第7に定める

看護学部看護学科 入学定員 100名

収容定員 400名

リハビリテーション学部

理学療法学科 入学定員 60名

収容定員 240名

作業療法学科 入学定員 40名

収容定員 160名

第12章 委託生、聴講生及び外国人学生

第41条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を銓衡してこれを許可することがある。

第42条 1科目または数科目の聴講生を許可することがある。

第43条 外国人学生を入学せしめることがある。外国人学生には特に規定ある場合の外は、一般規定を準用する。

第13章 公開講座

第44条 本学に公開講座を設けることがある。

第14章 学生の補導及び厚生

第45条 本学に補導厚生保健施設を置く。その規則は別に定める。

第15章 学生心得

第46条 学生心得は別にこれを定める。

第16章 職員組織

第47条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長選考規則は別に定める。

第48条 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長に関する規程は別に定める。

第49条 医学部に学部長を置く。医学部長選考規則は別に定める。

2 医学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

3 看護学部に学部長を置く。看護学部長選考規則は別に定める。

4 看護学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

5 リハビリテーション学部に学部長を置く。リハビリテーション学部長選考規則は別に定める。

6 リハビリテーション学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

第50条 本学に学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する教授、准教授、講師、助教を置く。また、教育、研究の円滑な実施に必要な業務に従事する助手を置く。これらの定員及び資格については別にこれを定める。

第51条 本学の事務を処理するため事務職員を置く。

第52条 本学の教職員を、専任及び兼任に區別し、その勤務規定は別にこれを定める。

第17章 大学院

第53条 本学に、大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

第18章 附属施設

第54条 本学に附属病院を設ける。その規則は別に定める。

第55条 本学に附属生命医学研究所を設ける。その規則は別に定める。

第56条 本学に附属図書館を設ける。その規則は別に定める。

第57条 本学に附属光免疫医学研究所を設ける。

その規則は別に定める。

第19章 教授会

第58条 医学部、看護学部及びリハビリテーション学部それぞれ教授を以って組織する教授会を置く。

第59条 教授会は学長がこれを招集、出席し、各学部の学部長が議長となる。

第60条 教授会は下記の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学長候補推挙に関する事項
- (2) 本学学則制定及び改廃に関する事項
- (3) 学科課程その他授業に関する事項
- (4) 入学及び進級並びに卒業に関する事項
- (5) 学位の授与
- (6) 教育及び研究に関する事項
- (7) 教授、准教授、その他教職員の選考に関する事項
- (8) 学生の補導及び厚生に関する事項
- (9) 大学運営会議に附議すべき議題の作成並びに決定事項の実施に関する事項
- (10) 前各号に定める事項のほか、学長の諮問する事項

第61条 教授会は前条に定めるもののほか、学長及び学部長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、意見を述べるものとする。

第62条 教授会規則は別に定める。

第20章 大学運営会議

第63条 本学の医学部、看護学部及びリハビリテーション学部共通する事項を審議または協議するために、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、各学部事務部長及びその他学長が必要と認める教職員をもって組織する。

3 大学運営会議の組織、運営等に関する事項は、別に定める。

第21章 学則の改廃

第64条 学則の改廃は、各学部学部長が各学部教授会の議を経て学長へ報告し、学長が決定した内容に基づいて、常任理事会が行う。

附 則

- 1 本学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行前に本学に在籍するリハビリテーション学部学生に関する別表3の改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1・2（略）

別表第3 リハビリテーション学部単位数

理学療法学科

科目区分	科目名	単位数	必修・選択・自由の別	
基礎教養科目	科学的思考の基盤	基礎ゼミ	1 必修	
		物理	1 必修	
		統計学	1 必修	
		情報処理技術	1 必修	
		研究方法論	1 必修	
		生物	1 選択 (2科目のうち1科目を履修)	
		化学	1 選択 (2科目のうち1科目を履修)	
		認知科学	1 自由	
		人間と生活	心理学	1 必修
	倫理学		1 必修	
	健康科学		1 必修	
	教育学		1 必修	
	医療経済学		1 選択 (3科目のうち1科目を履修)	
	哲学		1 選択 (3科目のうち1科目を履修)	
	社会の理解	社会学	1 選択 (3科目のうち1科目を履修)	
		基礎英語	1 必修	
		コミュニケーション論	1 必修	
		医学英語	1 必修	
		グローバルコミュニケーション	1 必修	
		中国語	1 選択 (3科目のうち1科目を履修)	
	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	2 必修
			解剖学Ⅱ	2 必修
			生理学Ⅰ	2 必修
			生理学Ⅱ	2 必修
			生理学実習	2 必修
			運動学Ⅰ	2 必修
			運動学Ⅱ	2 必修
			運動学実習	1 必修
人間発達学			2 必修	
臨床心理学			1 必修	
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進			病理学	1 必修
			画像診断解析学	1 必修
			内科学Ⅰ	1 必修
			内科学Ⅱ	1 必修
		整形外科Ⅰ	1 必修	
		整形外科Ⅱ	1 必修	
		臨床神経学Ⅰ	1 必修	
		臨床神経学Ⅱ	1 必修	
		小児科学	1 必修	
		精神医学	1 必修	
		公衆衛生学	1 必修	
		老年医学	1 必修	
		臨床薬学	1 必修	
		救急医学	1 必修	
臨床栄養学		1 必修		
先端リハビリテーション医学		1 必修		

科目区分	科目名	単位数	必修・選択・自由の別
専門基礎科目	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1 必修
		医療専門職総論	1 必修
		リハビリテーション医学	1 必修
		がんリハビリテーション学	1 必修
		チーム医療演習	1 必修
		国際リハビリテーション学	1 必修
	基礎理学療法学	理学療法概論	1 必修
		理学療法研究論	1 必修
		先端研究特論	1 必修
		先端研究演習	1 必修
		キャリアリテラシー特論	1 必修
		理学療法総合演習	2 必修
		卒業研究	3 必修
		作業療法概論	1 自由
		理学療法管理	理学療法管理学
	理学療法評価学		理学療法評価学
		理学療法評価学演習Ⅰ	1 必修
		理学療法評価学演習Ⅱ	1 必修
		理学療法評価学演習Ⅲ	1 必修
		画像評価学演習	1 必修
	理学療法治療学	身体機能解析学演習	1 必修
		運動療法学	2 必修
		物理療法学	1 必修
		物理療法学演習	1 必修
		日常生活活動学	2 必修
		日常生活活動学演習	1 必修
		運動器理学療法学	2 必修
		運動器理学療法学演習	1 必修
神経理学療法学		3 必修	
神経理学療法学演習		1 必修	
呼吸循環代謝理学療法学		2 必修	
呼吸循環代謝理学療法学演習		1 必修	
義肢装具学		1 必修	
義肢装具学演習		1 必修	
小児理学療法学	2 必修		
リハビリテーション工学	1 必修		
リハビリテーション工学演習	1 必修		
スポーツリハビリテーション学	1 必修		
疼痛リハビリテーション学	1 必修		
理学療法特論	1 必修		
小児理学療法学演習	1 自由		
地域理学療法	地域理学療法学	1 必修	
	高齢者理学療法学	2 必修	
	地域リハビリテーション特論	1 必修	
臨床実習	先端住環境支援論	2 自由	
	臨床見学実習	1 必修	
	臨床評価実習	4 必修	
	臨床地域リハビリテーション実習	1 必修	
	総合臨床実習Ⅰ	7 必修	
	総合臨床実習Ⅱ	8 必修	
計 98 科目	計 136 単位	卒業要件 計 126 単位	

作業療法学科

科目区分	科目	単位数	必修・選択・自由の別	
基礎教養科目	科学的思考の基盤	基礎ゼミ	1 必修	
		統計学	1 必修	
		情報処理技術	1 必修	
		研究方法論	1 必修	
		生物	1 必修	
		認知科学	1 必修	
		物理	1 選択 (2科目のうち1科目を履修)	
		化学	1 選択 (2科目のうち1科目を履修)	
	人間と生活	心理学	1 必修	
		倫理学	1 必修	
		健康科学	1 必修	
		教育学	1 必修	
		医療経済学	1 選択 (3科目のうち1科目を履修)	
	社会の理解	哲学	1 選択 (3科目のうち1科目を履修)	
		社会学	1 選択 (3科目のうち1科目を履修)	
		基礎英語	1 必修	
		コミュニケーション論	1 必修	
		医学英語	1 必修	
		グローバルコミュニケーション	1 必修	
		中国語	1 選択 (3科目のうち1科目を履修)	
	韓国語	1 選択 (3科目のうち1科目を履修)		
	フランス語	1 選択 (3科目のうち1科目を履修)		
	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	2 必修
			解剖学Ⅱ	2 必修
			生理学Ⅰ	2 必修
			生理学Ⅱ	2 必修
			生理学実習	2 必修
			運動学Ⅰ	2 必修
運動学Ⅱ			2 必修	
運動学実習			1 必修	
人間発達学			2 必修	
臨床心理学			1 必修	
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進			病理学	1 必修
			画像診断解析学	1 必修
		内科学Ⅰ	1 必修	
		内科学Ⅱ	1 必修	
		整形外科Ⅰ	1 必修	
		整形外科Ⅱ	1 必修	
		臨床神経学Ⅰ	1 必修	
		臨床神経学Ⅱ	1 必修	
小児科学		1 必修		
精神医学		1 必修		
公衆衛生学	1 必修			
老年医学	1 必修			
臨床薬学	1 必修			
救急医学	1 必修			
臨床栄養学	1 必修			
先端リハビリテーション医学	1 必修			

科目区分	科目	単位数	必修・選択・自由の別
専門基礎科目	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1 必修
		医療専門職総論	1 必修
		リハビリテーション医学	1 必修
		がんリハビリテーション学	1 必修
		チーム医療演習	1 必修
基礎作業療法学	作業療法概論	1 必修	
	基礎作業学	1 必修	
	基礎作業学実習Ⅰ	1 必修	
	基礎作業学実習Ⅱ	1 必修	
	作業療法研究論	2 必修	
	作業療法総合演習	1 必修	
	卒業研究	2 必修	
	理学療法概論	1 自由	
	作業療法管理運営学	作業療法管理運営学Ⅰ	1 必修
		作業療法管理運営学Ⅱ	1 必修
作業療法評価学	作業療法評価の基礎	1 必修	
	作業療法評価学概論	1 必修	
	身体障害系作業療法評価学・演習	2 必修	
	精神障害作業療法評価学・演習	2 必修	
	発達障害作業療法評価学・演習	2 必修	
	高次脳機能障害作業療法評価学・演習	1 必修	
画像評価学演習	1 必修		
作業療法治療学	日常生活活動学	2 必修	
	日常生活活動学演習	1 必修	
	運動器疾患作業療法学	1 必修	
	身体障害系作業療法治療学	2 必修	
	身体障害系作業療法演習	1 必修	
	精神障害作業療法治療学	2 必修	
	精神障害作業療法演習	1 必修	
	発達障害作業療法治療学	2 必修	
	発達障害作業療法演習	1 必修	
	高次脳機能障害作業療法演習	1 必修	
	高齢期・内部障害作業療法学	2 必修	
	義肢装具学	1 必修	
	作業療法義肢装具学演習	1 必修	
	リハビリテーション工学	1 必修	
	グローバルキャリア論	1 必修	
スポーツリハビリテーション学	1 自由		
疼痛リハビリテーション学	1 自由		
理学療法特論	1 自由		
地域作業療法学	地域作業療法学	2 必修	
	先端住環境支援論	2 必修	
	就学・就労支援論	2 必修	
臨床実習	臨床見学実習	1 必修	
	臨床評価実習	3 必修	
	臨床地域リハビリテーション実習	1 必修	
	総合臨床実習Ⅰ	9 必修	
	総合臨床実習Ⅱ	9 必修	
計 97 科目	計 136 単位	卒業要件 計 127 単位	

別表第4 (略)

別表第5

授業料、実験実習費及び施設整備費

医学部

(略)

看護学部

(略)

リハビリテーション学部

名称	金額 (年額)	前期	後期
授業料	1,000,000 円	500,000 円	500,000 円
実験実習費 (入学年度)	60,000 円	30,000 円	30,000 円
実験実習費 (次年度以降)	60,000 円	30,000 円	30,000 円

(注)

前期納入期限 4 月末日

後期納入期限 10 月末日

別表第6

入学金及びその他の納入金

医学部

(略)

看護学部

(略)

リハビリテーション学部

名称	金額 (年額)	前期	後期
入学金 (入学時)	300,000 円	—	—
教育充実費 (入学年度)	400,000 円	200,000 円	200,000 円
教育充実費 (次学年度以降)	400,000 円	200,000 円	200,000 円

(注)

前期納入期限 4 月末日

後期納入期限 10 月末日

別表第7・8 (略)

2 関西医科大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、関西医科大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

医学部医学科 学士（医学）

看護学部看護学科 学士（看護学）

リハビリテーション学部理学療法学科 学士（理学療法学）

リハビリテーション学部作業療法学科 学士（作業療法学）

医学研究科修士課程 修士（医科学）

医学研究科博士課程 博士（医学）

看護学研究科博士前期課程 修士（看護学）

看護学研究科博士後期課程 博士（看護学）

生涯健康科学研究科修士課程 修士（生涯健康科学）

(学位授与の要件)

第3条 関西医科大学学則第16条の各項に定めるところにより、本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 関西医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の各項に定めるところにより、本学の研究科を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

3 博士（医学）の学位は、前項に定めるもののほか、本学医学研究科において学位論文の審査及び試験に合格し、かつ同研究科に4年以上在学して所定の単位を修得した者（以下「単位修得者」という。）と同等以上の学力があると認められた者にも授与する。

4 単位修得者が、大学院学則第5条に定める在学年限内に学位を受けることができない場合は、在学年限をもって除籍とする。なお、単位修得者の取り扱いは、別に定める。

(学位の申請)

第4条 前条第2項及び第3項の規定により、修

士又は博士の学位を得ようとする者は、学位論文及び所定の申請書類に論文審査料を添え、大学院医学研究科長、大学院看護学研究科長又は大学院生涯健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(学位論文の受理)

第5条 研究科長は、前条の規定により学位論文を受理したときは学長に報告したうえで、大学院医学研究科委員会、大学院看護学研究科委員会又は大学院生涯健康科学研究科委員会（以下「当該研究科委員会」という。）に審査を付託するものとする。

2 受理した論文及び論文審査料は、返還しない。

(審査委員会)

第6条 学位論文の審査及び試験は、当該研究科委員会において審査委員会を設けて行うものとする。

2 審査委員会は、当該研究科委員会において決定する審査委員をもって組織する。

(学位論文の審査及び試験)

第7条 審査委員会は、第3条第2項により学位論文審査を願い出た者に対しては、論文の審査及び試験を行うものとし、試験は論文に関連ある内容について行うものとする。

2 審査委員会は、第3条第3項により学位論文審査を願い出た者に対しては、論文の審査及び試験と併せて試問を行うものとする。試験は論文に関連ある内容について、試問は学位論文審査を願い出た者が単位修得者と同等以上の学力があることを確認するために、口頭及び筆答により行うものとする。

3 審査委員会は、第3条第2項により学位論文審査を願い出た者で退学後当該研究科委員会の定める年限以後に論文を提出した者に対しては、論文の審査及び試験と併せて前項に準じて試問を行うものとする。

(審査の期間)

第8条 審査委員会は、学位論文が受理された日から1年以内に論文の審査、試験及び試問を終了しなければならない。

(博士及び修士の学位授与の判定)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び試問が終了したときは、審査結果を文書で当該研究科委員会に報告しなければならない。

2 博士及び修士の学位授与の判定は、当該研究科委員会委員の3分の2以上出席した委員会において、前項の報告に基づき投票により、学長を除く出席者の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

(博士及び修士の学位の授与)

第10条 学長は、前条の判定に基づいて、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、博士及び修士の学位を授与するものとし、学位を授与できないものと決定した者にはその旨通知する。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「関西医科大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第12条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、医学部教授会、看護学部教授会若しくはリハビリテーション学部教授会（以下「当該教授会」という。）、又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨公表するものとする。

2 当該教授会又は当該研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第9条第2項の規定を準用する。ただし、当該教授会で前項の議決を行う場合、第9条第2項中「当該研究科委員会委員」とあるのは「当該教授会構成員」と読み替えるものとする。

(報告及び論文要旨等の公表)

第13条 第10条により博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から3カ月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出するとともに、論文内容の要旨及び審査結果の要旨を、インターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表及び保管)

第14条 博士の学位を授与された者は、授与さ

れた日から1年以内にその論文を公表しなければならぬ。ただし、博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位記の様式)

第15条 学位記の様式は、別記様式第1から第10までのとおりとする。

(細則)

第16条 本規程に定めるほか、博士及び修士の学位の申請及び審査に関する必要な事項は、関西医科大学学位規程大学院医学研究科施行細則、関西医科大学学位規程大学院看護学研究科施行細則及び関西医科大学学位規程大学院生涯健康科学研究科施行細則の定めるところによる。

(規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1・2 (略)

様式第3 学位記 (第3条第1項関係)

関西医科大学長 氏 名 印	年 月 日	氏 名	年 月 日 生	の 印	大学 の 印	本籍(都道府県名)	理 第
							学 位 記

様式第4 学位記 (第3条第1項関係)

関西医科大学長 氏 名 印	年 月 日	氏 名	年 月 日 生	の 印	大学 の 印	本籍(都道府県名)	作 第
							学 位 記

様式第5～10 (略)

3 リハビリテーション学部履修修了認定に関する細則

(趣旨)

第1条 関西医科大学学則第14条の規定に基づき、リハビリテーション学部における履修修了認定に関する細則を、以下のとおり定める。

(春季、夏季及び冬季の休業日)

第2条 リハビリテーション学部における春季、夏季及び冬季の休業日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 春季休業日 2月15日から3月31日まで
- (2) 夏季休業日 8月15日から9月30日まで
- (3) 冬季休業日 12月27日から1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要な場合は、前項各号に掲げる休業日の期間を変更することがある。

(授業の方法)

第3条 授業は、講義、演習若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(授業時間)

第4条 授業時間は、次の各号のとおりとする。ただし、必要に応じ、これを変更して授業を行うことがある。

- (1) 1時限 9:00～10:30
- (2) 2時限 10:40～12:10
- (3) 3時限 13:20～14:50
- (4) 4時限 15:00～16:30
- (5) 5時限 16:40～18:10

(授業日数)

第5条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週（前期17週、後期18週）にわたることを原則とする。

(単位の計算)

第6条 授業科目の単位は、大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号に定める基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30

時間までの授業をもって1単位とする。

- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

- (3) 講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

(授業科目)

第7条 授業科目の科目区分、科目名、単位数、配当年次、必修・選択・自由の別及び授業の方法は、別表第1の1及び2に掲げるとおりとする。

2 授業科目は、その履修方法に応じて必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、その定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 必修科目 必ず履修の上、全ての単位を修得しなければならない科目
- (2) 選択科目 指定された授業科目のうちから選択の上履修し、規定する数以上の単位を修得しなければならない科目
- (3) 自由科目 所属学部が単位修得を認定する他学科の科目など、卒業要件に算入しない科目であって自由に選択し履修できる科目

(履修登録)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目について、当該年次初めの所定の期日までに履修登録の申請を行い、科目責任者の承認を得なければならない。

2 学生は、前項の定めにより履修登録した授業科目の変更等を原則として行うことができない。ただし、各学期の所定の期日までに指定した手続きにより当該履修登録科目の追加、変更及び取消しを行うことができるものとする。

3 履修登録していない授業科目については、単位の修得を認めない。

4 一度単位を修得した授業科目について、再度単位認定することはできない。

5 履修登録後に休学が承認された場合において、当該学期の履修登録科目は、すべて履修取り消し扱いとする。

(履修登録の上限)

第9条 年間の履修上限は、原則として45単位

とする。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得している場合、45単位を超える履修を認めることがある。
- 3 前項に定める履修の可否については、リハビリテーション学部教務委員会（以下「教務委員会」という。）で検討の上、リハビリテーション学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経てリハビリテーション学部長（以下「学部長」という。）が決定する。

(先修科目の定めのある授業科目)

第10条 授業科目のうち先修科目を定めるものについては、当該先修科目の全ての単位を修得していなければ履修することができない。

- 2 前項の先修科目は、別表第2の中欄に掲げる授業科目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

(授業の出席、遅刻、離席、退席及び欠席)

第11条 授業の出席に関する取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 授業開始時刻後15分以内に途中出席した場合は遅刻として取り扱い、授業開始時刻後15分を経過した後に途中出席した場合は欠席として取り扱う。
- (2) 前号に定める遅刻は、3回につき欠席1回として取り扱う。ただし、授業担当者等が別段の定めをしたときは、その定めるところによる。
- (3) 交通機関延着を要因とする遅刻の取扱いについては、別途定める。
- (4) 授業の途中において離席又は退席した場合、離席時間、退席時刻等を考慮の上、当該授業への出席を認定しないことがある。
- (5) 次条第4号に定める表A又は表Bに掲げるいずれかの事由により授業を欠席した場合、当該欠席者は遅滞なく大学に欠席を届け出なければならない。届出の遅延により不利益を受けたとしても、大学はこれに対し便宜の供与を行わない。

(試験)

第12条 各科目の試験は、次の各号に掲げるとおり行う。

- (1) 試験の実施は各授業科目終了後とし、原則として、大学が定める学期末試験実施期間に行う。
- (2) 前号に定める試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。
- (3) 科目の試験においては、試験施行日までの当該科目授業時間のうち3分の1以上を欠席した学生については、当該科目の受験資格を認めない。
- (4) 前号の学生のうちやむを得ない事由（次の表A又は表B）によって認められた者に限り、試験を受けることができる。

表A

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 本人の病気・ケガ	(1)診断書又は(2)氏名・通院日明記の領収書等
2 出産 (1)本人（産前6週間・産後8週間） (2)配偶者（2日間）	(1)「出生届」又は(2)「出産証明書」
3 忌引 (1)父母・配偶者・子（5日間） (2)祖父母・兄弟姉妹（2日間）	(1)欠席日を確認できる会葬御礼又は(2)死亡を確認できる公的証明書等
4 本人の交通事故、非常災害の罹災	交通事故証明書、被災証明書
5 公共交通機関の不通・延着	当該公共交通機関発行の証明書
6 親族の看護	被看護者の診断書
7 その他斟酌すべき事由（教務委員会でき否決定）	当該事由を疎明する資料等

なお、表Bによる欠席の場合は、公認欠席とする。

表B

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 学校保健安全法に基づく学校保健安全法施行規則第18条に定める第一種・第二種・第三種感染症による出席停止	診断書
2 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知書

- (5) 試験における遅刻の取扱いは、試験開始後30分以内とする。
- (6) 交通機関延着を要因とする遅刻の取扱いについては別途定める。
- (7) 試験に関する不正行為があったと判断された者に対しては、当該年次において既に受験

した科目についてはこれを無効とし、残りの科目については受験を許可しない。

(追試験及び再試験)

第13条 追試験及び再試験は、次の各号に定めるとおり実施する。

- (1) 疾病又は事故などやむを得ない事由（前条第1項第4号の表A及び表B参照）により前条に定める試験が受験できない場合は、原則として試験開始の日時までに科目責任者にその旨を申し出た上で、試験欠席届に前条第1項第4号の表A又は表Bで定められる証明書・文書等を添えて試験日から5日以内にリハビリテーション学部事務部学務課へ提出し、科目責任者により受験の可否の決定を受けるものとする。
- (2) 前号に定める届出を行い、認められた者については追試験を行う。
- (3) 前条第1項に定める試験に不合格の者について、再試験を行うことがある。
- (4) 再試験の点数は最高点を60点とし、追試験の点数は最高点を80点とする。ただし、前条第1項第4号の表Bに定める対象となる欠席事由によって認められた追試験の点数は、最高点を100点とする。
- (5) 追試験及び再試験を受験しようとする者は「追・再試験受験願」を、当該試験前日（ただし、土曜日を除く。）の14時までにリハビリテーション学部事務部学務課へ提出しなければ、当該科目の追試験又は再試験を受験することができない。
- (6) 再試験を受験する場合は、1科目につき5,000円の再試験料を徴収する。
- (7) 追試験及び再試験は、原則として1試験につき1回限りとする。
- (8) 追試験の再試験、及び再試験の追試験は原則実施しない。

(再履修)

第14条 学生は、履修登録した科目が単位未修得となり、当該単位を改めて修得するためには、次年次以降に改めて第7条に定める履修登録を行った上、原則として当該科目の定める講義、演習及び実習（以下「講義等」という。）

の全てを再度履修しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、履修登録を行った上で、当該科目の定める講義等の全てを再履修することなく、翌年度にその試験を受け、当該試験に合格することによって当該科目の単位を認めることがある。ただし、当該科目の受験資格を有していた場合に限る。対象となる科目については、別途定める。

(成績評価)

第15条 成績評価に関する取り扱いについては、各号に定めるとおりとする。

- (1) 講義科目及び演習科目の成績の評価は、原則として試験により行う。ただし、試験以外による評価が適当と判断される場合には、他の評価方法をもってこれに代えることができる。また、試験の結果に、課題、レポート等の内容を加えて総合的に判断することができる。
- (2) 実習科目の成績の評価を受けようとする者は、原則として当該科目の授業すべてに出席しなければならない。欠席した場合は必ず届出を提出し、正当な欠席と認められた場合は、欠席分の実習を補う内容（補講、レポート等）を課される場合がある。
- (3) 実習科目における成績評価については、別途定める。
- (4) 臨床実習の成績判定及び単位修得の認定は、臨床実習指導者から提出された実習評価表に大学による評価を加味し、総合的な判断で行う。学科ごとの成績判定及び単位修得の認定方法は次のとおりとする。

イ 理学療法学科

「臨床見学実習」においては、①臨床実習指導者による成績評価及び②レポートの内容を、「臨床地域リハビリテーション実習」においては、①及び②に加えて③実習後の発表内容を基に、総合的な判断で成績判定を行う。

「臨床評価実習」、「総合臨床実習Ⅰ」及び「総合臨床実習Ⅱ」に関しては、①から③までに加えて④客観臨床能力試験

(OSCE) と筆記試験の結果も含めて、総合的な判断で成績判定を行う。

ロ 作業療法学科

「臨床見学実習」及び「臨床地域リハビリテーション実習」においては、①実習指導者による成績評価、②レポートの内容を、「臨床地域リハビリテーション実習」においては、①及び②に加えて③実習後の発表内容を基に、総合的な判断で成績判定を行う。

「臨床評価実習」、「総合臨床実習Ⅰ」及び「総合臨床実習Ⅱ」に関しては、①から③までに加えて④客観臨床能力試験(OSCE)の結果を、「総合臨床実習Ⅰ」及び「総合臨床実習Ⅱ」に関しては①から③までに加えて⑤症例報告書の内容を基に、総合的な判断で成績判定を行う。

- (5) 各科目の成績評価は100点満点で行い、60点以上を合格とし、単位の修得を認定する。
- (6) 授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、秀(90点以上100点満点)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)を合格とし、不可(60点未満)を不合格とする。
- (7) 成績の評価に付与するGP(Grade Point: グレード・ポイント)及び評価基準は、次のとおりとする。

点数	評価	GP	評価基準
90点以上	秀(S)	4	到達目標を達成し、特に優れた成績を示したもの
80点以上 90点未満	優(A)	3	到達目標を達成し、優れた成績を示したもの
70点以上 80点未満	良(B)	2	到達目標を達成し、妥当と認められる成績を示したものの
60点以上 70点未満	可(C)	1	到達目標を達成し、合格と認められる最低限の成績を示したものの
60点未満	不可(D)	0	到達目標を達成していない

(GPA等に基づく指導基準)

第16条 学生(特段の事情がある者を除く。以下この条において同じ。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、教員から個別に指導を行う。

- (1) 単学期のGPA(Grade Point Average: グレード・ポイント・アベレージ)が2.0未満の者
- (2) 1年次学生であって、成績評価が不可となった科目のある者
- 2 単学期のGPAが連続して1.5未満となった学生に対しては、リハビリテーション学部教務部長(以下「教務部長」という。)から嚴重注意を行う。
- 3 単学期のGPAが連続して1.0未満となった学生に対しては、教務部長から保護者、メンター教員等を交えた面談を行う。
- 4 前項の面談において成績の低迷にやむを得ない客観的な事情があると認められない学生に対しては、学部長から退学勧告を行う。
- 5 前項の退学勧告を受けた学生のうち、本学での学修の継続を希望する者については、学修継続願(様式第1号)を提出の上、成績改善の見込みがあると教授会において認められた場合、学修の継続を許可する。ただし、当該学生の学修能力及び授業計画に鑑み、履修登録科目の制限を行う。
- 6 前項の履修登録科目の制限を受けた学生のうち、成績が相当程度改善したと認められる者については、履修登録科目の制限及び退学勧告を解除することがある。
- 7 前項の履修登録科目の制限及び退学勧告の解除については、教務委員会で検討の上、教授会の議を経て学部長が決定する。

(成績評価に関する異議申立)

第17条 学生は各科目の成績評価について、異議を申し立てることができる。

- 2 異議申立に関する手続きについては、別途定める。

(進級要件)

第18条 理学療法学科の学生にあつては、別表第3の左欄各項に掲げる進級時期においては、同項右欄に定める進級要件を満たす者に限り進級することができる。

- 2 前項において進級要件を満たさない学生については、進級を停止し同一年次に留め置き、これを留年者とする。

- 3 前項により別表第4の左欄各項に掲げる進級時期において留年者となった学生のうち、同項右欄に定める仮進級要件の全てを満たす者については、仮進級を認めることがある。

(卒業要件及び認定)

- 第19条** 卒業に必要な単位は、別表第5の1及び2に掲げる卒業要件のとおりとする。
- 2 卒業要件を満たした学生の卒業については、教務委員会及び教授会の議を経て学長が認定する。
 - 3 卒業要件を満たした学生のうち、理学療法学科の者は理学療法士国家試験受験資格、作業療法学科の者は作業療法士国家試験受験資格を得ることができる。

(既修得単位の認定)

- 第20条** 教育上有益と認める場合は、入学前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、シラバス、成績等を勘案の上、本学における履修単位として認めることがある。
- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は1人につき60単位を超えないものとする。
 - 3 前二項による修得単位の認定を受けようとする者は、別途定める手続きに則って申請し、審査を受けなければならない。
 - 4 既修得単位として認定する授業科目は、教授会の議を経て学部長が決定する。
 - 5 前各項により認定を受けた科目の成績評価はNとし、GPを付与しない。

(その他)

- 第21条** 本細則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て学部長が別途定める。

(細則の改廃)

- 第22条** 本細則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 本細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 本細則の施行前に在籍し従前の教育課程を履修する学生の履修に関する取扱いについては、なお従前の例によるものとし、本細則の施行により新たに導入される教育課程への移行に当たり、当該学生に係る科目読替等の調整に関する取扱いについては、別に定める。

附 則

- 本細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1の1 理学療法学科の授業科目

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法	
基礎教養科目	科学的思考の基盤	基礎ゼミ	1	1前	必修	演習
		物理	1	1前	必修	講義
		統計学	1	1後	必修	演習
		情報処理技術	1	1前	必修	演習
		研究方法論	1	2後	必修	講義
		生物	1	1前	選択(2科目のうち1科目を履修)	講義
		化学	1	1前	選択(2科目のうち1科目を履修)	講義
		認知科学	1	1後	自由	講義
		心理学	1	1前	必修	講義
		倫理学	1	1前	必修	講義
	人間と生活	健康科学	1	1後	必修	講義(※1)
		教育学	1	1後	必修	講義(※1)
		医療経済学	1	1後	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		哲学	1	1後	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		社会学	1	1後	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		基礎英語	1	1前	必修	講義
		コミュニケーション論	1	1前	必修	講義
	社会の理解	医学英語	1	1後	必修	講義
		グローバルコミュニケーション	1	2前	必修	演習
		中国語	1	1前	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		韓国語	1	1前	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		フランス語	1	1前	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		解剖学Ⅰ	2	1前	必修	講義
	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅱ	2	1前	必修	講義
		生理学Ⅰ	2	1前	必修	講義
		生理学Ⅱ	2	1後	必修	講義
		生理学実習	2	2前	必修	実習
		運動学Ⅰ	2	1後	必修	講義
		運動学Ⅱ	2	2前	必修	講義
		運動学実習	1	2前・後	必修	実習
人間発達学		2	1前	必修	講義	
臨床心理学		1	1後	必修	講義	
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進		病理学	1	1後	必修	講義
		画像診断解析学	1	2後	必修	講義
		内科学Ⅰ	1	1後	必修	講義
		内科学Ⅱ	1	2前	必修	講義
	整形外科Ⅰ	1	1後	必修	講義	
	整形外科Ⅱ	1	2前	必修	講義	
	臨床神経学Ⅰ	1	2前	必修	講義	
	臨床神経学Ⅱ	1	2後	必修	講義	
	小児科学	1	2前	必修	講義	
	精神医学	1	2前	必修	講義	
	公衆衛生学	1	2前	必修	講義	
	老年医学	1	2後	必修	講義	
	臨床薬学	1	2後	必修	講義	
	救急医学	1	3前	必修	講義	
	臨床栄養学	1	3前	必修	講義	
	先端リハビリテーション医学	1	4後	必修	講義	

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法	
専門基礎科目	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1	1前	必修	講義
		医療専門職総論	1	1前	必修	演習
		リハビリテーション医学	1	2後	必修	講義
		がんリハビリテーション学	1	3前	必修	講義
		チーム医療演習	1	4前	必修	演習
		国際リハビリテーション学	1	4後	必修	講義
	基礎理学療法学	理学療法概論	1	1前	必修	講義
		理学療法研究論	1	3前	必修	講義
		先端研究特論	1	3前	必修	講義
		先端研究演習	1	3後	必修	演習
		キャリアリテラシー特論	1	4前	必修	講義
		理学療法総合演習	2	4後	必修	演習
		卒業研究	3	4前・後	必修	演習
		作業療法概論	1	1前	自由	講義
	理学療法管理	理学療法管理学	2	4前	必修	講義
		理学療法評価学	理学療法評価学	2	2前	必修
	理学療法評価学演習Ⅰ		1	2前	必修	演習
	理学療法評価学演習Ⅱ		1	2後	必修	演習
	理学療法評価学演習Ⅲ		1	3前	必修	演習
	画像評価学演習		1	3前	必修	演習
	身体機能解析学演習		1	3前	必修	演習
	理学療法治療学	運動療法学	2	2前	必修	講義
		物理療法学	1	2後	必修	講義
		物理療法学演習	1	2後	必修	演習
		日常生活活動学	2	2前	必修	講義
		日常生活活動学演習	1	2後	必修	演習
		運動器理学療法学	2	2後	必修	講義
		運動器理学療法学演習	1	3前	必修	演習
		神経理学療法学	3	2後	必修	講義
		神経理学療法学演習	1	3前	必修	演習
呼吸循環代謝理学療法学		2	2後	必修	講義	
呼吸循環代謝理学療法学演習		1	3前	必修	演習	
義肢装具学		1	2後	必修	講義	
義肢装具学演習		1	3前	必修	演習	
小児理学療法学		2	2後	必修	講義	
リハビリテーション工学	1	2後	必修	講義		
リハビリテーション工学演習	1	3後	必修	演習		
地域理学療法学	スポーツリハビリテーション学	1	3前	必修	講義	
	疼痛リハビリテーション学	1	3前	必修	講義	
	理学療法特論	1	4後	必修	講義	
	小児理学療法学演習	1	3後	自由	演習	
	地域理学療法学	1	3前	必修	講義	
	高齢者理学療法学	2	3前	必修	講義	
	地域リハビリテーション特論	1	4前	必修	講義	
	先端住環境支援論	2	3前	自由	講義	
	臨床見学実習	1	1前・後	必修	実習	
	臨床評価実習	4	3後	必修	実習	
臨床実習	臨床地域リハビリテーション実習	1	3後	必修	実習	
	総合臨床実習Ⅰ	7	3後	必修	実習	
	総合臨床実習Ⅱ	8	4前	必修	実習	

※1 一部演習

別表第1の2 作業療学科の授業科目

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法	
基礎教養科目	科学的思考の基盤	基礎ゼミ	1	1前	必修	演習
		統計学	1	1後	必修	演習
		情報処理技術	1	1前	必修	演習
		研究方法論	1	2後	必修	講義
		生物	1	1前	必修	講義
		認知科学	1	1後	必修	講義
		物理	1	1前	選択(2科目のうち1科目を履修)	講義
		化学	1	1前	選択(2科目のうち1科目を履修)	講義
		心理学	1	1前	必修	講義
	倫理学	1	1前	必修	講義	
	人間と生活	健康科学	1	1後	必修	講義(※1)
		教育学	1	1後	必修	講義(※1)
		医療経済学	1	1後	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		哲学	1	1後	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		社会学	1	1後	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		基礎英語	1	1前	必修	講義
		コミュニケーション論	1	1前	必修	講義
	社会の理解	医学英語	1	1後	必修	講義
		グローバルコミュニケーション	1	2前	必修	演習
		中国語	1	1前	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		韓国語	1	1前	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		フランス語	1	1前	選択(3科目のうち1科目を履修)	講義
		解剖学Ⅰ	2	1前	必修	講義
		解剖学Ⅱ	2	1前	必修	講義
	専門基礎科目	生理学Ⅰ	2	1前	必修	講義
		生理学Ⅱ	2	1後	必修	講義
		生理学実習	2	2前	必修	実習
運動学Ⅰ		2	1後	必修	講義	
運動学Ⅱ		2	2前	必修	講義	
運動学実習		1	2前・後	必修	実習	
人間発達学		2	1前	必修	講義	
臨床心理学		1	1後	必修	講義	
病理学		1	1後	必修	講義	
画像診断解析学		1	2後	必修	講義	
内科学Ⅰ		1	1後	必修	講義	
内科学Ⅱ		1	2前	必修	講義	
整形外科Ⅰ		1	1後	必修	講義	
整形外科Ⅱ		1	2前	必修	講義	
臨床神経学Ⅰ	1	2前	必修	講義		
臨床神経学Ⅱ	1	2後	必修	講義		
小児科学	1	2前	必修	講義		
精神医学	1	2前	必修	講義		
公衆衛生学	1	2前	必修	講義		
老年医学	1	2後	必修	講義		
臨床薬学	1	2後	必修	講義		
救急医学	1	3前	必修	講義		
臨床栄養学	1	3前	必修	講義		
先端リハビリテーション医学	1	4後	必修	講義		

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法	
専門基礎科目	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1	1前	必修	講義
		医療専門職総論	1	1前	必修	演習
		リハビリテーション医学	1	2後	必修	講義
		がんリハビリテーション学	1	3前	必修	講義
		チーム医療演習	1	4前	必修	演習
		国際リハビリテーション学	1	4後	必修	講義
	基礎作業療法学	作業療法概論	1	1前	必修	講義
		基礎作業学	1	2前	必修	講義
		基礎作業学実習Ⅰ	1	2後	必修	実習
		基礎作業学実習Ⅱ	1	3前	必修	実習
		作業療法研究論	2	3前・後	必修	講義
		作業療法総合演習	1	4後	必修	演習
		卒業研究	2	4前・後	必修	演習
	理学療法概論	1	1前	自由	講義	
	作業療法管理学	作業療法管理運営学Ⅰ	1	3後	必修	講義
		作業療法管理運営学Ⅱ	1	4前	必修	講義
	作業療法評価学	作業療法評価の基礎	1	1前	必修	講義
		作業療法評価学概論	1	1後	必修	講義
		身体障害系作業療法評価学・演習	2	2前	必修	演習(※2)
		精神障害作業療法評価学・演習	2	2前	必修	演習(※2)
		発達障害作業療法評価学・演習	2	2前	必修	演習(※2)
		高次脳機能障害作業療法評価学・演習	1	2後	必修	演習(※2)
		画像評価学演習	1	3前	必修	演習(※2)
	作業療法治療学	日常生活活動学	2	2前	必修	講義
		日常生活活動学演習	1	2後	必修	演習
		運動器疾患作業療法学	1	2後	必修	講義
		身体障害系作業療法治療学	2	3前	必修	講義
身体障害系作業療法演習		1	3後	必修	演習	
精神障害作業療法治療学		2	3前	必修	講義	
精神障害作業療法演習		1	3後	必修	演習	
発達障害作業療法治療学		2	3前	必修	講義	
発達障害作業療法演習		1	3後	必修	演習	
高次脳機能障害作業療法演習		1	3前	必修	演習	
高齢期・内部障害作業療法学		2	3前	必修	講義	
義肢装具学		1	2後	必修	講義	
作業療法義肢装具学演習		1	3前	必修	演習(※2)	
リハビリテーション工学		1	2後	必修	講義	
グローバルキャリア論	1	3前	必修	講義		
スポーツリハビリテーション学	1	3前	自由	講義		
疼痛リハビリテーション学	1	3前	自由	講義		
理学療法特論	1	4後	自由	講義		
地域作業療法学	地域作業療法学	2	3前	必修	講義(※1)	
	先端住環境支援論	2	3前	必修	講義	
	就学・就労支援論	2	3後	必修	講義	
臨床実習	臨床見学実習	1	1前・後	必修	実習	
	臨床評価実習	3	2後	必修	実習	
	臨床地域リハビリテーション実習	1	3後	必修	実習	
	総合臨床実習Ⅰ	9	3後	必修	実習	
	総合臨床実習Ⅱ	9	4前	必修	実習	

※ 1 一部演習

※ 2 一部講義

別表第 2 の 1 理学療法学科の先修科目

授業の方法	授業科目	先修科目
演習	理学療法総合演習	4 年次前期終了までに開講される全ての必修科目
実習	臨床評価実習	3 年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3 年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習 I	3 年次前期終了までに開講される全ての必修科目 臨床評価実習 臨床地域リハビリテーション実習
	総合臨床実習 II	3 年次後期終了までに開講される全ての必修科目

別表第 2 の 2 作業療法学科の先修科目

授業の方法	授業科目	先修科目
演習	作業療法研究論	2 年次後期終了までに開講される全ての必修科目
	作業療法総合演習	4 年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	卒業研究	3 年次後期終了までに開講される全ての必修科目
実習	臨床評価実習	2 年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3 年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習 I	3 年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習 II	3 年次後期終了までに開講される全ての必修科目

別表第 3 理学療法学科の進級要件

進級時期	進級要件
2 年次への進級時期	1 年次後期終了までに開講される全ての必修科目のうち、不合格となったものの数が 3 科目以下であること。
3 年次への進級時期	2 年次後期終了までに開講される全ての必修科目に合格していること。

別表第 4 理学療法学科の仮進級要件

進級時期	仮進級要件
3 年次への進級時期	(1) 不合格となった必修科目の数が、1 科目以内であること。 (2) 不合格となった必修科目が、講義科目であること。 (3) 不合格となった必修科目への出席日数が、規定の数を満たすこと。

別表第 5 の 1 理学療法学科の卒業要件

科目区分		卒業要件
基礎教養科目 (16 単位)	科学的思考の基盤	6 単位 (必修 5 単位 + 選択 1 単位)
	人間と生活	5 単位 (必修 4 単位 + 選択 1 単位)
	社会の理解	5 単位 (必修 4 単位 + 選択 1 単位)
専門基礎科目 (40 単位)	人体の構造と機能及び心身の発達	18 単位 (全て必修)
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16 単位 (全て必修)
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	6 単位 (全て必修)
専門科目 (70 単位)	基礎理学療法学	10 単位 (全て必修)
	理学療法管理学	2 単位 (全て必修)
	理学療法評価学	7 単位 (全て必修)
	理学療法治療学	26 単位 (全て必修)
	地域理学療法学	4 単位 (全て必修)
	臨床実習	21 単位 (全て必修)
合計		126 単位

別表第 5 の 2 作業療法学科の卒業要件

科目区分		卒業要件
基礎教養科目 (17 単位)	科学的思考の基盤	7 単位 (必修 6 単位 + 選択 1 単位)
	人間と生活	5 単位 (必修 4 単位 + 選択 1 単位)
	社会の理解	5 単位 (必修 4 単位 + 選択 1 単位)
専門基礎科目 (40 単位)	人体の構造と機能及び心身の発達	18 単位 (全て必修)
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16 単位 (全て必修)
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	6 単位 (全て必修)
専門科目 (70 単位)	基礎作業療法学	9 単位 (全て必修)
	作業療法管理学	2 単位 (全て必修)
	作業療法評価学	10 単位 (全て必修)
	作業療法治療学	20 単位 (全て必修)
	地域作業療法学	6 単位 (全て必修)
	臨床実習	23 単位 (全て必修)
合計		127 単位

4 リハビリテーション学部履修修了認定に関する細則の改正に伴う令和7年度教育課程移行に関する細則（令和6年度以前入学者への移行措置）

（総則）

第1条 関西医科大学リハビリテーション学部において、リハビリテーション学部履修修了認定に関する細則の改正に伴い令和7年度から導入される教育課程（以下「新教育課程」という。）への移行に当たり、従前の教育課程（以下「令和6年度以前の教育課程」という。）を履修する学生に係る科目読替等の調整に関する取扱いは、本細則の定めるところによる。

（授業科目）

第2条 令和6年度以前の教育課程における授業科目の科目区分、科目名、単位数、配当年次、必修・選択・自由の別及び授業の方法は、別表第1の1及び2に掲げるとおりとする。

（先修科目）

第3条 令和6年度以前の教育課程における先修科目を定める授業科目及び当該先修科目は、別表第2の1から3までに掲げるとおりとする。

（進級要件）

第4条 令和6年度以前の教育課程において、進級要件は設定しない。

（卒業要件）

第5条 令和6年度以前の教育課程における卒業要件は、別表第3の1及び2に掲げるとおりとする。

（科目読替等の措置）

第6条 令和6年度以前の教育課程を履修する学生であって、別表第4の1及び2の左欄各項に掲げる令和6年度以前の教育課程における授業科目を履修しようとする者は、同表中欄の当該項に定める新教育課程における授業科目を履修することにより、当該令和6年度以前の教育課程における授業科目を履修するものとして取り扱うものとする。

2 前項に定めのない授業科目については、令和6年度以前の教育課程における授業科目と同一の科目名の新教育課程における授業科目を履修

することにより、当該令和6年度以前の教育課程における授業科目を履修するものとして取り扱う。

3 前項の場合において、令和6年度以前の教育課程における授業科目と同一の科目名の新教育課程における授業科目がないときは、補講等の必要な措置を講ずるものとする。

（改廃）

第7条 本細則の改廃は、リハビリテーション学部教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 本細則は、令和7年4月1日から施行する。
2 本細則は、令和6年度以前に関西医科大学リハビリテーション学部に入学者の全てが同学部在籍しなくなった日をもって廃止する。

別表第1の1 令和6年度以前の教育課程における理学療法学科の授業科目

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法		
基礎教養科目	科学的思考の基礎	基礎ゼミ	1	1前	必修	演習	
		物理	1	1前	必修	講義	
		統計学	1	1後	必修	演習	
		情報処理技術	1	1前	必修	演習	
		研究方法論	1	2後	必修	講義	
		生物	1	1前	選択 (2科目のうち1科目を履修)	講義	
		化学	1	1前	自由	講義	
		認知科学	1	1後	自由	講義	
		心理学	1	1前	必修	講義	
	人間と生活	倫理学	1	1前	必修	講義	
		健康科学	1	1後	必修	講義(※1)	
		教育学	1	1後	必修	講義(※1)	
		医療経済学	1	1後	選択 (3科目のうち1科目を履修)	講義	
		哲学	1	1後	自由	講義	
		社会学	1	1後	自由	講義	
		社会の理解	基礎英語	1	1前	必修	講義
			コミュニケーション論	1	1前	必修	講義
			医学英語	1	1後	必修	講義
	グローバルコミュニケーション		1	2前	必修	演習	
	中国語		1	1前	選択 (3科目のうち1科目を履修)	講義	
	韓国語		1	1前	自由	講義	
	フランス語		1	1前	自由	講義	
	専門基礎科目		人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	2	1前	必修
		解剖学Ⅱ		2	1後	必修	講義
		生理学Ⅰ		2	1前	必修	講義
		生理学Ⅱ		2	1後	必修	講義
		生理学実習		2	2前	必修	実習
運動学Ⅰ		2		1後	必修	講義	
運動学Ⅱ		2		2前	必修	講義	
運動学実習		1		2後	必修	実習	
人間発達学		2		1前	必修	講義	
臨床心理学		1		1後	必修	講義	
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進		病理学	1	1後	必修	講義	
		画像診断解析学	1	1後	必修	講義	
		内科学Ⅰ	1	1後	必修	講義	
		内科学Ⅱ	1	2前	必修	講義	
		整形外科Ⅰ	1	1後	必修	講義	
		整形外科Ⅱ	1	2前	必修	講義	
		臨床神経学Ⅰ	1	2前	必修	講義	
		臨床神経学Ⅱ	1	2後	必修	講義	
		小児科学	1	2前	必修	講義	
		精神医学	1	2前	必修	講義	
公衆衛生学	1	2前	必修	講義			
老年医学	1	2後	必修	講義			
臨床薬学	1	2後	必修	講義			
救急医学	1	3前	必修	講義			
臨床栄養学	1	3前	必修	講義			
先端リハビリテーション医学	1	4後	必修	講義			

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法	
専門基礎科目	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1	1前	必修	講義
		医療専門職総論	1	1前	必修	演習
		リハビリテーション医学	1	2後	必修	講義
		国際保健	1	3前	必修	講義
		医療福祉連携論	1	3前	必修	講義
		がんリハビリテーション学	1	3前	必修	講義
		チーム医療演習	1	4前	必修	演習
	基礎理学療法学	国際リハビリテーション学	1	4後	必修	講義
		理学療法概論	1	1前	必修	講義
		理学療法研究論	1	3前	必修	講義
		先端研究演習Ⅰ	1	3後	必修	演習
		先端研究演習Ⅱ	1	4前	必修	演習
		理学療法総合演習	2	4後	必修	演習
		卒業研究	1	4後	必修	演習
		作業療法概論	1	1前	自由	講義
		スポーツと作業療法	1	4後	自由	講義(※1)
		緩和ケアにおけるリハビリテーション	1	4後	自由	講義(※1)
	理学療法管理学	理学療法管理学	2	3後	必修	講義
		理学療法評価学	理学療法評価学	2	2前	必修
	理学療法評価学演習Ⅰ		2	2後	必修	演習
	理学療法評価学演習Ⅱ		1	3前	必修	演習
	画像評価学演習		1	3前	必修	演習
	身体機能解析学演習		1	3前	必修	演習
	理学療法治療学		運動療法学	2	2前	必修
		物理療法学	1	2前	必修	講義
		物理療法学演習	1	2後	必修	演習
		日常生活活動学	2	2前	必修	講義
日常生活活動学演習		1	2後	必修	演習	
運動器理学療法学		2	2後	必修	講義	
運動器理学療法学演習		1	3前	必修	演習	
神経理学療法学		3	2後	必修	講義	
神経理学療法学演習		1	3前	必修	演習	
呼吸循環代謝理学療法学		2	2後	必修	講義	
呼吸循環代謝理学療法学演習		1	3前	必修	演習	
義肢装具学		1	2後	必修	講義	
義肢装具学演習		1	3前	必修	演習	
小児理学療法学		2	2後	必修	講義	
リハビリテーション工学		1	2後	必修	講義	
リハビリテーション工学演習		1	3前	必修	演習	
スポーツリハビリテーション学		1	3前	必修	講義	
理学療法特論	1	4後	必修	講義		
アシスティブテクノロジー学	1	3前	自由	講義		
地域理学療法学	認知症に対する作業療法	1	4後	自由	講義(※1)	
	神経発達症と作業療法	1	4後	自由	講義(※1)	
	地域理学療法学	1	3前	必修	講義	
	高齢者理学療法学	2	3前	必修	講義	
	地域理学療法学演習	1	4前	必修	演習	
臨床実習	臨床見学実習	1	1前・後	必修	実習	
	臨床評価実習	4	3後	必修	実習	
	臨床地域リハビリテーション実習	1	3後	必修	実習	

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法
専門科目 臨床実習	総合臨床実習Ⅰ	7	3後	必修	実習
	総合臨床実習Ⅱ	8	4前	必修	実習

※1 一部演習

別表第1の2 令和6年度以前の教育課程における作業療学科の授業科目

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法		
基礎教養科目	科学的思考の基礎	基礎ゼミ	1	1前	必修	演習	
		統計学	1	1後	必修	演習	
		情報処理技術	1	1前	必修	演習	
		研究方法論	1	2後	必修	講義	
		生物	1	1前	必修	講義	
		認知科学	1	1後	必修	講義	
		物理	1	1前	選択 (2科目のうち1科目を履修)	講義	
	人間と生活	化学	1	1前	必修	講義	
		心理学	1	1前	必修	講義	
		倫理学	1	1前	必修	講義	
		健康科学	1	1後	必修	講義(※1)	
		教育学	1	1後	必修	講義(※1)	
		医療経済学	1	1後	選択 (3科目のうち1科目を履修)	講義	
		哲学	1	1後	必修	講義	
	社会の理解	社会学	1	1後	必修	講義	
		基礎英語	1	1前	必修	講義	
		コミュニケーション論	1	1前	必修	講義	
		医学英語	1	1後	必修	講義	
		グローバルコミュニケーション	1	2前	必修	演習	
	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	中国語	1	1前	選択 (3科目のうち1科目を履修)	講義
			韓国語	1	1前	必修	講義
フランス語			1	1前	必修	講義	
解剖学Ⅰ			2	1前	必修	講義	
解剖学Ⅱ			2	1後	必修	講義	
生理学Ⅰ			2	1前	必修	講義	
生理学Ⅱ			2	1後	必修	講義	
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進		生理学実習	2	2前	必修	実習	
		運動学Ⅰ	2	1後	必修	講義	
		運動学Ⅱ	2	2前	必修	講義	
		運動学実習	1	2後	必修	実習	
		人間発達学	2	1前	必修	講義	
		臨床心理学	1	1後	必修	講義	
		病理学	1	1後	必修	講義	
画像診断解析学	1	1後	必修	講義			
内科学Ⅰ	1	1後	必修	講義			
内科学Ⅱ	1	2前	必修	講義			
整形外科Ⅰ	1	1後	必修	講義			
整形外科Ⅱ	1	2前	必修	講義			
臨床神経学Ⅰ	1	2前	必修	講義			
臨床神経学Ⅱ	1	2後	必修	講義			

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法		
専門基礎科目	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	小児科学	1	2前	必修	講義	
		精神医学	1	2前	必修	講義	
		公衆衛生学	1	2前	必修	講義	
		老年医学	1	2後	必修	講義	
		臨床薬学	1	2後	必修	講義	
		救急医学	1	3前	必修	講義	
		臨床栄養学	1	3前	必修	講義	
		先端リハビリテーション医学	1	4後	必修	講義	
		リハビリテーション概論	1	1前	必修	講義	
		医療専門職総論	1	1前	必修	演習	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション医学	1	2後	必修	講義	
		国際保健	1	3前	必修	講義	
		医療福祉連携論	1	3前	必修	講義	
		がんリハビリテーション学	1	3前	必修	講義	
		チーム医療演習	1	4前	必修	演習	
		国際リハビリテーション学	1	4後	必修	講義	
		基礎作業療法学	作業療法概論	1	1前	必修	講義
			基礎作業学	1	1後	必修	講義
			基礎作業学実習Ⅰ	2	2前	必修	実習
			基礎作業学実習Ⅱ	2	2後	必修	実習
	作業療法研究論		1	3前	必修	講義	
作業療法研究演習Ⅰ	1		3後	必修	演習		
作業療法研究演習Ⅱ	1		4前	必修	演習		
作業療法総合演習	1		4後	必修	演習		
卒業研究	1		4後	必修	演習		
理学療法概論	1		1前	自由	講義		
作業療法	緩和ケアにおけるリハビリテーション	1	4後	自由	講義(※1)		
	スポーツと作業療法	1	4後	自由	講義(※1)		
管理学的	作業療法管理運営学Ⅰ	1	3後	必修	講義		
	作業療法管理運営学Ⅱ	1	4前	必修	講義		
作業療法評価学	作業療法評価学概論	1	1後	必修	講義		
	身体障害系作業療法評価学・演習	2	2前	必修	演習(※2)		
	精神障害作業療法評価学・演習	2	2前	必修	演習(※2)		
	発達障害作業療法評価学・演習	2	2前	必修	演習(※2)		
	高次脳機能障害作業療法評価学・演習	1	2後	必修	演習(※2)		
作業療法治療学	画像評価学演習	1	3前	必修	演習(※2)		
	日常生活活動学	2	2前	必修	講義		
	日常生活活動学演習	1	2後	必修	演習		
	身体障害系作業療法治療学	2	3前	必修	講義		
	身体障害系作業療法演習	1	3後	必修	演習		
	精神障害作業療法治療学	2	3前	必修	講義		
	精神障害作業療法演習	1	3後	必修	演習		
	発達障害作業療法治療学	2	3前	必修	講義		
	発達障害作業療法演習	1	3後	必修	演習		
	高次脳機能障害作業療法演習	1	3前	必修	演習		
	高齢期・内部障害作業療法学	2	3前	必修	講義		
	運動器疾患作業療法演習	1	3前	必修	演習(※2)		
	義肢装具学	1	2後	必修	講義		

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択・自由の別	授業の方法	
専門科目	作業療法治療学	リハビリテーション工学	1	2後	必修	講義
		アシスティブテクノロジー学	1	3前	必修	講義
		スポーツリハビリテーション学	1	3前	自由	講義
		認知症に対する作業療法	1	4後	自由	講義(※1)
		神経発達症と作業療法	1	4後	自由	講義(※1)
		理学療法特論	1	4後	自由	講義
	地域作業療法学	住環境学	1	2後	必修	講義(※1)
		地域作業療法学	2	3前	必修	講義(※1)
		就学・就労支援論	1	3後	選択(2科目のうち1科目を履修)	講義
		在宅支援論	1	3後	選択(2科目のうち1科目を履修)	講義(※1)
	臨床実習	臨床見学実習	1	1前・後	必修	実習
		臨床評価実習	3	2後	必修	実習
		臨床地域リハビリテーション実習	1	3後	必修	実習
		総合臨床実習Ⅰ	9	3後	必修	実習
		総合臨床実習Ⅱ	9	4前	必修	実習

※1 一部演習

※2 一部講義

別表第2の1 令和6年度以前の教育課程における理学療法学科（令和4年度以前の入学者）の先修科目

授業の方法	授業科目	先修科目
演習	先端研究演習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	先端研究演習Ⅱ	先端研究演習Ⅰ
	理学療法総合演習	4年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	卒業研究	先端研究演習Ⅱ
実習	臨床評価実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目 臨床評価実習 臨床地域リハビリテーション実習
	総合臨床実習Ⅱ	3年次後期終了までに開講される全ての必修科目

別表第2の2 令和6年度以前の教育課程における理学療法学科（令和5・6年度の入学者）の先修科目

授業の方法	授業科目	先修科目
演習	先端研究演習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	先端研究演習Ⅱ	先端研究演習Ⅰ
	理学療法総合演習	4年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	卒業研究	先端研究演習Ⅱ
	運動器理学療法学演習	運動器理学療法学
	神経理学療法学演習	神経理学療法学
	呼吸循環代謝理学療法学演習	呼吸循環代謝理学療法学
	義肢装具学演習	義肢装具学
	理学療法評価学演習Ⅱ	理学療法評価学演習Ⅰ
	身体機能解析学演習	運動学実習
実習	臨床評価実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目 臨床評価実習 臨床地域リハビリテーション実習
	総合臨床実習Ⅱ	3年次後期終了までに開講される全ての必修科目

別表第2の3 令和6年度以前の教育課程における作業療法学科の先修科目

授業の方法	授業科目	先修科目
演習	作業療法研究演習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	作業療法研究演習Ⅱ	作業療法研究演習Ⅰ
	作業療法総合演習	4年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	卒業研究	作業療法研究演習Ⅱ
実習	臨床評価実習	2年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	臨床地域リハビリテーション実習	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅰ	3年次前期終了までに開講される全ての必修科目
	総合臨床実習Ⅱ	3年次後期終了までに開講される全ての必修科目

別表第3の1 令和6年度以前の教育課程における理学療法学の卒業要件

科目区分		卒業要件
基礎教養科目 (16単位)	科学的思考の基礎	6単位(必修5単位+選択1単位)
	人間と生活	5単位(必修4単位+選択1単位)
	社会の理解	5単位(必修4単位+選択1単位)
専門基礎科目 (42単位)	人体の構造と機能及び心身の発達	18単位(全て必修)
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16単位(全て必修)
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	8単位(全て必修)
専門科目 (66単位)	基礎理学療法学	7単位(全て必修)
	理学療法管理学	2単位(全て必修)
	理学療法評価学	7単位(全て必修)
	理学療法治療学	25単位(全て必修)
	地域理学療法学	4単位(全て必修)
	臨床実習	21単位(全て必修)
合計		124単位

別表第3の2 令和6年度以前の教育課程における作業療法学の卒業要件

科目区分		卒業要件
基礎教養科目 (17単位)	科学的思考の基礎	7単位(必修6単位+選択1単位)
	人間と生活	5単位(必修4単位+選択1単位)
	社会の理解	5単位(必修4単位+選択1単位)
専門基礎科目 (42単位)	人体の構造と機能及び心身の発達	18単位(全て必修)
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16単位(全て必修)
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	8単位(全て必修)
専門科目 (68単位)	基礎作業療法学	11単位(全て必修)
	作業療法管理学	2単位(全て必修)
	作業療法評価学	9単位(全て必修)
	作業療法治療学	19単位(全て必修)
	地域作業療法学	4単位(必修3単位+選択1単位)
	臨床実習	23単位(全て必修)
合計		127単位

別表第4の1 理学療法学の科目読替表

令和6年度以前の教育課程における授業科目		新教育課程における授業科目		備考
科目名	単位数	科目名	単位数	
先端研究演習Ⅰ	1	先端研究特論	1	
先端研究演習Ⅱ	1	先端研究演習	1	
卒業研究	1	卒業研究	3	
理学療法評価学演習Ⅰ	2	理学療法評価学演習Ⅰ	1	※1
		理学療法評価学演習Ⅱ	1	
理学療法評価学演習Ⅱ	1	理学療法評価学演習Ⅲ	1	

※1 「理学療法評価学演習Ⅰ」及び「理学療法評価学演習Ⅱ」(新教育課程)の双方に合格することにより、「理学療法評価学演習Ⅰ」(令和6年度以前の教育課程)の単位修得を認める。

別表第4の2 作業療法学の科目読替表

令和6年度以前の教育課程における授業科目		新教育課程における授業科目		備考
科目名	単位数	科目名	単位数	
国際保健	1	グローバルキャリア論	1	
医療福祉連携論	1	先端住環境支援論	2	
基礎作業学実習Ⅰ	2	基礎作業学実習Ⅰ	1	※1
基礎作業学実習Ⅱ	2	基礎作業学実習Ⅱ	1	※1
作業療法研究論	1	作業療法研究論	2	
作業療法研究演習Ⅰ	1	作業療法研究論	2	
作業療法研究演習Ⅱ	1	卒業研究	2	
卒業研究	1	卒業研究	2	
運動器疾患作業療法演習	1	運動器疾患作業療法学	1	※2
		作業療法義肢装具学演習	1	
アシスティブテクノロジー学	1	就学・就労支援論	2	※3
		先端住環境支援論	2	
住環境学	1	先端住環境支援論	2	
就学・就労支援論	1	就学・就労支援論	2	

※1 令和6年度以前の教育課程における科目の単位数に応じた授業時間数の確保のため、補講を別途実施する。

※2 「運動器疾患作業療法学」及び「作業療法義肢装具学演習」(新教育課程)の双方に合格することにより、「運動器疾患作業療法演習」(令和6年度以前の教育課程)の単位修得を認める。

※3 「就学・就労支援論」及び「先端住環境支援論」(新教育課程)の双方に合格することにより、「アシスティブテクノロジー学」(令和6年度以前の教育課程)の単位修得を認める。

5 生成系 AI の取り扱いに関して

昨今、生成系人工知能（以下「生成系 AI」という。）が複数発表され、特に Open AI が開発した ChatGPT が 2022 年 11 月に公開されてから、日本においても社会的に大きな注目を集めています。生成系 AI は、あらゆる分野のビッグデータを学習しながら、求められた要望に対して機械的に回答を生成します。まだ技術的には進化の過渡期ではありますが、私たちの日常に革新をもたらすと期待されるテクノロジーとして益々活用が広がり、適切に使用できれば、大変有用なツールになります。

しかし、このテクノロジーを利活用するには、様々な問題点に留意しなければなりません。まず、生成系 AI の回答に含まれる情報の信頼性には問題があります。生成された文章は剽窃、盗用、著作権侵害の恐れもあります。こうした事実背景を理解し、生成系 AI を使って得られた回答を鵜呑みにせず、その真偽を見極める必要があることを忘れてはなりません。

また、生成系 AI の利用時には、個人情報などを安易に入力することも避けなければいけません。それは、生成系 AI に送った質問の文章は、生成系 AI の学習データとして勝手に 2 次利用される可能性があり、原理的には、自身が送信した内容を他者の質問の回答に使われてしまう恐れが生じるからです。大学における学びとは、自ら主体的に考え、他者との対話などを通じて自分と異なる意見を踏まえ、自身の考えを深めていくことでもあります。情報収集として生成系 AI の使用を制限することはありませんが、生成系 AI を使って課題やレポート等を完成させて、それを自分の成果物として示すことは禁止します。これが万が一発覚した場合には、不正行為と見做します。

大学では、今後も生成系 AI の適切な活用法について検討し発信していきます。

以上

6 関西医科大学リハビリテーション学部における成績評価に関する情報の明示及び異議申立てに関する規程

(趣旨)

第 1 条 本規程は、リハビリテーション学部履修終了認定に関する細則第 17 条に基づき、関西医科大学リハビリテーション学部における成績評価に関する情報の明示及び異議申立てについて必要な事項を定める。

(成績評価に関する情報の明示)

第 2 条 科目責任者は、次の各号に掲げる成績評価に関する情報について、シラバスに明示しなければならない。

- (1) 学修到達目標
- (2) 成績評価の基準及び方法

2 科目責任者は、必要に応じて説明を行うなど、成績評価に関する情報の周知に努めなければならない。

(成績評価に関する異議申立て)

第 3 条 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、自らの成績評価について異議（合理的かつ客観的な根拠が付されたものに限る。）を申し立てることができる。

- (1) 成績の集計、転記、入力等における採点誤りがあることが明らかに疑われる場合
- (2) シラバス、説明等により周知された成績評価の基準又は方法を逸脱して成績評価が行われたことが明らかに疑われる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、異議申立てを行うに足る合理的かつ客観的な根拠があると認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、異議の内容が次の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合は、異議を認めない。

- (1) 成績の再評価や救済措置を不当に要求するもの
- (2) 私的な事情や単なる不満の表明にとどまるもの
- (3) 内容又は根拠が明らかでないもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、異議申立ての趣旨に照らして内容が不相当であると認めら

れるもの

(異議申立ての受付)

第4条 異議申立ては、所定の様式に必要事項を記載し根拠となる資料を添え、成績評価の開示された日から3日以内（ただし、休業日は算入しない。）に、リハビリテーション学部事務室の開室時間内に学務課に提出することによりこれを受け付ける。

2 前項の方法以外の方法による異議申立て又は提出期限を超過した異議申立てについては、やむを得ない事由がある場合を除き、これを受け付けない。

(異議申立てに対する回答)

第5条 学務課は、学生から異議申立てを受け付けたときは、これを速やかに教務部長に報告しなければならない。

2 教務部長は、異議申立ての内容を精査し、これが正当なものであると認められるときは、これに対して速やかに回答するよう科目責任者に指示することができる。

3 科目責任者は、前項の教務部長の指示を受けたときは、当該異議申立てについて誠実かつ迅速に調査の上、原則として学務課を通じてその回答を当該学生に通知するものとし、やむを得ず直接通知するときは、その旨及び通知内容を速やかに学務課へ報告しなければならない。

4 異議申立てに対する回答は、原則として書面（電子的方式によるものを含む）により行い、異議申立ての処理に当たっては、必要に応じて当該学生を交えての答案の再確認、面談等を行うことができる。

5 異議申立てに対する回答に不服がある場合の更なる異議申立てについては、原則としてこれを認めない。

(回答の報告・成績評価の訂正)

第6条 科目責任者は、異議申立てに対する回答の内容を教務部長に報告しなければならない。

2 異議申立ての結果、科目責任者が成績評価の訂正を行った場合においては、科目責任者はその旨を教務部長に報告し、教務部長はその旨を教授会に報告しなければならない。

(申立者の不利益取扱いの禁止)

第7条 学生は、異議申立てを行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、リハビリテーション学部教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。

7 関西医科大学 GPA (Grade Point Average : グレード・ポイント・アベレージ) 取扱要領

第1条 授業科目履修の総合判定（成績評価）は、S、A、B、C、Dの5段階の評価とする。

第2条 GP（グレード・ポイント）の取扱い：科目の総合判定に対し1単位当たり下記のグレード・ポイントを付与する。

評語	評点	判定	GP
秀 (S)	100～90点	合格	4点
優 (A)	89～80点	合格	3点
良 (B)	79～70点	合格	2点
可 (C)	69～60点	合格	1点
不可 (D)	59点以下	不合格	0点

第3条 特に指定した授業科目については合否成績評価を行い、成績評価の区分は次のとおりとする。

評語	GP
合格 (P)	—
不合格 (F)	—

第4条 他大学等で修得した学科目（単位）を認定した場合の評価はNとする。

第5条 成績評価（単位認定科目及び卒業要件とならない科目は除く。）に対して前条のグレード・ポイントを設定し、下記の計算式により平均値であるGPAを算出する。

$$GPA = \{(\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数})\} \text{の累計} / (\text{履修単位数の合計}) \text{の累計}$$

数値は、小数点第3位以下を切り捨てる。

第6条 「個人成績表」及び「成績証明書」については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「個人成績表」における授業科目及び

GPA の記載

履修登録された授業科目のすべてを記載する。不合格科目も含めてすべての学期の履修登録科目を学修履歴として残す。GPA の記載は、当該学年 GPA のみとする。

(2) 「成績証明書」の取り扱い

成績証明書は、合格（認定を含む）した授業科目についてのみ授業科目名を記載し、不合格科目は記載しない。申請時期に応じて、学年修了時もしくは卒業時の GPA を記載する。

第7条 算出された GPA は、成績不振評価基準に用いるほか、著しくポイントが低い場合は、個別に指導を行い、改善されない場合は、進路変更（退学勧告を含む。）を促す場合もある。

第8条 この規程の改廃は、各学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この取扱要領は、令和6年4月1日から施行する。

8 関西医科大学牧野キャンパス施設使用規程

(目的)

第1条 この規程は、関西医科大学牧野キャンパスの校地、施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、牧野キャンパスにおける教育、研究、その他活動が円滑に行われることを目的とする。

(施設の範囲)

第2条 この規程に定める施設は、次のとおりとする。

- (1) リハビリテーション学部棟
- (2) 牧野キャンパス内の学生食堂
- (3) リハビリテーション学部棟の学生ラウンジ
- (4) グラウンド
- (5) 体育館
- (6) クラブハウス
- (7) 牧野講堂（武道館）

- (8) 弓道場
- (9) 図書館（牧野分室）
- (10) 学生会館（友朋会館）
- (11) 前各号に掲げる施設以外の共有施設

(施設利用)

第3条 次の施設の使用については、法人学長の許可を必要とする。

- (1) グラウンド
- (2) 体育館
- (3) クラブハウス
- (4) 牧野講堂（武道館）
- (5) 弓道場
- (6) 図書館（牧野分館）
- (7) 学生会館（友朋会館）
- (8) その他共有施設

(施設使用者)

第4条 施設等を使用できる者（以下「施設使用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の関係団体
- (4) 本学が使用を許可した者及び団体

(使用の許可)

第5条 リハビリテーション学部長（以下「学部長」という。）は、施設使用者に第3条に掲げる施設以外の施設の使用を許可するものとする。

2 使用を許可された者は、許可内容に変更が生じた場合又は使用を中止する場合は、速やかにリハビリテーション学部事務部及び当該管理部署又は部門に届け出なければならない。

(使用目的及び使用優先順位)

第6条 施設等の使用目的は次の各号に掲げるとおりとし、その順位は次の各号に掲げる順位による。ただし、必要に応じて順位を変更することがある。

- (1) 本学の正課授業
- (2) 本学の行事及び公開講座
- (3) 本学の課外活動
- (4) 本学教職員が責任者として実施する会議、催し等
- (5) 前各号に掲げる目的以外の目的で学部長が

特に必要と認めたもの

(使用時間等)

- 第7条** 各施設の使用時間は、別表1のとおりとする。ただし、研究上又は業務上使用する場合は、この限りではない。
- 2 牧野キャンパス正門の開門時間は7時、閉門時間は18時とし、西門の開門時間は8時、閉門時間は21時とする。ただし、必要に応じて開門時間及び閉門時間を短縮又は延長することがある。
 - 3 使用時間外に施設等を使用する場合は、事前に使用許可願（様式第1号）をリハビリテーション学部事務部に申請し、許可を受けなければならない。
 - 4 一旦使用を許可した場合においても、本学の授業、会議、行事等により使用が必要になったときは、学部長は許可の変更又は取消しを行うことができる。

(使用不許可)

- 第8条** 施設等の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。
- (1) 選挙及び政治活動を目的とするもの
 - (2) 宗教活動を目的とするもの
 - (3) 興業を目的とするもの
 - (4) 公益に反すると認められるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育上及び管理上不適切と認められるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、以後の使用を許可しない。
- (1) 実際の使用目的が前項各号のいずれかに該当、又は許可した内容と明らかに異なることが判明した場合
 - (2) 許可条件に違反した使用が判明した場合
 - (3) 使用上の注意事項に違反した使用が判明した場合
 - (4) 周辺住民等から苦情が寄せられた場合
 - (5) 正当な理由なく、使用日の直前又は予告なしに使用を取りやめた場合

(自家用車)

- 第9条** 施設等の使用者は、自動車及びオートバイ（自動二輪及び原動機付自転車を含む。）（以下「自家用車」という。）の構内乗り入れはで

きない。

- 2 違法駐車、無断駐車等で大学又は近隣住民に迷惑をかけたことが判明した場合は、処分の対象とする。
- 3 本学の教職員は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の申請書（様式第5号）を提出し、自家用車の使用の申請を行うことができるものとする。
 - (1) 当該年度の授業計画書において、学外の場合において行うことが明記されている授業等を行う場合で、公共交通機関の利用が困難な場合
 - (2) 教員が自己の研究のため、学外の場所において試料収集等を行う必要がある場合で、公共交通機関の利用が困難な場合
 - (3) 学校訪問、実習施設訪問、就職開拓等のための企業訪問その他の大学の業務で、公共交通機関が困難な場合
- 4 学部長は前項の申請があったときは、これを許可するものとする。ただし、必要書類の提出に応じない場合又は駐車するための敷地を確保できない場合はこの限りではない。

(構内駐車)

- 第10条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用者の自家用車の臨時駐車を許可する。ただし、状況により駐車を認めないことがある。
- (1) 使用日の前日までに、所定の使用許可願（様式第4号）を提出した場合
 - (2) 突発的又はやむを得ない理由により、本学教職員がリハビリテーション学部事務部又は守衛室に駐車を願い出た場合
 - (3) 日常的集配作業又は緊急避難的に作業を行う場合
 - (4) 第9条第3項各号のいずれかに該当する場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、学部長が特に認めた場合
- 2 前項第3号の場合を除き、自家用車の臨時駐車を許可された施設使用者は、守衛室にて臨時駐車証を受け取り、自家用車のフロント部分に提示しなければならない。

3 大型車両は、長時間の駐車とならないよう注意しなければならない。

4 駐車車両に関わる損傷、盗難、事故等について、本学は一切の責任を負わない。

(自転車)

第11条 施設使用者が通学又は通勤において自転車を利用する場合は、申請書（様式第2号）により申請し、本学が発行したステッカーを自転車に貼付の上、利用しなければならない。

2 構内では自転車から下車し指定された駐輪場に駐輪しなければならない。

3 許可を受けずにやむを得ず構内に駐輪する場合は、リハビリテーション学部事務部に届出をしなければならない。

4 指定場所以外の駐輪やステッカーを貼付せず構内に2週間以上駐輪されている自転車は放置自転車として本学で処分する。

5 駐輪自転車に関わる損傷、盗難等について、本学は一切の責任を負わない。

6 違法駐輪、無断駐輪等で大学又は近隣住民に迷惑をかけたことが判明した場合は、懲戒処分の対象とする。

(鍵の取扱い)

第12条 本学の施設に係る鍵の管理を行う部署は、別表2の通りとする。ただし、日常的な鍵の借受けは、牧野キャンパスの警備員に委嘱し、同警備員は定期的に当該鍵の管理を行う部署へ借受け状況を報告しなければならない。

2 鍵の貸与を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 鍵の保管に細心の注意を払い、転貸を行わないこと。

(2) 鍵の複製はしないこと。

(3) 鍵を紛失又は棄損した場合は、直ちにリハビリテーション学部事務部に届出をし、新たな鍵の作成に必要な経費を負担しなければならない。

(4) 鍵の貸与を受けた者は、施設の使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

(喫煙)

第13条 牧野キャンパスの校地及び施設内にお

ける喫煙は、一切禁止する。

2 施設使用者は、校地及び施設外で喫煙する場合であっても、喫煙を許可された場所以外で喫煙を行わないようにし、近隣住民等からの苦情申立のないようにしなければならない。

(改変、飼育等)

第14条 施設使用者は、耕作、植栽及び動物等の飼育並びに施設、設備、機器、備品等の改変をしてはならない。ただし、耕作、植栽及び動物等の飼育については、本学の許可を受けた場合はこの限りではない。

(凶器類等の持ち込み禁止)

第15条 施設使用者は、凶器及び凶器に類するもの並びに危険物（火器類、ガソリン、危険物等）を持ち込んで서는ならない。ただし、正当な理由があつて使用する物品で、事前に本学の許可を受けた場合は、この限りではない。

(営利活動の禁止)

第16条 牧野キャンパス内における営業活動は、原則禁止する。ただし、本学の許可を受けた場合はこの限りではない。

2 牧野キャンパス内における入場料又は強制的な寄附を徴収する催し物は、原則禁止する。

(展示又は掲示)

第17条 施設使用者が、牧野キャンパス内で展示又は掲示をしようとするときは、本学の許可を受けなければならない。また、指定した場所以外に展示及び掲示をしてはならない。

(印刷物及び物品の配布)

第18条 施設使用者が、牧野キャンパス内で印刷物又は物品を配布しようとするときは、本学の許可を受けなければならない。

(拾得物の届出)

第19条 牧野キャンパス内において、金銭又は物品を拾得した者はその金銭又は物品をリハビリテーション学部事務部（時間外は守衛室）に届け出なければならない。

(禁止行為)

第20条 牧野キャンパス内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 教職員への面会強要

(2) 示威又は喧騒にわたるような行為

- (3) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとすること。
- (4) 喫煙
- (5) 飲酒（ただし、学会等の開催に伴うもので学部長から許可を受けた場合は、この限りでない。）
- (6) 学部長の許可を受けない火気の使用
- (7) 学部長の許可を受けない電気を使用する機器の使用
- (8) 塵芥等廃棄物、有害廃棄物等を所定の場所以外の場所又は所定の容器以外の容器に棄てること。
- (9) 所定の場所以外の場所での自家用車の運転又は放置
- (10) 通行の妨害になるような行為
- (11) 施設を汚損し、損壊し、又は本学の秩序を乱す恐れがあると認めて学部長が禁止をする行為

(その他使用上の注意事項等)

第21条 施設使用者は、施設等の使用において次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用申込書等に記載した目的外の用途に使用しないこと。
- (2) 設置されている機器、備品等をみだりに移動しないこと。
- (3) 騒音等による学内外への迷惑行為をしないこと。
- (4) 施設から退出するときは、確実に施錠及び消灯をすること。
- (5) 使用にあたっては、事故が発生しないように十分留意すること。
- (6) 施設等を使用した後は、元の状態に復すること。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、本学が指示した事項を厳守すること。

(学内の利用)

第22条 第4条第1号から第3号までに定める施設使用者が主催する会議等で施設等を使用する場合は、願出により使用を許可することができる。

2 施設使用は、正課及び学校行事を優先する。

ただし、正課であっても授業時間割に定めた時間及び場所以外を使用するときは、事前に使用申込書兼許可証（様式第3号）をリハビリテーション学部事務部に提出し、許可を受けなければならない。

3 第1項により許可を受けた場合は、原則として使用料は徴収しない。ただし、特別な理由により本学の許可を得て入場料等を徴収する場合又は本学の施設等の管理委託契約外の日時に使用する場合は、所定の使用料を徴収することができる。

(学外者の利用)

第23条 第4条第1号から第3号までに定める施設使用者以外の者が本学の施設等の使用を願出たときは、本学の授業、行事等に支障のない範囲で貸出しを許可することができる。

2 第4条第1号から第3号までに定める施設使用者以外の者に貸出す場合は、所定の使用料等を徴収する。ただし、施設使用者から申出があり学部長が認めた場合は、使用料等の一部又は全部を減免することができる。

(使用管理部署又は部門)

第24条 施設等の使用管理を行う部署又は部門については、別表3の通りとする。

(弁償)

第25条 施設使用者が、施設等を滅失、汚損、破損等した場合には、復旧のための費用を弁償しなければならない。

(宿泊の禁止)

第26条 宿泊施設以外の場所での宿泊は禁止する。ただし、学部長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(退去及び撤去)

第27条 次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、施設使用者に対して使用許可の取消、使用の中止若しくは変更又は入構を拒否することができる。なお、すでに施設使用者が入構している場合には、学部長は退去及び物件の撤去を命じ、命令に従わない場合は、強制的な措置をとることができる。

- (1) 施設使用者がこの規程に違反し学部長の指示に従わないとき。

- (2) 施設等を汚損又は破損する恐れがあり施設等の管理上不適当であると認めるとき。
- (3) 人的危害発生の恐れがあるとき。
- (4) 騒音等により近隣住民に迷惑をかける恐れがあるとき。
- (5) 緊急に本学で使用する必要が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、使用が適当でない認められるとき。

(雑則)

第28条 この規程に定めのない事項については、学長の判断により処理する。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、リハビリテーション学部教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (施設使用時間)

施設名	使用時間
リハビリテーション学部棟	7時30分～20時30分
学生食堂	11時30分～14時
学生ラウンジ	7時30分～20時30分
グラウンド	8時50分～20時30分
クラブハウス	8時50分～20時30分
体育館	8時50分～20時30分
牧野講堂(武道館)	8時50分～20時30分
弓道場	8時50分～20時30分
学生会館(有朋会館)	8時～20時 (土曜は17時迄)
図書館(牧野分室)	9時～17時00分

別表2 (鍵の管理)

施設名	鍵の管理部署又は部門
リハビリテーション学部棟	リハビリテーション学部事務部
学生食堂	
体育館	
牧野講堂(武道館)	
弓道場	
クラブハウス	
学生会館(有朋会館)	附属図書館(本館)
図書館(牧野分室)	

別表3 (施設の使用管理)

施設名	使用管理部署又は部門
リハビリテーション学部棟	リハビリテーション学部事務部
学生食堂	
学生会館(有朋会館)	
体育館	医学部事務部学生課
牧野講堂(武道館)	
弓道場	
クラブハウス	
図書館(牧野分室)	附属図書館(本館)

様式第1号～第5号(略)

9 関西医科大学牧野キャンパス学生施設使用規程

(目的)

第1条 この規程は、関西医科大学牧野キャンパスの学生施設(以下「学生施設」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の範囲)

第2条 この規程に定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 牧野講堂(武道館)
- (3) 弓道場

(管理責任者)

第3条 学生施設の使用の管理責任者は、医学部学生部長とし、その管理及び運営に関する事項を管掌する。

(運営協議会)

第4条 学生施設の円滑な運営を図るため学生施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置き、管理責任者がこれを招集する。

- 2 協議会は、合同学生部長会議の構成員をもって組織し、協議する。
- 3 協議の内容により必要と認められる場合は、前項以外の者の出席を要請することがある。

(使用者)

第5条 学生施設を使用できる者は、本学の学生・職員及び管理責任者が適当と認めたとする。

(用途)

第6条 学生施設は、次の用途に使用するものと

する。

- (1) 正課体育実技（但し、弓道場を除く。）
- (2) 課外体育活動
- (3) 本学の主催する行事
- (4) 前各号に掲げる用途のほか、管理責任者が
適当と認めた行事

(使用)

第7条 学生施設の使用は、原則として登学日とする。日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、大学の定める休業日に使用する際は、1週間前までに医学部事務部学生課へ願い出て、許可を受けなければならない。なお、開館時間は原則として午前8時50分から午後8時30分までとする。

(順守義務)

第8条 学生施設を使用する者は、別に定める使用心得を順守しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者が故意または重大な過失により施設または備品等を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第10条 使用者が本規程に定める順守事項に違反した時は、使用の許可を取り消すことがある。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、合同学生部長会議の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行日をもって、関西医科大学体育館使用規約、関西医科大学牧野講堂（武道館）使用規約、関西医科大学弓道場使用規約は廃止する。

10 関西医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

1. 制定目的

ソーシャルメディアは、多くの個人や企業、団

体が一般的に利用するツールになりました。マスクミを通じては得られないリアルタイムの生きた情報を自由にやりとりすることができ、企業のみならず大学や病院にとっても有効な広報手段となる可能性がある情報媒体です。

他方でソーシャルメディア利用には、手軽さや匿名性などの特性から、発信者が意図しないまま著作権などの知的財産権を侵害したり、個人情報や機密情報を漏洩するなどの様々なリスクが潜んでいます。場合によっては、その影響は発信者の周囲のみならず、学校法人関西医科大学（以下「本学」という。）、さらには社会全体にも及ぶことがあります。

このためこの度、本学の教職員、研修医及び学生等が順守すべきルールに基づいて自覚と責任をもってソーシャルメディアを利用・活用していただくために、本ガイドラインを制定しました。

2. 定義

ソーシャルメディアとは、ブログ、電子掲示板、SNS、動画共有サイトなど、インターネット上のサービスを利用して、利用者が情報発信、あるいは相互に情報交換することができる情報伝達媒体をいいます。

SNSとは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトです。代表的なものとしては、Facebook、X（旧Twitter）、LINE、Instagram、TikTokなどがあります。

3. 適用範囲

このガイドラインは、本学在籍の教職員、研修医及び学生等が、公私を問わずソーシャルメディア上で情報を発信する場合に適用します。

4. ソーシャルメディア利用の基本原則

ソーシャルメディアを利用する際は、下記の事項や視点を十分順守、留意する必要があります。

(1) 法令順守

日本国の法令を順守しましょう。とくに著作権など知的財産権に関する法令や個人情報保護法に抵触しないよう留意しましょう。

(2) 人権尊重

ソーシャルメディアの匿名性を悪用し、他人を傷つけたり基本的人権を侵害するような情報

を発信しないようにしましょう。

(3) プライバシーの保護

ソーシャルメディア上に発信された情報は削除困難です。投稿内容や公開範囲を確認するなど、自分自身や他人のプライバシーに関する情報発信には最大限の注意を払いましょう。

(4) 守秘義務、機密情報の扱い

教職員、研修医及び学生等が職務上あるいは学生生活で知り得た情報の中には、機密情報、守秘義務を伴う情報が含まれる場合が少なからずあります。自分が発信する情報にそのような情報が含まれていないか常に注意しましょう。

(5) 社会的常識や品位ある言葉遣い

乱暴な言葉づかい、わいせつな内容など、閲覧者を不快にさせる表現は慎みましょう。

(6) 正確な情報発信

不確定な情報発信は、発信者が意図しない社会的混乱を招くことがあるので、情報源をしっかりと確認しましょう。ましてや意図的に虚偽情報を発信することは絶対に許せません。

(7) 本学の一員であることの自覚

私的なソーシャルメディアの利用であっても、場合によっては、本学の名誉や信頼の低下につながるという自覚をもって利用しましょう。

5. ガイドライン違反へ罰則

本ガイドラインに違反した場合、その内容を踏まえ、本学就業規則、学則、学生懲戒規程等により、厳正に対処します。

6. ガイドライン管理窓口 (ガイドライン違反対応窓口)

本ガイドラインに違反すると思われる情報に接したり、発見した場合は、下記区分に応じてそれぞれの窓口ご連絡してください。下記窓口にて、内容を判断し、必要に応じて発信者またはサイト管理者に対して、情報の削除、アカウントの停止又は廃止を依頼することがあります。

区分	大学・法人	附属医療機関
教職員 (研修医を除く)	総務部総務課	各病院の庶務部門
研修医	—	卒後臨床研修センター
学生	<ul style="list-style-type: none"> ・医学部： 医学部事務部学生課 ・医学研究科： 医学部事務部大学院課 ・看護学部および看護学研究科： 看護学部事務部学務課 ・リハビリテーション学部および生涯健康科学研究科： リハビリテーション学部事務部学務課 	—

11 関西医科大学リハビリテーション学部 学生給付奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、関西医科大学（以下「本学」という。）に在学するリハビリテーション学部学生に対し、奨学金を給付し、学業を奨励させることを目的とする。

(給付奨学生の資格)

第2条 奨学金の給付をうけ得る学生（以下「給付奨学生」という。）は、人物性行が良好な者で、1～3学年次の成績優秀者を対象とし、翌年度給付する。

(給付奨学生の数)

第3条 給付奨学生となる者は、各学年5名とする。

(給付期間)

第4条 給付期間は、1カ年とし、前年度に決定した給付奨学生に対し翌年度に給付するものとする。

(年度給付額)

第5条 年度給付額は、月額5万円、年間60万円とする。

(出願手続)

第6条 給付奨学金を受けようとする学生は、所定の期日までに次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) リハビリテーション学部学生奨学金給付願（以下「給付願」という。）（様式第1号）。
- (2) その他本学が必要と認めるもの。

2 出願は毎年1回とし、4月11日から4月30

日までの間とする。ただし、本学の事情により変更することがある。

(給付奨学生の選考・決定)

第7条 大学は前条の出願があった者の内、各学年の上位の者から審査を行い、各学年上位5名の者をもって、リハビリテーション学部学生委員会及びリハビリテーション学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 給付奨学生の決定は、原則として毎年6月に行う。

(承諾書の提出)

第8条 給付奨学生に決定したときは、当該学生は直ちに承諾書（様式第2号）を大学に提出しなければならない。

2 決定通知後、2週間を経て承諾書を提出しない者は、給付奨学生を辞退したものとみなす。

(給付)

第9条 奨学金は原則として毎月一定日に給付するものとし、特別の事情あるときは2カ月以上を合わせて給付することができる。

2 給付奨学生は、奨学金を受け取るとき、所定の受領証を提出しなければならない。

(給付の停止)

第10条 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合には、リハビリテーション学部学生委員会及びリハビリテーション学部教授会の議を経て、学長が給付の適用を停止する。

- (1) 休学となったとき。
- (2) 学業成績が不良のとき。
- (3) その他、給付奨学生として適当でないと認められたとき。

(給付の返還)

第11条 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合には、リハビリテーション学部学生委員会及びリハビリテーション学部教授会の議を経て学長は給付の適用を停止し、給付奨学生に対し、給付額の全額の即時返還を求めるものとする。

- (1) 退学又は除籍となったとき。
- (2) 学則による懲戒処分を受けたとき。
- (3) 学年終了時に使用報告書を提出しないと

き。

(4) その他、給付奨学生として適当でないと認められたとき。

(給付の取消)

第12条 給付奨学生が給付願及び提出書類に虚偽の記載を行ったときは、給付を取消する。

(併給)

第13条 給付奨学生は、他の奨学金を受給することができる。

(所管)

第14条 この事務に係る所管は、リハビリテーション学部事務室とする。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号・第2号（略）

12 関西医科大学リハビリテーション学部 学生貸与奨学金規程

(総則)

第1条 この規程は、関西医科大学（以下「本学」という。）に入学したリハビリテーション学部学生に係る貸与奨学金（以下「本奨学金」という。）に関する事項について定めるものとする。

(本奨学金の目的)

第2条 本奨学金は、リハビリテーション学部学生（以下「学部生」という。）に対し、その修学を援助することを目的として貸与する。

(貸与対象者)

第3条 本奨学金は、2学年から4学年までの学部生のうち、入学後の天災、生計維持者の不慮の事故又は家計収入の事情等により学資の支弁が困難になった、学業成績及び人物性行の良好な者を対象として審査を経て貸与する。

(学資支弁困難の基準)

第4条 前条にいう学資の支弁が困難な程度の基

準は、当該年度の日本学生支援機構奨学金の家計収入基準を参考にして決定する。

(申込手続)

第5条 本奨学金の貸与を希望する学部生は、所定の願書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付のうえ、学生部長を経て学長に願い出るものとする。

- (1) 生計を一にする親族のうち、収入のある者すべての次に掲げる所得証明書
イ 給与収入のみの者の場合、事業所発行の源泉徴収票
ロ 所得税の確定申告を必要とする者の場合、同申告書（控）又は税務署の納税証明書
- (2) 特殊事情がある場合、その事由を証明するもの

(選考・貸与の決定)

第6条 前条の願書の提出を受けたときは、リハビリテーション学部学生委員会が当該学部生の実情を詳しく調査し、審査及び選考した上、リハビリテーション学部教授会へ報告する。

2 本奨学金の貸与は、前項の報告を受けたりハビリテーション学部教授会の審議を経て学長が決定する。

(貸与期間)

第7条 本奨学金の貸与期間は、原則として1カ年単位（4月から翌3月まで）とし、事由の継続する場合は、更新することができる。

(貸与の休止)

第8条 本奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、本奨学金の貸与を休止することができる。

- (1) 休学したとき。
- (2) 学業成績が不良となったとき。
- (3) 関西医科大学学則に違反する行為があったとき。

(貸与の再開)

第9条 前条により本奨学金の貸与を休止された奨学生が、その事由が解消され願い出たときは、本奨学金の貸与を再開することができる。

(貸与の取消)

第10条 奨学生が退学、除籍、その他本学の学籍を失ったときは、本奨学金の貸与を取り消す。

(本奨学金交付手続)

第11条 本奨学金の貸与の決定を受けた者は、連帯保証人（2名）連署の所定の借用証書（様式第2号）その他必要書類を指定期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、本人と連帯して本奨学金償還の義務を負うものとする。
- 3 必要事項の完備された第1項の必要書類を提出した者に対し、本学は指定期日に本奨学金を交付する。
- 4 本奨学金の貸与の決定を受けた者が手続上の不備等により前項の指定期日に本奨学金の交付を受けず、なお1カ月を経過した場合は、本奨学金の貸与を取り消すことがある。

(貸与額)

第12条 本奨学金の貸与額は、当該奨学生が本学に納入すべき授業料、実験実習費及び施設設備費の年間合計額以内とする。

(貸与の方式)

第13条 本奨学金は、当該奨学生が指定する銀行等の口座へ一括して振り込む方式により貸与する。

(返済方法)

第14条 貸与を受けた本奨学金の返済は、卒業までの間は元金据え置きとし、卒業後10年間の年賦支払の方法により行うものとする。この場合において、年賦支払額は所定の返済カード（様式第3号）に基づき、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 元金については均等割額
 - (2) 利息については第16条に定める利率により算出された金額
- 2 前項の年賦支払額は毎年12月末日までに本学指定の金融機関に払い込むものとする。
 - 3 前各項の規定にかかわらず、返済期間内において事情により繰り上げ返済することを妨げないものとする。
 - 4 退学、除籍、その他本学の学籍を失った者

は、本学が指定する期間内に貸与された本奨学金の全額を一括返済しなければならない。

- 5 第1項に定める返済期間内において返済を2カ年以上延滞したときは、延滞のその日に期限の利益を喪失し、本奨学金の残余元金額及び同金員に対し、期限の喪失日の翌日から完済に至るまで年6.0%の割合による遅延損害金を付加して一括返済しなければならない。

(返済猶予)

第15条 奨学生であった者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、前条の定めにかかわらず、その期間中、所定の返済猶予願（様式第4号）による願出により本奨学金の返済を猶予することがある。

- (1) 本学大学院に在学しているとき。
- (2) 前号に掲げる期間のほか、学長が返済猶予を必要と認めた期間

(利子)

第16条 本奨学金の利子は、第14条第1項に定める元金据置期間中及び前条に定める返済猶予期間中は無利子とし、返済開始後は年利3.0%とする。

(遅延損害金)

第17条 本奨学金の返済を2カ年以上延滞したときは、遅延損害金を徴収する。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、その延滞している年賦支払額（利息を除く。）に対し、延滞している期間が1カ年を超えるごとに年6.0%の割合を乗じた金額とする。

(届け出)

第18条 本奨学金の貸与を受けた本人及びその連帯保証人が改姓した又は住所に変動があった場合には、所定の住所確認カード（様式第5号）により直ちに届け出なければならない。

(所管)

第19条 本規程に係る事務の所管は、リハビリテーション学部事務室とする。ただし、当該奨学生への本奨学金振込、償還金の回収及び利子の受け入れに関する入金管理は、財務部経理課と連携して行う。

附 則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号～第5号（略）

13 関西医科大学学生自治会会則

第1章 総則

第1条 本会則は、関西医科大学学生自治会（以下、「本会」という。）の活動について、必要な事項を定める。

第2条 本会は、関西医科大学学生の自治により、学生の自主性を尊重するとともに学生相互の密接な協力をもって学問の発展及び充実した学生生活をより向上させることを目的とする。

第3条 本会は、関西医科大学学部学生全員（以下「会員」という。）をもって構成する。

第4条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本会の活動により生ずる利益を平等に受けること。
- (2) 本会の委員を選挙し、かつ委員に選出されること。
- (3) 本会のあらゆる活動に参加し、自由に意見を述べること。
- (4) 執行部役員をリコールすること。

第5条 会員は次の義務を有する。

- (1) 本会の機関の決定に従うこと。
- (2) 会費を納入すること。

第6条 本会は第2条の目的を達成するために次の機関を置く。

- (1) 執行部
- (2) 中央執行委員会
- (3) 自治委員会
- (4) クラス会
- (5) 監査局
- (6) キャプテン会
- (7) 体育会、文化会、同好会、サークル

第7条 前条に定める機関の議長は原則としてその都度選出する。

第8条 委員の任期は1年とし、原則として4月に改選する。

第9条 各機関の会議は原則として公開とする。

第10条 何人も正当な自治活動を妨げてはならない。

第2章 執行部

第11条 執行部は中央執行委員会の決議事項を執行する他、次の事項を審議する。

- (1) 中央執行委員会で審議議決すべき事項。
- (2) 自治会執行部予算案。
- (3) 学外大会への代表者派遣。
- (4) その他の事項。

第12条 執行部には次の役員を置くことができる。

- (1) 自治委員長
- (2) 書記局長
- (3) 会計局長
- (4) 広報部長
- (5) 渉外部長
- (6) 教務委員長
- (7) 厚生委員長
- (8) 総務委員長
- (9) 文化会会長
- (10) 体育会会長
- (11) 各学年クラス代表

2 前項の委員は、原則として各1名とする。

第13条 自治委員長は、クラス委員の投票によりクラス代表の中から選出する。

第14条 自治委員長は自治会を代表し、執行の一切を総括し、決議事項の一切を執行処理する責任を負う。

第15条 自治委員長に事故ある場合の代行者はあらかじめ選出する。

第16条 書記局長は全学年クラス委員書記から互選で選出する。書記局長は自治会の事務取り扱いの一切の責任をもつ。

2 前項についての詳細は、別に定める。

第17条 会計局長は全学年クラス委員会計から互選で選出する。会計局長は自治会の会計の一切の責任をもつ。

2 前項についての詳細は、別に定める。

第18条 広報部長は全学年クラス委員広報から互選で選出する。広報部長は自治会の広報活動の一切の責任をもつ。

2 前項についての詳細は、別に定める。

第19条 渉外部は自治会委員長を除くクラス代表で構成され、その中から互選で渉外部長を選出する。渉外部長は自治会の学外活動に関し一切の責任をもつ。

2 前項についての詳細は、別に定める。

第20条 教務委員長は全学年クラス教務委員から互選で選出する。教務委員長は大学の教育環境の充実のため活動を企画しそれを行う。

2 前項についての詳細は、別に定める。

第21条 厚生委員長は全学年クラス厚生委員から互選で選出する。厚生委員長は自治会の施設、生活環境の充実のため活動を企画しそれを行う。

2 前項についての詳細は、別に定める。

第22条 総務委員長は全学年クラス総務委員から互選で選出する。総務委員長は自治会に関する管理・運営・連絡調整について一切の責任をもつ。

2 前項についての詳細は、別に定める。

第23条 文化会会長は自治会の諸文化活動を企画しこれを行う。

2 前項についての詳細は、関西医科大学学生自治会文化会会則に定める。

第24条 体育会会長は自治会の諸体育活動を企画しこれを行う。

2 前項についての詳細は、関西医科大学学生自治会体育会会則に定める。

第25条 クラス代表はクラス運営に一切の責任をもつ。

第26条 執行部内にクラス代表者会議を置き、各クラスでの問題を討議し、解決をはかる。

2 執行部で行った緊急事項は執行後、中央執行委員会の承認を得なければならない。

第27条 執行部役員は正当な理由なくして解任されることはない。

第3章 中央執行委員会

第28条 中央執行委員会は常置の運営機関であり、最高の議決機関である。

第29条 中央執行委員会は第12条に定める役員、体育会及び文化会役員をもって構成される。

第30条 中央執行委員会は前条に定める委員を

もって開催し、当該年度の事業計画、予算並びに決算、その他の事項を審議・策定する。

第31条 中央執行委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上の同意をもって議決する。

第32条 監査局は全学年クラス委員監査員で構成され、その中から監査局長を互選で選出する。監査局は自治会の選挙の執行管理を行い、あらゆる会計の監査を行う。監査局長はその一切の責任を負う。

2 前項についての詳細は、別に定める。

第33条 体育会、文化会の役員会については別に定める。

第4章 自治委員会

第34条 自治委員会は常置の運営機関であり、クラス委員の指名した委員及び各クラブキャプテンを含み構成する。

第35条 自治委員会には次の機関を置くことができる。

- (1) 書記局
- (2) 会計局
- (3) 広報部
- (4) 教務委員会
- (5) 厚生委員会
- (6) 総務委員会
- (7) 渉外部
- (8) キャプテン会

第36条 前条の各部局はそれぞれ運営委員長を置く。運営委員長は中央執行委員会の議決に従って運営する。

2 前条に定める機関の事務分掌は以下のとおりとする。

- (1) 書記局は自治会の事務取り扱い、書類の管理、備品の管理を行う。
- (2) 会計局は全自治会活動の会計を行い、予算案の作成及び決算を行う。
- (3) 広報部は全自治会活動の広報活動を行う。
- (4) 教務委員会は大学の教育環境の充実のため活動する。
- (5) 厚生委員会は大学の施設、生活環境の充実のため活動する。
- (6) 総務委員会は自治会の円滑な運営のため連

絡調整等を行う。

(7) 渉外部は学外団体や他大学との交渉、協議などに参加し、外部との交流を深める。

(8) キャプテン会は各クラブ間の意見調整及びクラブの設立、廃止を審議する。

(9) 書記局と広報部の下に出版部を置き、自治会発行の全書籍を編集、発行、分配する。

第5章 クラス会

第37条 クラス会はクラス全員をもって構成する。

第38条 クラスの運営は各クラスの自主と責任において行う。ただし、本会会則に反してはならない。

第39条 クラス会は中央執行委員会の審議事項をクラス委員の報告に基づき審議する。

第40条 クラス委員は、クラス全員の互選により選出する。クラス委員は、クラス会の運営を担当する。

第41条 クラス委員として次の役員を選出することができる。

- (1) クラス代表（1名）
- (2) 書記
- (3) 会計（1名）
- (4) 広報
- (5) 教務委員
- (6) 厚生委員
- (7) 総務委員
- (8) 監査員（1名）

2 前項1号から7号の役員は立候補優先の選挙により選出する。立候補者がいない場合は、推薦投票により決定する。

3 前項8号の役員はクラス全員による指名推薦投票により選出する。

4 自治委員長に選出された者は、無条件にクラス代表になるものとする。

5 選挙に関する詳細は別に定める。

第42条 前条に定める委員の任期は一期1年とし、原則として1月に改選する。

第6章 体育会

第43条 体育会については、関西医科大学学生自治会体育会会則に定める。

第7章 文化会

第44条 文化会については、関西医科大学学生自治会文化会会則に定める。

第8章 その他

第45条 自治会の経費は自治会費及び寄付をもってこれに充てる。

第46条 会費は1カ年6,000円とする。

2 会員は、所定の会費を前期授業料とともに納入する。ただし、新入生は入会金として、別に入學時に4,000円を納入する。なお、1年間休学する者は、当該年度の会費を免除する。また、1年の半分以上を休学する者は、当該年度の会費の半分以上を免除する。

第47条 自治会経費は自治会執行部予算及び各クラブ費に充て、入会金は自治会基本金として積み立てる。

2 自治会基本金の運用は中央執行委員会が決定する。

第48条 自治会の予算は執行部で原案を作成し、中央執行委員会で決議承認する。

第49条 各年度の余剰金は翌年度の収入に繰り越す。

第50条 自治会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第51条 予算は、自治委員長及び会計監査の承認を経て支出する。

第52条 会計に関する一切の書類は会員の要請に基づき公開する。

第53条 会計監査は原則として毎年度末に行う。

2 監査局は出納に関して不正を認めた場合、勧告しそれを補正させることができる。又、会計監査員は次の処分をすることができる。

(1) 始末書を提出させ、翌年の予算配分の参考とする。

(2) 一部又は全額を返金させる。

第9章 補則

第54条 本会則の改廃は、中央執行委員会の決議を経て行う。

第55条 新入生のクラス委員選挙は原則として4月に行う。

第56条 執行部のリコールについては次のとおり定める。

(1) 会員の3分の2以上のリコール請求によって成立する。

(2) リコール請求動機は、60名以上の連名によって監査局内の選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会はそれを受理し、執行部の信任、不信任の投票を管理執行しなければならない。

第57条 クラス委員のリコールについては次のとおり定める。

(1) クラス会構成員の3分の2以上のリコール請求によって成立する。

(2) リコール請求動機は、10名以上の連名によってクラスの監査員に提出し、クラスの監査員はそれを受理し、クラス委員の信任、不信任の投票を管理執行しなければならない。

第58条 自治会諸機関の規約、会則、細則は本会則に沿って、諸機関内で改定することができる。改定した場合は、執行部に提出し、承認を受けなければならない。

附 則

本会則は、令和3年12月20日から施行する。

14 関西医科大学学生の報奨及び表彰制度に関する規程

(目的)

第1条 当規程は、本学学生が学生生活を充実させるための励みとすることを目的とし、クラブ活動、社会活動、文化活動などに優れた成果を挙げるなど本学学生の模範となる学生を報奨及び表彰する制度について定める。

(名称)

第2条 当制度を総称して、関西医科大学学長賞という。表彰は「クラブ活動賞」、「社会活動賞」、「文化活動賞」その他とする。

(対象者)

第3条 報奨及び表彰の対象者は、本学学生で、クラブ活動、社会活動、文化活動などで優れた成果を挙げた者、その他学長が特別に認めた者とする。

(対象期間)

第4条 対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(推薦者)

第5条 対象者の推薦は、クラブ顧問、クラスアドバイザー、クラス担任、その他教員及び学生による推薦を原則とする。

(推薦期間)

第6条 推薦者は、第4条に定める期間に報奨及び表彰に相応しいと考える成果を挙げた者を、推薦年度の4月末日までに推薦する。

(推薦方法)

第7条 推薦者は、所定の用紙に推薦理由とその証明となるもの等を添付し、各学部事務部学生課もしくは学務課に提出する。

(審査委員会)

第8条 提出された書類を審査するため、関西医科大学学長賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 各学部学生部長
- (2) 各学部事務部長・事務長

3 審査委員会の長は医学部学生部長とする。

(選考方法)

第9条 審査委員会は書類審査及び選考のための審議を行い、表彰対象者とその理由について、学長決裁のうえ、各学部の教授会で報告する。

(表彰)

第10条 表彰は、学長から行う。表彰にあたっては、表彰状及び副賞を贈呈する。

(公表)

第11条 表彰の結果は、学内掲示板などで発表する。

(事務)

第12条 本規程に関する運営事務は、医学部事務部学生課において行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、合同学生部長会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

15 関西医科大学ハラスメント防止に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、関西医科大学就業規則（以下「就業規則」という。）3-1-11の規定に基づき、学校法人関西医科大学（以下「本学」という。）に所属する職員、学生及び関係者等（以下「職員等」という。）のハラスメントを防止する上で遵守すべき事項、及びハラスメント問題が生じた場合に適切に対応するための必要事項を定め、人権に配慮した公正、安全、快適な修学、教育、研究及び職場環境を保障し、維持することを目的とする。なお、本規程でいう職員とは、就業規則1-2-1の規定による職員だけではなく、役員、嘱託職員、臨時職員及び派遣労働者も含むものとし、本規程でいう学生とは、学部生及び大学院生をいうものとする。

(ハラスメントの定義)

第2条 本規程におけるハラスメントの定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) パワーハラスメントとは、職場における優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境及び研究環境（以下「就業環境等」という。）を害することをいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。
- (2) セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する職員又は当該職員の周囲の職員の拒絶、抗議等の対応に対して、当該職員の労働条件等に関して不利益を与えること、又は性的な言動により職員等の就業環境や修学環境を害することをいう。この場合、相手側職員の性的指向又は性自認の状況は関係なく、また、異性に対する言動だけで

なく、同性に対する言動も該当するものとする。

(3) アカデミックハラスメントとは、教育又は研究の場において、優位な力関係の下で、あるいは地位や権限を不当に利用するなどして、教育、指導又は意見の適正な範囲を超えて精神的及び身体的苦痛を与え、相手側職員等の就業、研究又は修学の環境又は意欲を阻害するものをいう。

(4) 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントとは、職員等の妊娠、出産、育児、介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、職員等の就業又は修学環境等を害すること、並びに妊娠、出産等に関する言動により女性職員等の就業環境又は修学環境を害することをいう。

(5) その他のハラスメントとは、前各号に掲げる事項のほか、職員等が、他の職員等に対して不適切な言動を行うことにより、就業、研究、修学に関する環境又は意欲を阻害し、又は不快感、精神的苦痛、身体的苦痛等を与えるものをいう。

2 前項に規定するハラスメントに該当する具体的な言動については、「関西医科大学ハラスメント防止に関する細則」に別途定める。

(ハラスメント防止上の遵守事項)

第3条 すべての職員等は、他の職員等を業務遂行上又は修学上の対等なパートナーとして認め、職場及び大学内（以下「職場等」という。）における健全な秩序及び協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、職場等において前条に規定するハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

2 本学の職員等は、本学以外の者に対しても、ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

(相談体制)

第4条 ハラスメントに関する相談及びハラスメントに起因する苦情の申立（以下「相談等」という。）に対応するため、学内にハラスメント相談窓口（以下「学内相談窓口」という。）を置く。

2 学内相談窓口は、法人事務局にあっては総務部総務課、健康管理部（相談室を含む。）、医学部事務部学生課、クラスアドバイザー、看護学部事務部学務課及びリハビリテーション学部事務部学務課とする。また、附属の病院にあっては、事務部管理課又は総務課（総合医療センターは事務部人事課）とする。

3 学内の相談担当者は、前項の学内相談窓口の課長職の職員（クラスアドバイザーを除く。）とする。

4 学内の相談担当者が当事者となる場合、相談者は一時的に他の学内相談窓口で相談等できるものとする。

5 法人事務局人材開発部職員研修課長は、必要に応じて相談担当者をサポートし、適切なアドバイスをを行う。

6 学外に、本学があらかじめ定める相談窓口（以下「学外相談窓口」という。）を置く。学外相談窓口に関する事項は、別に定める。

(相談担当者の任務)

第5条 相談担当者の主な任務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 相談人からハラスメントに関する相談等を受けた場合は、学内外の相談窓口の選択について相談人に意思確認を行う。

(2) 相談人が学内相談窓口を希望したときは、当該相談窓口を所管する事務部長（事務長を含む。以下「事務部長等」という。）に、相談等の内容を報告するとともに、事務部長等が行う事情聴取に協力するものとする。

(3) 前条第4項による相談を受け付けた場合は、事務部長等に対応を相談する。

(4) 必要に応じて相談人に助言を行う。

(5) 第9条に規定する調査委員会から当該事案に関する問い合わせがあった場合は、収集した情報を調査委員会に提出する。

(事務部長等の任務)

第6条 事務部長等は、相談担当者から前条第1項第2号の報告を受けた場合、相談者、被相談者及び関係者から事情聴取を行うとともに、被相談者及び関係者への指導、助言及び関係改善のあっせんを行い、解決しないときは部署長に

報告するものとする。

- 2 事務部長等は、相談担当者から前条第1項第3号の報告を受けた場合、適切な臨時の学内相談窓口について部署長と協議する。
- 3 事務部長等は、前項の協議の後、次条第2項の規定により決定された臨時の学内相談窓口となる事務部門に、相談等の案件を引き継ぐものとする。

(部署長の任務)

- 第7条** 部署長は、事務部長等から前条の報告を受けた場合、被相談者及び関係者への指導、助言及び関係改善のあっせんを行い、解決しないときは次条に規定するハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を開催するものとする。
- 2 部署長は、前条第2項による協議の結果、相談者が自らの部署の職員である場合は、当該部署内の学内相談窓口以外の事務部門を臨時の学内相談窓口として定めるとともに、相談者が他部署の職員である場合は、人事担当理事に当該他部署の臨時学内相談窓口を決定するよう求めることができる。
 - 3 部署長は、第9条に定める調査委員会の調査の結果、必要に応じて、被相談者への指導や相談者との仲裁、さらには再発防止策を講じなければならない。

(調査委員会の構成等)

- 第8条** ハラスメントの事実関係を調査する調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 部署長
 - (2) 事務部長等
 - (3) 学内相談窓口の課長職等の職員（相談担当者）
 - (4) 相談人の直属長
 - (5) 相談人の直属管理職者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、調査委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 調査委員会の委員長は、前項第1号の委員をもってあてる。
 - 3 委員長は、必要のあるときに調査委員会を開催し、議長となる。

- 4 第1項に規定する委員が当該調査事案の関係者である場合は、当該調査事案を審議する委員から外れるものとし、委員長は適当とする代替の委員を指名するものとする。
- 5 調査委員会は、委員（委員長を除く。）の4分の3以上の出席により成立し、議決は出席委員の4分の3以上による。
- 6 調査委員会の事務局は、第1項第3号の委員又は同項第1号の部署長が指名する者が担当する。

(調査委員会の任務)

- 第9条** 調査委員会の主な任務は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 当該調査事案に関し、下記のハラスメントに該当する事実の存否調査
 - (ア) 相談人及び被相談人からの事情聴取
 - (イ) 提出を求めた相談担当者が収集した情報の分析
 - (ウ) 相談人、被相談人及び相談担当者以外の者からの事情聴取
 - (エ) (ア)から(ウ)までの事情聴取等を通じて、ハラスメントに該当する事実があるか否かの認定
 - (2) 前号の調査の結果、被相談人の行為がハラスメントに該当し、部署長の権限の範囲で実施できる指導の必要がある場合、被相談者への指導とともに相談者との仲裁を行うことの決定
 - (3) 第1号に規定する調査の結果、被相談人の行為が就業規則に照らし具体的措置（譴責、減給等の制裁）を講じることが適当であると判断した場合、委員長は人事担当理事に報告するとともに、人事担当理事を通じて理事長に制裁委員会設置を具申することができる。その際は、具申書を作成しなければならない。
 - (4) 調査委員会の調査結果は、相談人及び被相談人へ通知する。

(人事担当理事の任務)

- 第10条** 人事担当理事は、第7条第2項に規定する部署長からの要請があった場合、相談者の属する部署から臨時の適切な学内相談窓口を定

めるものとする。

2 人事担当理事は、ハラスメント防止のため、次の各号に掲げる事項を検討し、実施する。

- (1) ハラスメント防止対策及びハラスメントに関する情報の収集
- (2) ハラスメント防止対策のための広報及び啓発活動
- (3) ハラスメント防止対策に関する職員研修の実施
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、ハラスメント防止対策に関すること。

3 人事担当理事は、その他本規程に従い、本法人のハラスメントの防止等に関する事項を総括する。

(プライバシー等の保護と不利益な取扱いの禁止)

第11条 調査委員会委員、相談担当者、その他ハラスメントの相談等の処理に関わる者は、相談人及び関係者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮するとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 調査委員会委員、相談担当者、その他ハラスメントの相談等の処理に関わる者は、相談人が相談をしたこと、相談人が苦情相談等の申立をしたこと、当事者以外の第三者が証言をしたこと等を理由として、相談人及び関係者に不利益な取扱いをしてはならない。

(規程の所管及び庶務)

第12条 本規程は、人材開発部職員研修課が所管する。ただし、学生、職員等のハラスメント防止等に関する事務は、事案によって人材開発部職員研修課、医学部事務部学生課、看護学部事務部学務課又はリハビリテーション学部事務部学務課が担当する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

16 関西医科大学ハラスメント防止に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、関西医科大学ハラスメント防

止に関する規程（以下「規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、ハラスメントに該当する具体的な言動（以下「禁止行為」という。）について、及び規程第4条第6項の規定に基づき、学外相談窓口に関する事項について定める。

(禁止行為)

第2条 ハラスメントに該当する具体的な禁止行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) パワーハラスメント（規程第2条第1項第1号の要件を満たす禁止行為）
 - (ア) 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
 - (イ) 人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃
 - (ウ) 自分自身の意に沿わない他の職員に対して、仕事を外し、長期間にわたり別室に隔離するなどの人間関係からの切離し行為
 - (エ) 長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、担当業務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求
 - (オ) 部下を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
 - (カ) 職員の性的指向、性自認や病歴などの機微な個人情報について、本人の了解を得ずに他の職員に暴露するなどの個の侵害
 - (キ) (ア)から(カ)までに掲げる事項のほか、パワー・ハラスメントに該当するすべての行為
- (2) セクシュアルハラスメント（規程第2条第1項第2号の要件を満たす禁止行為）
 - (ア) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問及び発言
 - (イ) わいせつ画像の閲覧、配布及び掲示
 - (ウ) うわさの流布
 - (エ) 不必要な身体への接触
 - (オ) 性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
 - (カ) 交際及び性的関係の強要
 - (キ) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
 - (ク) (ア)から(キ)までに掲げる事項のほか、相手

- 方及び他の職員に不快感を与える性的な言動
- (3) アカデミックハラスメント（規程第2条第1項第3号の要件を満たす禁止行為）
- (ア) 正当な理由なく、教育指導や研究指導を妨害したり、放任主義と称して研究指導やアドバイスをしないこと。
- (イ) 人格や研究成果を否定する言動により、精神的に虐待すること。
- (ウ) 心身の健康を害する可能性があるような不当な課題達成を強要すること。
- (エ) 不当に低い評価をしたり、単位を与えないこと。
- (オ) 文献、図書及び機器類を使わせないなどの手段で、研究遂行を妨害すること。
- (カ) 客観的合理性が無く、本人の意に反する研究計画や研究テーマを強要すること。
- (キ) 教育及び研究と無関係な雑用を強いること。
- (ク) 学生間において、(ア)から(キ)までに準じた言動により相手の修学に関する環境や意欲を阻害すること。
- (ケ) 学生が教員に対して正当な理由なく、教育指導や研究指導を拒否したり、教員の心身の健康を害する可能性があるような言動を行うこと。
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げる事項のほか、アカデミックハラスメントに該当するすべての行為
- (4) 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント（規程第2条第1項第4号の要件を満たす禁止行為）
- (ア) 妊娠、出産、育児休業及び介護休業に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
- (イ) 妊娠、出産、育児休業及び介護休業に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- (ウ) 妊娠、出産、育児休業及び介護休業に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等の言動
- (エ) 妊娠、出産等をしたことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動

(オ) 妊娠、出産等をしたことに対する嫌がらせ等の言動

- (5) 前各号に掲げる事項のほか、職場においてハラスメント被害が発生している事実を認めながら、これを黙認する管理職の行為

(学外相談窓口の選定)

第3条 学外相談窓口業務の委嘱先は、本学が顧問弁護士契約を締結している事業所の中から人事部が選定し、部署内稟議による理事長決裁を経て、決定する。

- 2 前項により決定した委嘱先と契約手続きを行う。契約期間は原則2年とする。

(学外相談担当者)

第4条 委嘱先から示された学外相談担当者に委嘱状を交付する。

(学外相談窓口の公示)

第5条 学外相談窓口の組織名、相談担当者名及び連絡先を法人内掲示板、イントラネット等に掲示及び掲載し、職員等に周知する。

(相談等の受付)

第6条 学外相談担当者は、職員等からハラスメントに関する相談等を受けた場合、相談等の内容を聴き取り、調査の要否を含め必要な措置の検討を行い、調査を実施する場合にあっては、次の各号に掲げるいずれかの手法で行うものとする。

- (1) 学外相談担当者からのみの調査
 - (2) 相談等事案に関係する部署との共同調査
 - (3) 相談等事案に関係する部署からのみの調査
- 2 学外相談担当者は、相談等の受付後、速やかに人事部に相談等の内容と前項に定める調査手法を報告する。ただし、匿名による相談等の場合は、相談者を特定させる情報は報告しないこととする。
- 3 前項の報告について、相談等の内容が軽微な事案である場合は都度の報告は省略することができるものとする。
- 4 学外相談担当者は、相談等事案に係る調査の実施の有無等を相談者に通知する。調査を実施しない場合は、その理由も併せて通知するものとする。

(調査権限)

第7条 学外相談担当者は、相談者、被相談者及び関係者から事情聴取を行うことができる。

(調査結果の通知等)

第8条 学外相談担当者は、調査の結果、是正措置等（制裁措置、再発防止策及び救済措置等を含む。）が必要であると認めた場合、人事部に意見を述べることができる。

2 人事部は、前項の意見を踏まえ、是正措置等について検討し、決定するとともに、人事担当理事に報告する。

3 学外相談担当者は、調査を終えたときは、相談者及び被相談者に対し、調査結果を書面又は口頭で通知するものとする。

(相談等への対応手続)

第9条 ハラスメントに関する相談等への対応フローは、別図のとおりとする。

附 則

本細則は、令和5年1月1日から施行する。

別図（略）

17 関西医科大学学生の懲戒等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、関西医科大学学則（以下「学則」という。）及び関西医科大学大学院学則に定めるもののほか、関西医科大学（以下「本学」という。）における、学生の懲戒及び教育的措置（以下「懲戒等」という。）に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規程において懲戒等の対象となるのは、本学に在学する学部学生及び大学院生（以下「学生」という。）とする。

(懲戒の意義)

第3条 懲戒等は、学生が懲戒等の対象となる行為を行った場合、本学における秩序維持、学生の本分を全うさせるための教育的指導の一環として行うものである。

2 懲戒等は、懲戒等の対象となる行為の様態や結果等を総合的に検討して行う。

(対象行為)

第4条 懲戒等の対象となる行為は、次の各号に掲げる別表記載のものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) 交通事故・違反
- (3) 授業・試験等における不正行為
- (4) 学内の秩序を乱す行為
- (5) その他、前各号に準ずる行為

(懲戒種類)

第5条 懲戒の種類は、次の各号に掲げる別表記載のものとする。

- (1) 訓告は、学長が学生の行った行為の責任を確認してその将来について戒めるものとする。
- (2) 停学は、学長が一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。
- (3) 退学は、学長が学生としての身分を剥奪するものとし、再入学は認めない。

(教育的措置)

第6条 学長は第5条に規定する訓告の基準に準ずる行為を行った学生で懲戒するに至らないと判断する場合、学生の本分についての反省を促すため、学生が在籍する学部の学部長又は研究科の研究科長（以下「学部長等」という。）に命じ、口頭又は文書による嚴重注意を行う。また、嚴重注意の内容は、保護者又は保証人に文書で通知する。

2 教育的措置は、原則、学部長等が行うものとする。

3 学部長等は、教育的措置を行った場合に学長へ報告するものとする。

(自宅待機)

第7条 学長は、処分が決定するまでの間、当該学生に対して自宅待機を命ずることができる。

2 自宅待機中に停学処分が決定した場合、自宅待機期間を処分期間に含むことができる。

(懲戒の手続)

第8条 学部長等は、懲戒に該当すると思料され

る対象行為を認知、又は報告を受けた場合は、速やかに学長へ報告するものとする。

(懲戒委員会)

第9条 学長は、前条の報告を受けたときは、学生懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）に対して諮問する。

2 懲戒委員会規程については別途定める。

(懲戒の発効)

第10条 学長は、懲戒委員会からの答申及び学生が在籍する学部の教授会又は研究科の研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を踏まえ、懲戒を行う。

2 学長が当該学生に対して懲戒内容を通知した日あるいは告示した日を以って発効する。

(通告等)

第11条 学長は、当該学生に対して懲戒通知書を交付して懲戒を行う。

2 懲戒を行ったときは、学長から当該学生の保護者又は保証人に対して懲戒の内容を文書により通知する。

(公示)

第12条 学長は、懲戒の処分を行った場合には直ちに公示しなければならない。公示事項は、原則として、学部又は研究科、学年、氏名、処分年月日、懲戒の種類、懲戒理由とする。

2 学長は、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、又は軽微な事案である場合等においては、前項の規定に関わらず、公示内容の全部又は一部を公開しないことができる。

3 公示期間は、発効日から1か月とする。

(停学期間)

第13条 停学の期間は、有期又は無期とする。

2 停学の期間が1か月以上にわたるときは、この期間は在学期間及び修業年限に含まないものとする。

3 停学の期間は、学則第8条に規定する休業日を含むものとする。

(無期停学の解除)

第14条 学長は、無期停学の解除が適当であると認めるときは、教授会等において、その解除を諮問することができる。

2 無期停学の解除は、教授会等の答申を経て、学長が行う。

3 無期停学解除の学生への通告、保護者又は保証人への通知は、文書をもって行う。

(停学期間中の指導)

第15条 学部長等は、必要があると認めた場合は、停学期間中の当該学生に対して面談及び教育的指導を行うことがある。

(懲戒対象者の退学申し出の取り扱い)

第16条 学長は、懲戒決定前に当該学生から退学の申し出があった場合には、決定するまでこの申し出を受理しない。

(懲戒等に関する記録)

第17条 学長は、懲戒等の事実を学籍簿に記録しなければならない。

2 記載方法は、懲戒と懲戒以外の教育的措置で区分するものとする。

(所管)

第18条 懲戒等に関する事務は、当該学部事務部が行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	懲戒対象行為	懲戒の種類
I 犯罪行為	①殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	②薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学又は停学（無期又は有期）
	③傷害、窃盗、万引き、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	
	④痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	
	⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	
	⑥「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	
	⑦コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	
II 交通事故・違反	①死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
	②死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	
	③人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	停学（無期又は有期）又は訓告
	④無免許運転、飲酒運転（ほう助含む）、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	
	⑤後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	
III 授業・試験等における不正行為	①答案を交換すること、他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること	退学又は停学（無期又は有期）
	②他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること	退学、停学（無期又は有期）、又は訓告
	③試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの	
	④授業・試験等に係るその他不正な行為と認められること	
	⑤他の学生になり代わり授業・試験等に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者	
	⑥アンプロフェッショナルな行為（態度・言動・行動等）と認められるもの	

区分	懲戒対象行為	懲戒の種類
IV 学内の秩序を乱す行為	①「関西医科大学ハラスメント防止に関する規程」に抵触する行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	②ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合や本学の名誉を著しく損ねていると大学が判断した場合	
	③飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学、停学（無期又は有期）
	④飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑤未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑥本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑦本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為及び拘束行為等	退学、停学（無期又は有期）
	⑧本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠した行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑨本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為及び不法改築行為等	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑩研究活動上の不正行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用及び著作権の侵害等）	退学、停学（無期又は有期）
	⑪違法薬物（麻薬、大麻、危険ドラッグ等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	
その他	⑫その他、上記各項目に準ずる行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
再犯等	過去に懲戒を受けた学生が、再び懲戒対象行為、アンプロフェッショナルな行為を行った場合は、より「悪質性」が高いとみなし、各標準を超える重い懲戒を行うことがある。なお、過去に嚴重注意を受けた学生についても同様に重い懲戒等を行うことがある。	

令和 8 年度（2026 年度）

関西医科大学リハビリテーション学部 学生便覧

発行 令和 8 年 4 月 1 日

関西医科大学 リハビリテーション学部事務部

〒573-1136

大阪府枚方市宇山東町 18-89

T E L 072-856-2115（事務室直通）

F A X 072-856-2150

MAIL reha.makino@kmu.ac.jp